

---

# 札幌市一般廃棄物処理基本計画

---

**環境首都・札幌－地球を守るプロジェクト札幌行動**

## スリムシティさっぽろ計画

●年次報告書（平成21年度版）●

札幌市環境局

平成22年8月

# はじめに

札幌市は平成 20 年 3 月、「環境低負荷型資源循環社会（都市）の実現」を基本目標に掲げ、発生するごみ量を低減するとともに、ごみ処理に伴う環境負荷をできる限り少なくするという「環境の視点」、費用対効果を十分考慮し、かかる経費を最小限に抑えるという「経済的な視点」、市民・事業者・札幌市の協働によるごみ減量・リサイクルの取り組みを促進するという「社会的な視点」、これら 3 つの視点を基本方針とする「スリムシティさっぽろ計画」を策定いたしました。

この計画では、平成 29 年度までに、家庭からの廃棄ごみ量を 1 人 1 日当たり 400 グラム以下に、また、札幌市が焼却するごみ量を 24 万トン以上減量など、大幅なごみの減量目標を掲げ、そして清掃工場 1 カ所を廃止し、焼却に伴う環境への負荷の軽減と処理費用の削減を目指すこととしています。

そして、この計画に基づき、昨年 7 月 1 日から、「雑がみ」や「枝・葉・草」という新たな分別収集の開始や家庭ごみ有料化を含む「新ごみルール」をスタートさせ、市民の皆さんのご理解とご協力によりまして、同計画で掲げた目標に向かって順調に進んでいます。

今後も同計画に掲げられた施策を着実に実行し、ごみ減量・リサイクルの目標を達成することは、「環境首都・札幌」が目指す「資源をむだなく使い、ごみの少ない循環型のまち」の実現につながります。

そのためにも、市民、事業者及び札幌市が情報を共有し、それぞれの役割と責務を果たし、協働してごみ減量・リサイクルに向けた取り組みを行っていくことが不可欠です。

ここに「スリムシティさっぽろ計画」の 2 年度目となる平成 21 年度の年次報告書を作成いたしましたので、私どもの事業内容をご覧いただくとともに、今後とも同計画に基づくごみ減量・リサイクル施策の推進にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

平成 22 年 8 月

環境局長 山崎 亘

# 目次

● スリムシティさっぽろ計画の体系図	1 ページ
● 新ごみルールの概要	3 ページ
● 新ごみルール実施に向けた取り組み	6 ページ
● 新ごみルール実施前後のごみ量	7 ページ
● 新ごみルール実施前後の家庭ごみの組成	9 ページ
● 篠路清掃工場の運転休止について	11 ページ
● 平成 21 年度のごみ量	12 ページ
1 ごみ処理量	12 ページ
2 家庭ごみ量	13 ページ
3 事業ごみ量	13 ページ
4 ごみ処理フロー	14 ページ
● ごみ量管理目標と達成状況	15 ページ
1 ごみ減量目標（廃棄ごみ）	15 ページ
2 リサイクル目標（リサイクル率）	16 ページ
3 焼却ごみ量の減量目標	17 ページ
4 埋立処分量の減量目標	18 ページ
5 ごみ管理目標と達成状況一覧表	19 ページ
● 施策シート	20 ページ
重点施策 1 発生・排出抑制のしくみづくり	21 ページ
1-1 ごみ発生・排出抑制のための行動の実践	21 ページ
1-2 国や産業界への働きかけ	27 ページ
重点施策 2 市民による自主的な資源化の促進	29 ページ
2-1 集団資源回収の充実	29 ページ
2-2 回収拠点の整備	31 ページ
2-3 生ごみ・草木類の減量・資源化の推進	33 ページ
重点施策 3 事業者による自主的な資源化の促進	35 ページ
3-1 リサイクル活動の推進	35 ページ
3-2 分別・適正排出指導の徹底	38 ページ
重点施策 4 資源循環型ごみ収集・処理体制の確立	39 ページ
4-1 新たな家庭ごみの分別収集と資源化の実施	39 ページ

4-2	家庭ごみのリサイクル体制の充実	40	ページ
4-3	事業ごみのリサイクルの推進	42	ページ
4-4	新たなリサイクルの調査研究	43	ページ
<b>重点施策5 環境低負荷型ごみ収集・処理体制の確立</b>		<b>44</b>	<b>ページ</b>
5-1	収集体制の見直し	44	ページ
5-2	清掃工場等の整備	46	ページ
5-3	埋立地の整備	48	ページ
5-4	産業廃棄物の民間処理への移行	50	ページ
5-5	不法投棄対策の強化	52	ページ
<b>推進施策1 市民サービスの改善</b>		<b>53</b>	<b>ページ</b>
1-1	ごみステーション問題の改善	53	ページ
1-2	ごみ収集サービスの改善	58	ページ
<b>推進施策2 普及啓発と環境教育の充実</b>		<b>59</b>	<b>ページ</b>
2-1	具体的な行動につなげる普及啓発の実施	59	ページ
2-2	ごみについて関心を高める環境教育の充実	63	ページ
<b>推進施策3 家庭ごみ有料化の実施</b>		<b>66</b>	<b>ページ</b>
3-1	家庭ごみ有料化の実施	66	ページ
3-2	家庭ごみ有料化の実施に向けた情報の共有	71	ページ
3-3	ごみ減量のための総合的施策の実施	73	ページ
<b>推進施策4 清掃事業の効率化の推進</b>		<b>74</b>	<b>ページ</b>
4-1	収集・処理業務の効率化	74	ページ
4-2	事業ごみの処理費用負担の適正化	75	ページ
<b>「スリムシティさっぽろ計画」の計画外事業</b>		<b>76</b>	<b>ページ</b>
●	<b>取組指標</b>	<b>77</b>	<b>ページ</b>
	発生・排出抑制、集団資源回収・拠点回収	78	ページ
	生ごみ減量、事業ごみ対策	79	ページ
	ごみの分別・収集	80	ページ
	普及啓発・環境教育	81	ページ

# スリムシティさっぽろ計画の体系図



## 凡 例

- 1 数値の単位未満、平均値及び指数などの算出方法は四捨五入を原則としたため、合計数値とその内訳の計とが一致しない場合があります。
- 2 施策シートの中で、【 】内に掲げた数値は、「平成 21 年度までに実施したこと」については、原則として、21 年度の実績値を、「平成 22 年度に実施すること」については、22 年度の実施予定を記載しています。

# 新ごみルールの概要

## 1 新ごみルールを実施した目的

「スリムシティさっぽろ計画」に掲げる高いごみ減量目標を達成し、清掃工場1カ所の廃止を目指して、家庭ごみ有料化を実施するとともに、「雑がみ」「枝・葉・草」の新たな分別区分を創設する、いわゆる新ごみルールを平成21年7月から開始しました。

## 2 家庭ごみ有料化

### (1) 家庭ごみ手数料の額

家庭ごみ手数料は近隣市との均衡を考慮し、市民にとって過度な負担とならない範囲で、できる限りごみ減量の動機付けが働く額として、1リットル当たり2円と決めました。



### (2) 指定ごみ袋の種類

指定ごみ袋（以降「指定袋」という）の種類は、5リットル、10リットル、20リットル、40リットルの4種類で、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の両方で使うことができます。





指定袋の種類と価格				
容量	5リットル	10リットル	20リットル	40リットル
販売価格	100円 (10枚1組)	200円 (10枚1組)	400円 (10枚1組)	400円 (5枚1組)

### 3 収集区分

#### (1) 有料で収集するごみ

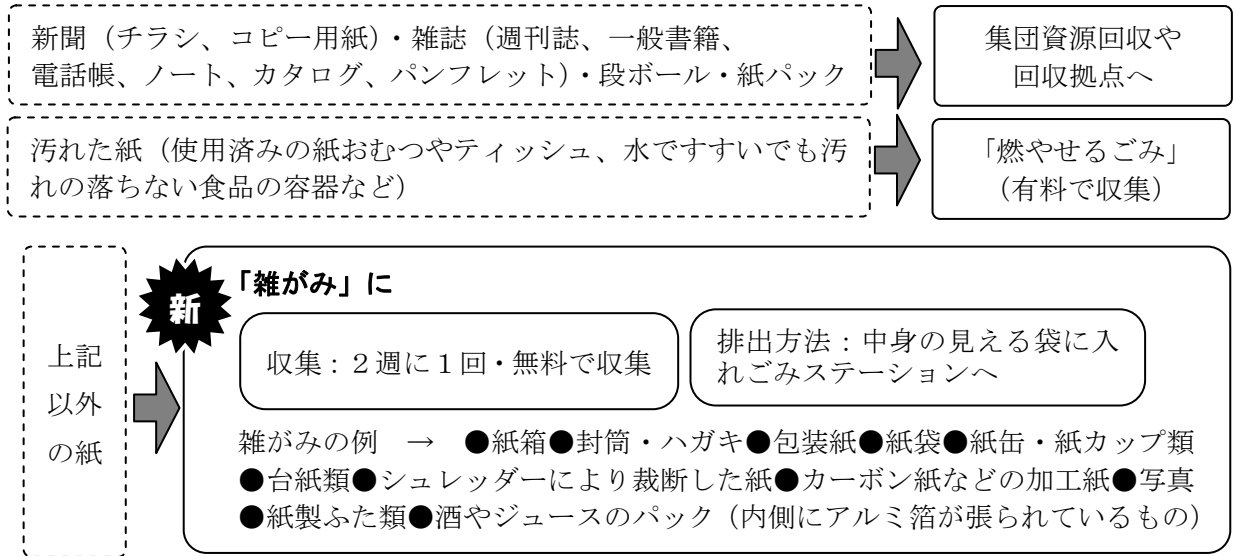
分別区分	使用する袋	収集回数
燃やせるごみ	 指定袋	週 2 回
燃やせないごみ	 指定袋	4 週 1 回
大型ごみ	—	週 1 回 (事前申込制)

#### (2) 無料で収集するごみ

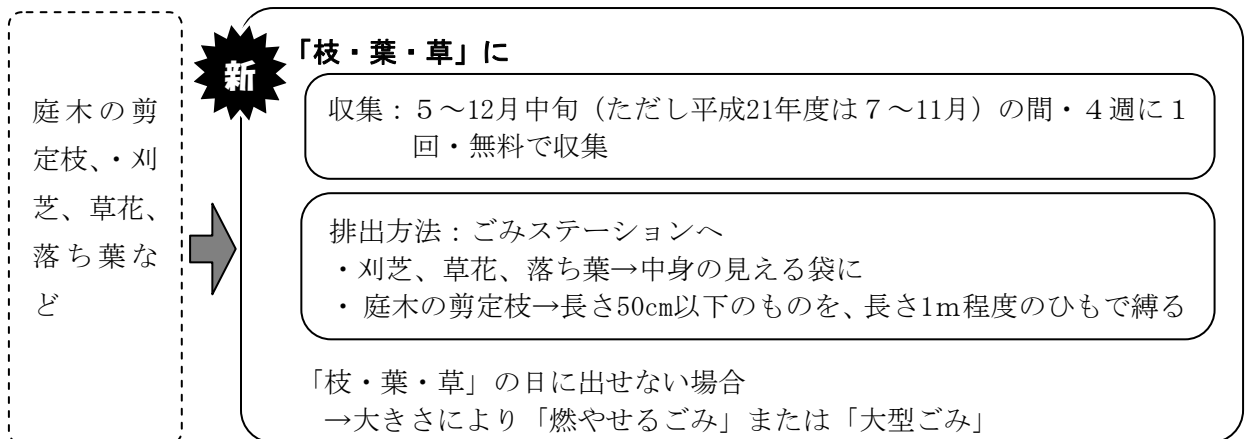
分別区分	使用する袋	収集回数
びん・缶・ペットボトル	 中身の見える袋	週 1 回
容器包装プラスチック	 中身の見える袋	週 1 回
雑がみ	 中身の見える袋	2 週 1 回
枝・葉・草	 中身の見える袋	4 週 1 回 (5～12月中旬) ※ 21年度は7～11月
スプレー缶・ カセットボンベ	 中身の見える袋	4 週 1 回 (「燃やせないごみ」の日)
筒型乾電池	 中身の見える袋	4 週 1 回 (「燃やせないごみ」の日)

## 4 分別区分の主な変更点

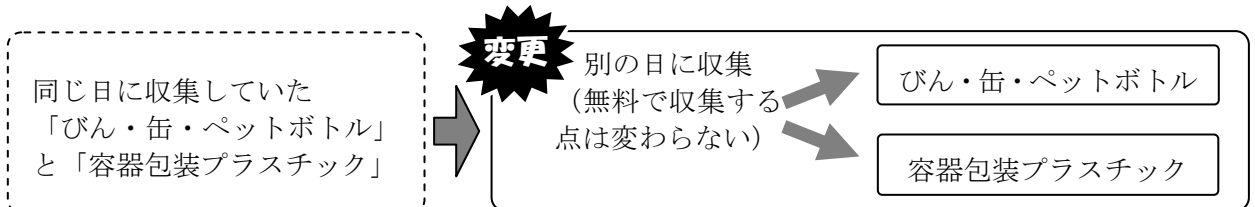
### (1) 「雑がみ」収集



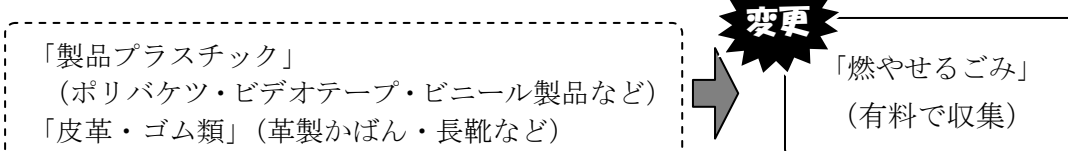
### (2) 「枝・葉・草」収集



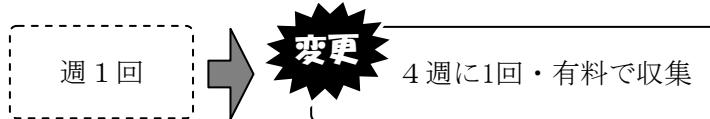
### (3) 「びん・缶・ペットボトル」と「容器包装プラスチック」の収集日の分離



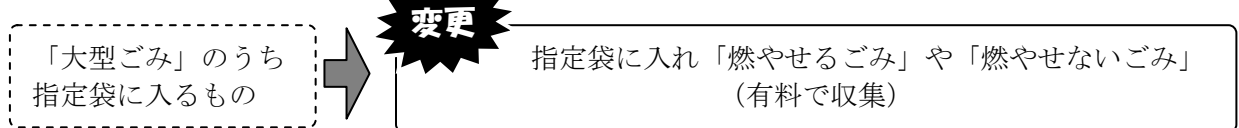
### (4) 「製品プラスチック」・「皮革・ゴム類」の分別区分変更



(5) 「燃やせないごみ」の収集回数の変更



(6) 「大型ごみ」の基準の見直し



## 新ごみルール実施に向けた取り組み

### 1 新ごみルールの周知

- (1) 町内会ごとなど地域へのきめ細かな説明会の開催：2,692回（参加人数約13万人）
- (2) 広報さっぽろ、テレビCM、ポスター、新聞広告、ホームページなどさまざまなマスメディアによる広報
- (3) お試し袋、収集日カレンダー、ごみ分けガイドの全世帯配布  
平成21年5月25日から6月15日の間に、市内全世帯（約90万部）に配布。

### 2 不適正排出・不法投棄対策の強化

- (1) 「さっぽろごみパト隊」などによる指導体制の強化
- (2) 地域との協働による早朝指導啓発の実施（7月1日～10日）  
7月1日から10日までの土日を除いた8日間、延べ約5千人の市職員が参加し、町内会など地域住民の協力をいただいて約6万人体制で実施。

# 新ごみルール実施前後のごみ量

## 1 新ごみルール実施前（4月－6月）のごみ量

### (1) 廃棄ごみ

家庭ごみ有料化を直前に控え、有料化が始まる前に家庭にあったごみを処分しようとするいわゆる“駆け込み排出”の影響によって、前年度の同時期と比べ「燃やせるごみ」が18%増、「燃やせないごみ」が110%増、「大型ごみ」が26%増と廃棄ごみの排出量は大幅に増加しました。

### (2) 資源物

「びん・缶・ペットボトル」と「容器包装プラスチック」は、新ごみルール以降も無料で収集される資源物であるため、駆け込み排出の影響は見られず、前年度同時期と比べ排出量に大きな増減はありませんでした。

### (3) ごみ量全体

ごみ量全体としては27%増と、廃棄ごみの排出量が増えたことによって、ごみ量全体の排出量も増加しました。

表1 新ごみルール実施前（4月－6月）のごみ量

家庭ごみ		平成20年度	平成21年度	対前年度比
廃棄ごみ	燃やせるごみ	91,600t	107,637t	<b>118% (+18%)</b>
	燃やせないごみ	14,378t	30,264t	<b>210% (+110%)</b>
	大型ごみ(焼却・破砕)	2,929t	3,683t	<b>126% (+26%)</b>
	地域清掃ごみ	974t	1,069t	<b>110% (+10%)</b>
	管路ごみ	167t	179t	<b>107% (+7%)</b>
	計	110,048t	142,833t	<b>130% (+30%)</b>
	1人1日当たり	637g	824g	<b>129% (+29%)</b>
資源物	びん・缶・ペットボトル	6,849t	7,523t	<b>110% (+10%)</b>
	容器包装プラスチック	5,429t	5,901t	<b>109% (+9%)</b>
	大型ごみ(リサイクル)	26t	42t	<b>162% (+62%)</b>
	計	12,278t	13,425t	<b>109% (+9%)</b>
	1人1日当たり	71g	77g	<b>109% (+9%)</b>
合計		122,326t	156,257t	<b>128% (+28%)</b>
	1人1日当たり	708g	902g	<b>127% (+27%)</b>

## 2 新ごみルール実施後（7月－3月）のごみ量

### (1) 廃棄ごみ

新ごみルール以降、有料で収集することとなった「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」は、それぞれ前年度同時期と比べ33%減、66%減となりました。廃棄ごみ全体としては35%減と、新ごみルール以降、廃棄ごみは大幅に減少しました。

### (2) 資源物

新ごみルール以降、「びん・缶・ペットボトル」が16%増、「容器包装プラスチック」が32%増と資源物の収集量は大幅に増加しました。この理由としては、家庭ごみ有料化に伴い、資源物を適正に出そうとする意識が高まり、分別協力率が向上したためだと考えられます。さらに、これまで「燃やせるごみ」に出されていた「枝・葉・草」と「雑がみ」は、資源物として収集されるようになったため、資源物全体の収集量は、前年度同時期と比べ123%増と大幅に増加することとなりました。

### (3) ごみ量全体

新ごみルール以降、ごみ量全体としては18%減と大幅に減少しました。このことは、これまで廃棄ごみに混入されていた資源物が、適正に分別されるようになっただけでなく、無駄なものやごみとなるものを買わないなど、発生・排出抑制の意識がこれまで以上に高くなったためだと考えられます。

表2 新ごみルール実施後（7月－3月）のごみ量

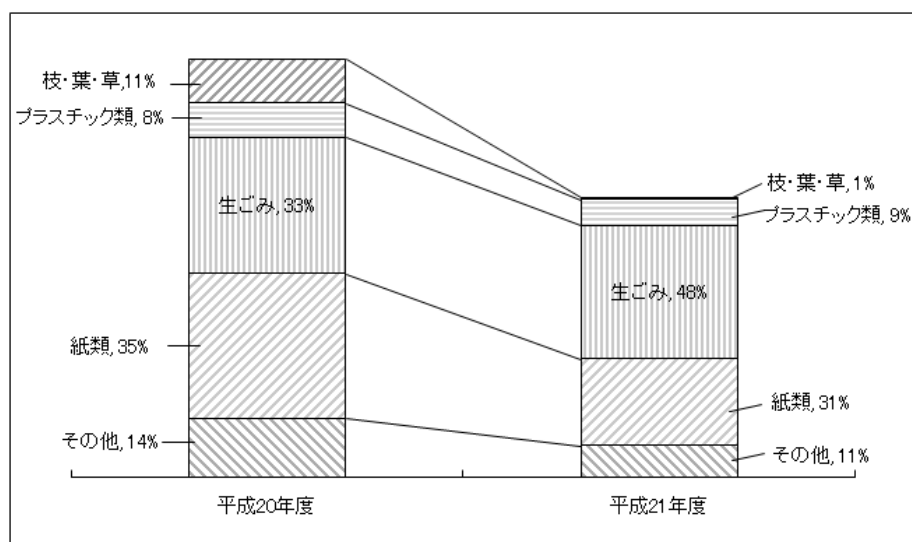
家庭ごみ		平成20年度	平成21年度	対前年度比
廃棄ごみ	燃やせるごみ	263,269t	175,976t	<b>67%</b> (▲33%)
	燃やせないごみ	34,000t	11,620t	<b>34%</b> (▲66%)
	大型ごみ(焼却・破砕)	7,461t	6,700t	<b>90%</b> (▲10%)
	地域清掃ごみ	1,574t	3,854t	<b>245%</b> (+145%)
	管路ごみ	495t	377t	<b>76%</b> (▲24%)
	計	306,798t	198,526t	<b>65%</b> (▲35%)
		590g	380g	<b>64%</b> (▲36%)
資源物	びん・缶・ペットボトル	21,392t	24,882t	<b>116%</b> (+16%)
	容器包装プラスチック	16,461t	21,682t	<b>132%</b> (+32%)
	枝・葉・草	-	12,356t	-
	雑がみ	-	26,215t	-
	大型ごみ(リサイクル)	76t	95t	<b>124%</b> (+24%)
	計	37,853t	85,135t	<b>225%</b> (+125%)
	1人1日当たり	73g	163g	<b>223%</b> (+123%)
合計		344,651t	283,661t	<b>82%</b> (▲18%)
	1人1日当たり	663g	544g	<b>82%</b> (▲18%)

# 新ごみルール実施前後の家庭ごみの組成

## 1 「燃やせるごみ」・「燃やせないごみ」の組成割合の変化

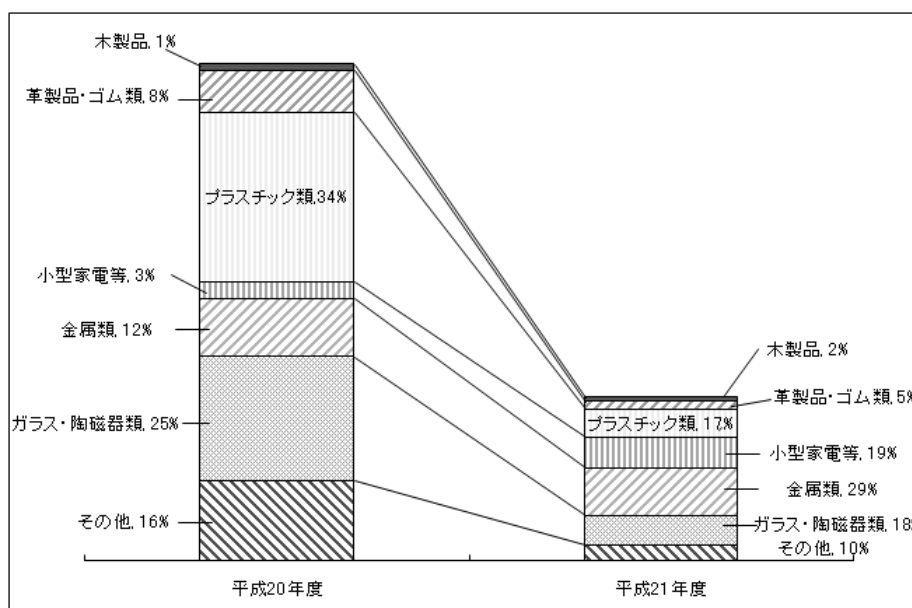
### (1) 「燃やせるごみ」

「雑がみ」や「枝・葉・草」の収集が開始されたことにより、紙類は35%から31%、枝・葉・草は、11%から1%へとそれぞれ割合が減少していますが、一方、生ごみについては、33%から48%と「燃やせるごみ」に占める割合が増加しています。



### (2) 「燃やせないごみ」

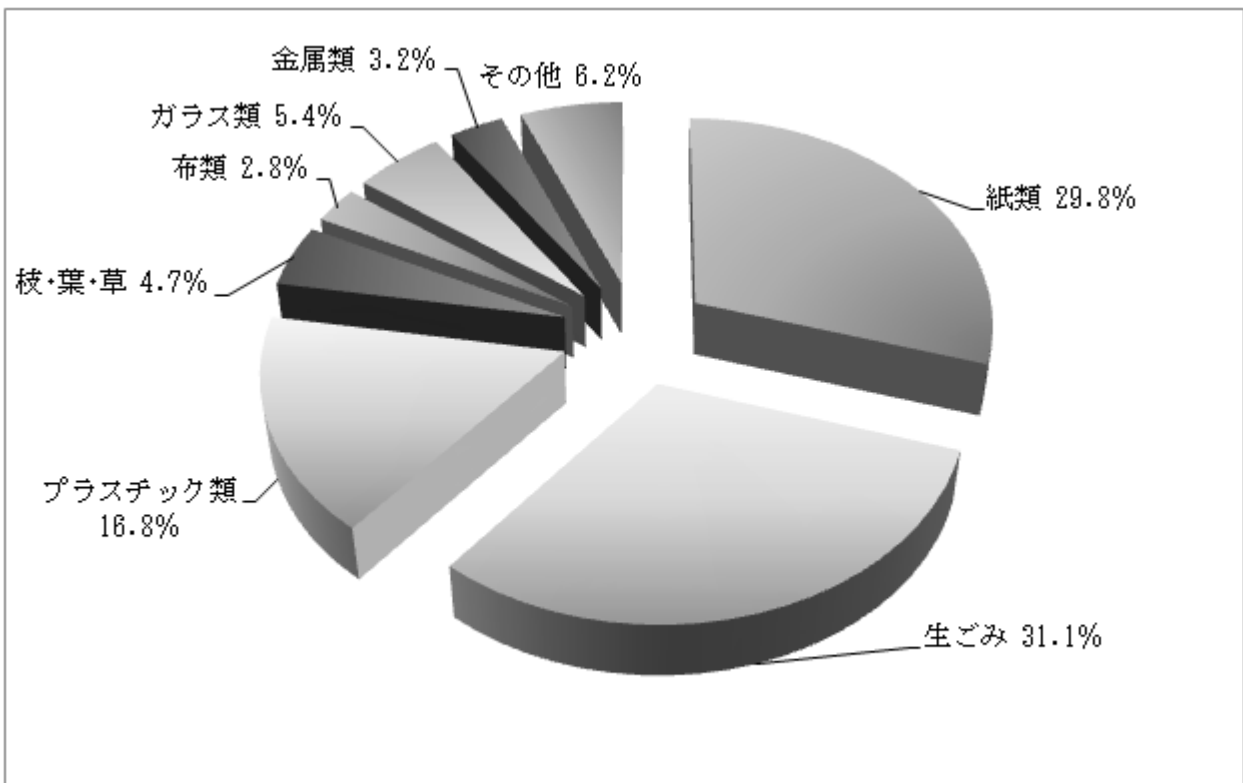
プラスチック類や革製品・ゴム類は、新ごみルール以降、「燃やせないごみ」から「燃やせるごみ」へと分別区分を変更したため、それぞれ34%から17%、8%から5%と割合が減少しています。一方、指定袋（40L）に入る大型ごみについては、「燃やせるごみ」または「燃やせないごみ」に出すことができるようになったため、金属類が12%から29%、小型家電等が3%から19%へと割合が増加しています。



## 2 新ごみルール後の家庭ごみの組成割合

新ごみルール以降のごみステーションに出された家庭ごみ全体の組成について、紙類が29.8%、生ごみが31.1%と、この二つのごみ種で半分以上を占めており、次にプラスチック類が16.8%、ガラス類が5.4%となっています。

○ 新ごみルール実施後の家庭ごみの組成



# 篠路清掃工場の運転休止について

## 1 経緯

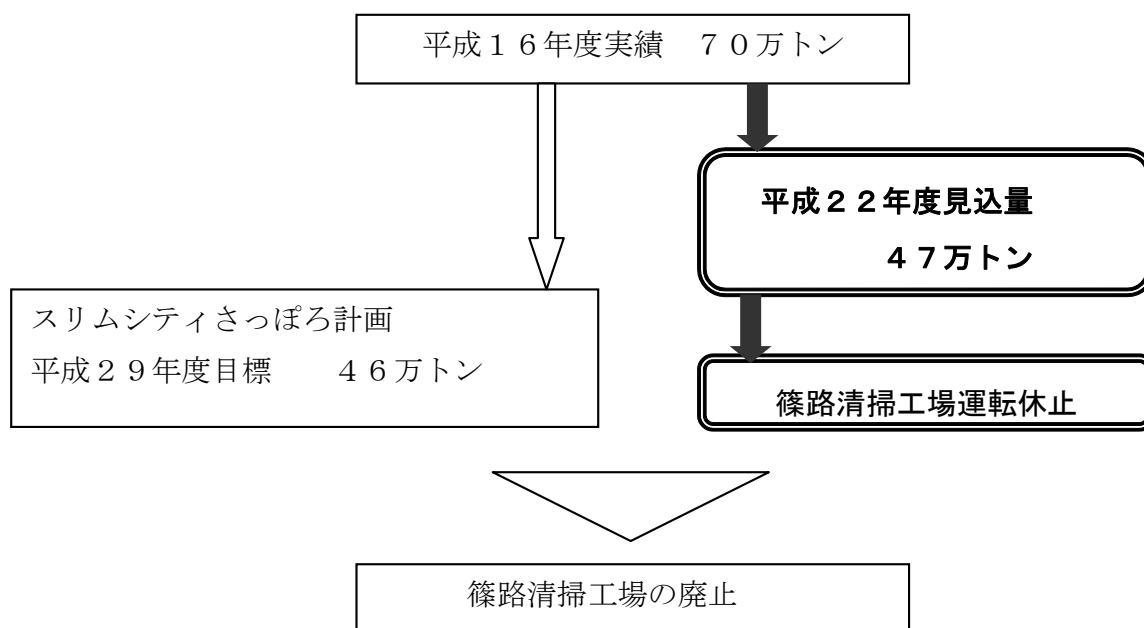
「スリムシティさっぽろ計画」では、平成16年度に70万トンだった焼却ごみを、平成29年度までに24万トン減の46万トンにすることを目標としていますが、平成21年7月1日からの新ごみルール実施後、市民の皆さんの協力により、家庭から出される廃棄ごみ量（燃やせるごみ、燃やせないごみ）が1人1日当たり400グラムを下回るペースで推移しており、平成22年度の焼却ごみ量が目標に迫る47万トンになることが見込まれました。

そこで、篠路以外の3つの工場で処理が可能であると判断し、平成22年3月末をもって篠路清掃工場の運転を休止することとしました。

## 2 22年度以降について

篠路清掃工場の廃止については、ごみ量の推移を見極めた上で、平成22年度中に判断をする予定です。

また、「雑がみ」収集量の増加に対応するため、休止した篠路清掃工場の一部を活用し、「雑がみ」リサイクルのための選別を行います。

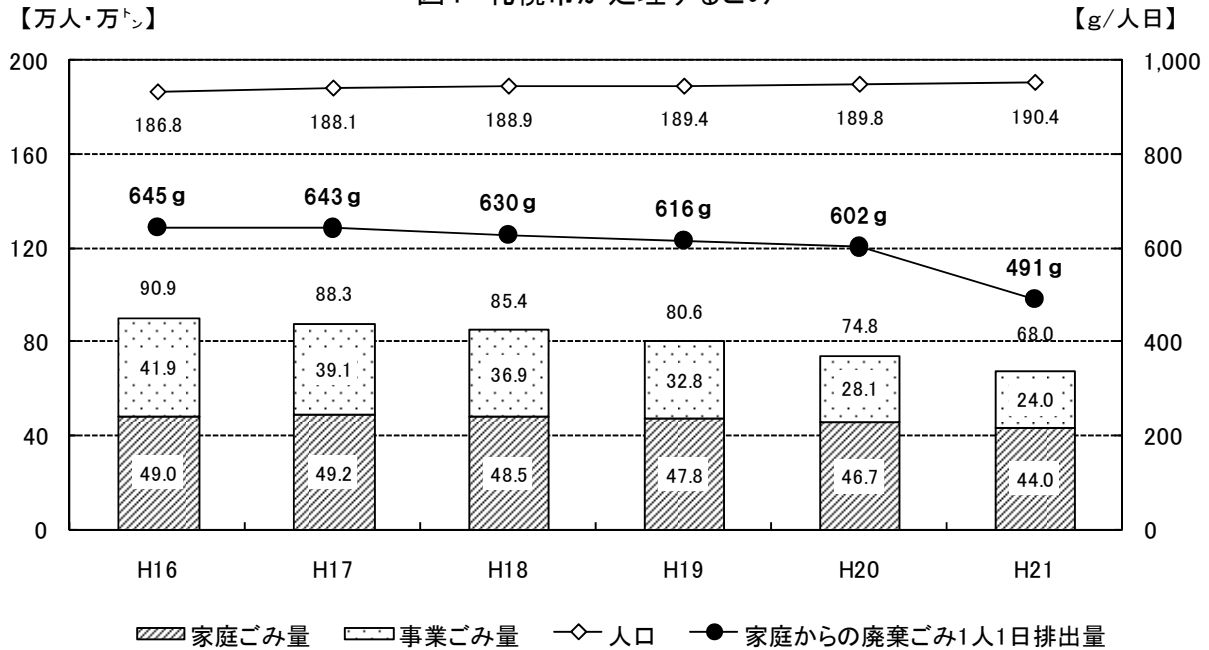


# 平成21年度のごみ量

## 1 ごみ処理量

本市が処理したごみ量は、平成16年度以降年々減少しており、平成21年度は680,342tとなりました。このうち、家庭ごみは440,055tで、前年度より27,024t(約5.8%)の減少となり、事業ごみは240,287tで、前年度より40,532t(約14.4%)の減少となりました。

図1 札幌市が処理するごみ



注) 上記のごみ処理量は、廃棄ごみ(資源化できず、焼却処理や埋立処分しなければならないごみ)のほか、市の資源化施設で受け入れた以下の資源物を含みます。

家庭ごみ: 「びん・缶・ペットボトル」「容器包装プラスチック」、21年度からは「雑がみ」「枝・葉・草」

事業ごみ: ごみ資源化工場に搬入された資源物

表1 平成16年度以降のごみ量

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人口(人)	1,868,289	1,880,875	1,888,687	1,894,344	1,898,473	1,904,278
A: 家庭ごみ量(t)	489,719	492,370	485,149	477,979	467,079	440,055
1人1日の排出量(g)						
廃棄ごみ量(g)①	645	643	630	616	602	491
リサイクル量(g)②	73	74	74	73	72	142
合計(g)【①+②】	718	717	704	689	674	633
B: 事業ごみ量(t)	416,655	388,702	367,021	325,843	280,819	240,287
リサイクル量(t)	35,217	31,786	28,791	25,546	21,089	18,196
C: 市外からの受入(t)	2,146	2,048	2,220	2,172	—	—
ごみ処理量(t)【A+B+C】	908,520	883,120	854,390	805,994	747,898	680,342

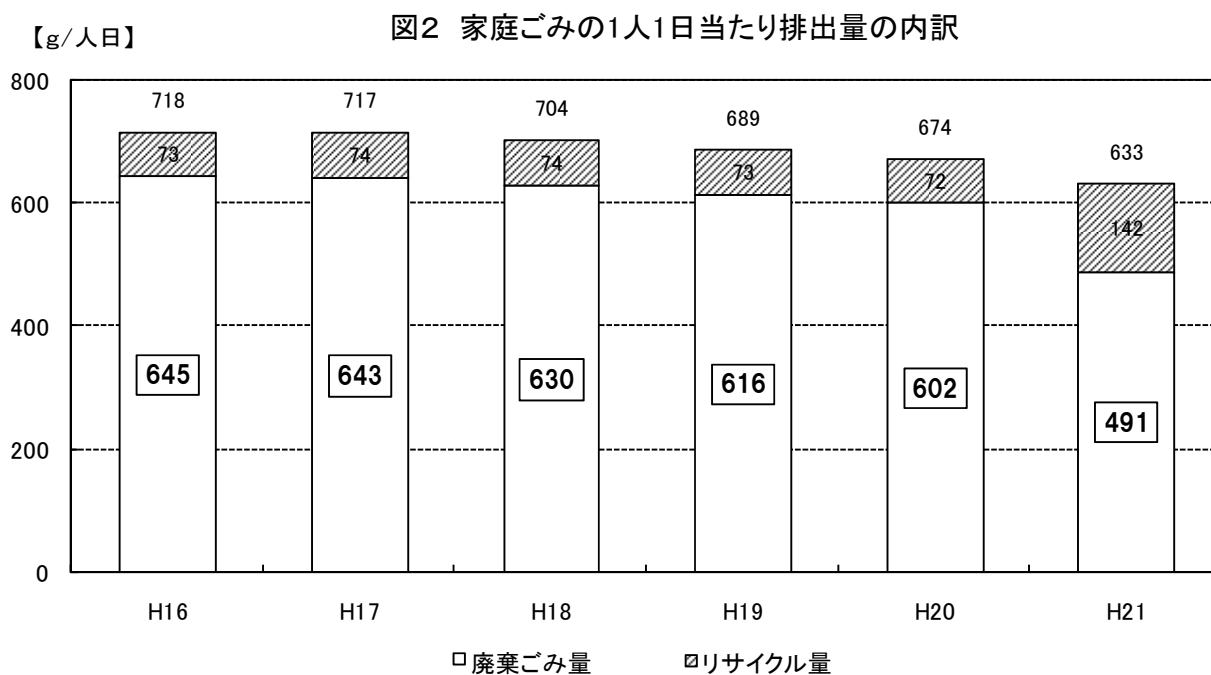
※1 平成16年度の人口については、平成17年国勢調査結果による推計人口の遡及修正は反映していません。

※2 南空知公衆衛生組合の要請を受け、平成14年12月から長沼町、南幌町、由仁町で発生する可燃ごみを暫定的に受け入れていましたが、平成19年度(2,172t)をもって終了しました。

## 2 家庭ごみ量

家庭ごみ量を焼却や埋立処分する「廃棄ごみ量」と資源化する「リサイクル量」とに区分すると、平成21年度の1人1日当たりの廃棄ごみは491gと前年度の602gに比べ111g（約18.4%）の減少となり、リサイクル量は142gと前年度の72gに比べ70g（約97.2%）の増加となりました。

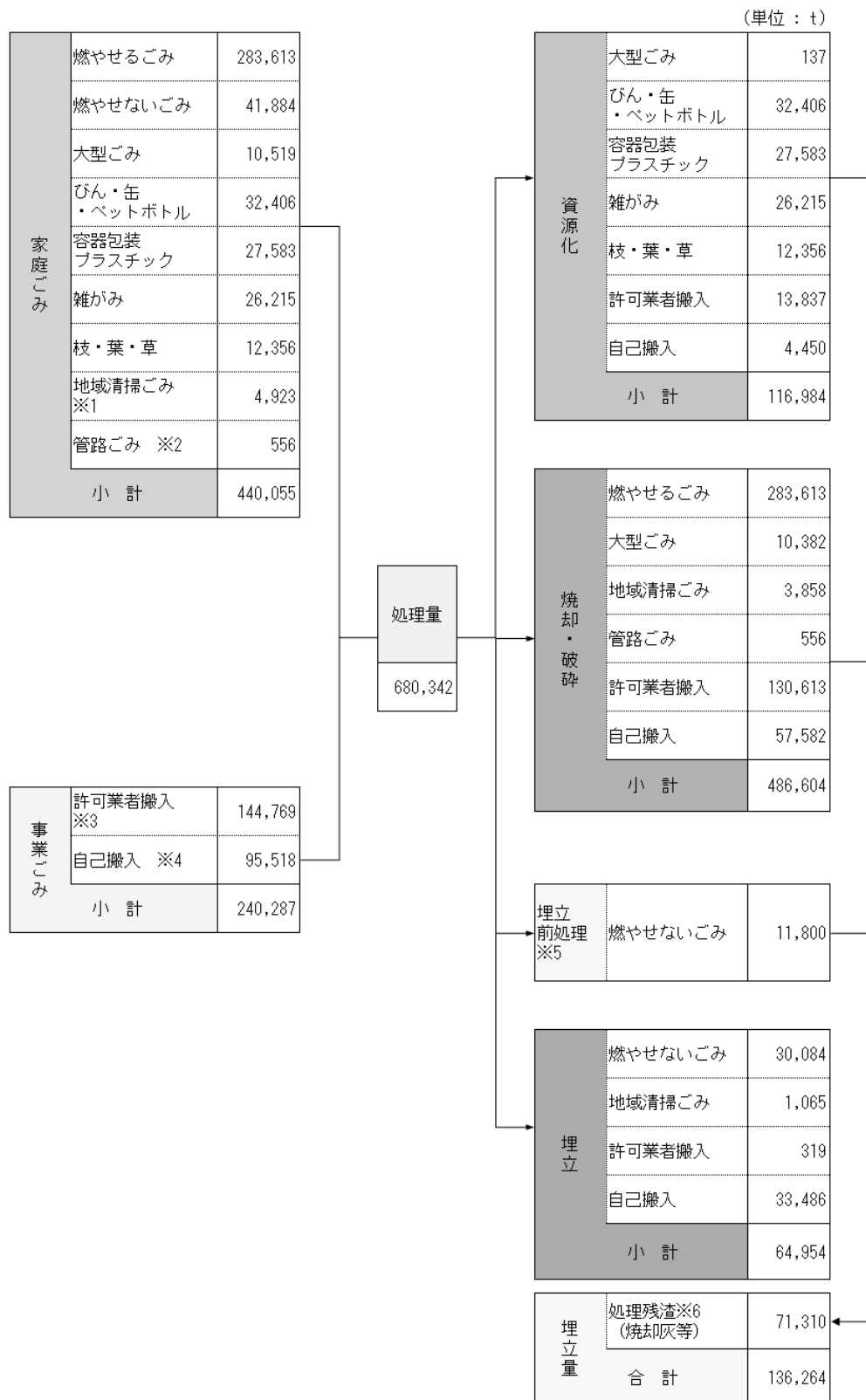
なお、市民1人1日当たりの家庭から排出される総ごみ量（「廃棄ごみ量」＋「リサイクル量」）は、平成16年度に718gでしたが、その後は年々減少し、平成21年度は633gと前年度の674gに比べ41g（約6.1%）の減少となりました。



## 3 事業ごみ量

本市の施設で処理した事業ごみは240,287tで、前年度の280,819tに比べ40,532t（約14.4%）の減少となりました。また、リサイクル量（ごみ資源化工場への搬入量）は18,196tで、前年度の21,089tに比べ2,893t（約13.7%）の減少となりました。

## 4 ごみ処理フロー



- ※1 地域清掃ごみ：町内清掃などで発生するごみ
- ※2 管路ごみ：北区あいの里地区の一部で実施している空気輸送管によって収集するごみ
- ※3 許可業者搬入：(財)札幌市環境事業公社が収集して搬入する事業ごみ
- ※4 自己搬入：(財)札幌市環境事業公社以外の事業者などが自ら搬入するごみ
- ※5 埋立前処理：燃やせないごみを減容化するために行う破砕処理
- ※6 資源化処理、焼却・破砕処理、埋立前処理により生じた残渣の合計

# ごみ量管理目標と達成状況

ごみ減量・リサイクルを進めていくうえでは、ごみ量に係る具体的な数値目標を設け、市民・事業者とその目標を共有し、成果を確認・評価しながら、それぞれの役割に基づいて取り組んでいく必要があります。

そのため「スリムシティさっぽろ計画」では、ごみ量管理目標として「廃棄ごみ量」・「リサイクル率」・「焼却ごみ量」・「埋立処分量」の4つを掲げ、それぞれ平成22年度までの中間目標値と平成29年度までの最終目標値を設定しています。

## 1 ごみ減量目標（廃棄ごみ）

### (1) 目標

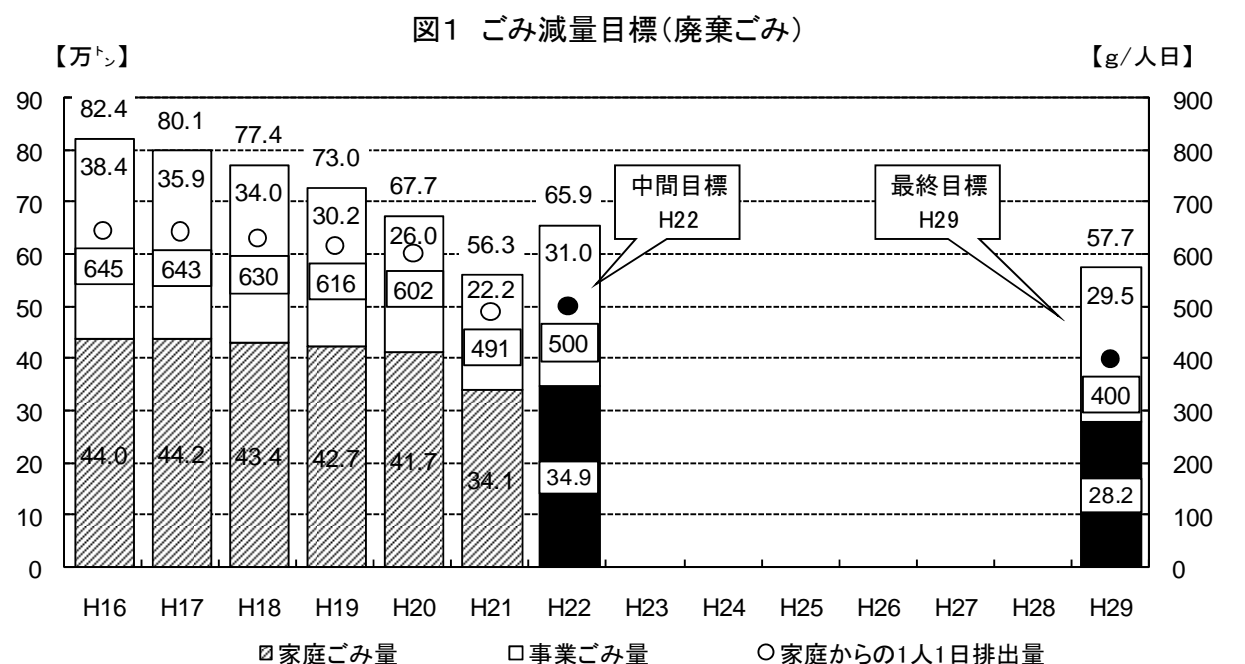
廃棄ごみ量全体	平成16年度実績に比べ、 (中間目標) 平成22年度までに <b>20%以上減量</b> (最終目標) 平成29年度までに <b>30%以上減量</b>
家庭からの廃棄ごみ量 (1人1日当たり)	平成16年度の645gに対し、 (中間目標) 平成22年度までに <b>500g以下</b> (最終目標) 平成29年度までに <b>400g以下</b>

※ 廃棄ごみ：「燃やせるごみ」・「燃やせないごみ」など資源化できず、焼却処理や埋立処分しなければならないごみ

### (2) 平成21年度の結果

平成21年度の廃棄ごみ量は563,358tとなり、平成16年度の823,600tに比べ約31.6%の減少となりました。

また、家庭からの1人1日当たり廃棄ごみ量は491gとなり、平成16年度の645gに比べ約23.9%減少しました。



### (3) 評価

家庭から出される1人1日当たり廃棄ごみ量は、新ごみルールの開始によって、駆け込み排出の影響があったものの、中間目標値を達成しました。

廃棄ごみ全体では、平成16年度に比べ約31.6%減少し、中間目標値だけでなく、最終目標値を達成しました。

## 2 リサイクル目標（リサイクル率）

### (1) 目標

リサイクル率

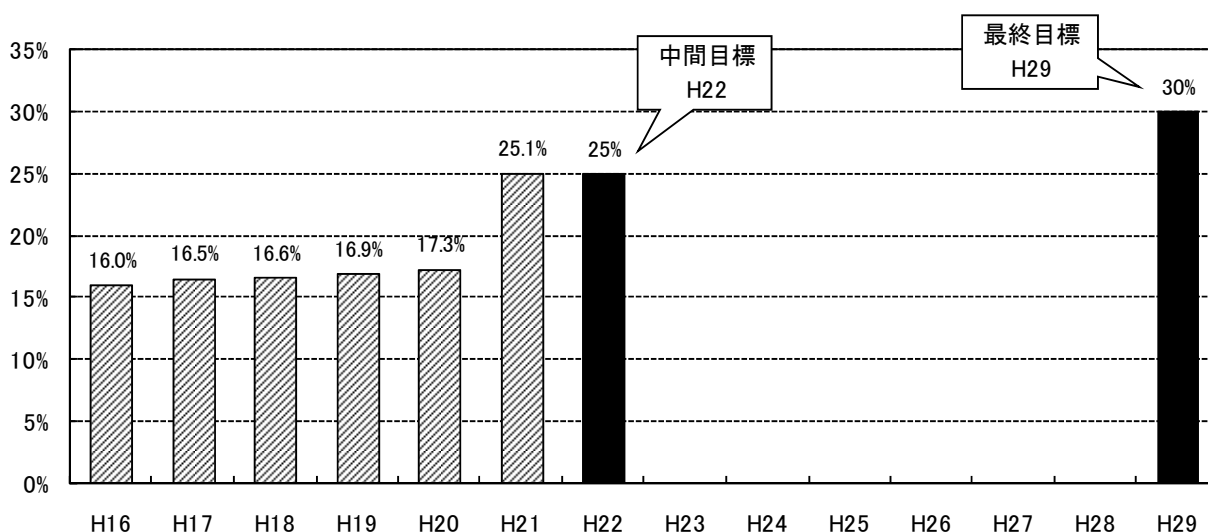
平成16年度の16%に対し、  
(中間目標) 平成22年度までに **25%以上**  
(最終目標) 平成29年度までに **30%以上**

※リサイクル率 =  $\frac{\text{リサイクル量 (集団資源回収量・拠点回収量を含む)}}{\text{札幌市が処理するごみ量 + 集団資源回収量 + 拠点回収量}}$

### (2) 平成21年度の結果

平成21年度のリサイクル量は185,359tで、平成21年度のリサイクル率については、平成20年度の17.3%に比べ、7.8ポイント増の25.1%に向上しています。

図2 リサイクル目標(リサイクル率)



### (3) 評価

新ごみルール開始により、リサイクル率は平成16年度の16.0%に対し、9.1ポイント増の25.1%に向上し、中間目標値を達成しました。新ごみルール開始後の分別協力率\*を見ると、びんは95% (H20は73%)、缶は97% (H20は78%)、ペットボトルは98% (H20は84%)、「容器包装プラスチック」は71% (H20は46%) といずれも向上しています。また、新たな分別区分である「雑がみ」と「枝・葉・草」については、それぞれ76%、90%となっています。

中間目標は達成しましたが、最終目標まではまだ開きがある状況であり、「容器包装プラスチック」や「雑がみ」の分別協力率のさらなる向上、集団資源回収への誘導促進など、さらなるリサイクル率向上に努めます。

※ 分別協力率：ごみステーションに出されたある資源ごみの総量のうち、正しい収集日に正しく分別され出された量

$$\text{分別協力率} = \frac{\text{(A) のうち、正しく分別され出された量}}{\text{ごみステーションに出されたある資源ごみの総量 (A)}} \times 100$$

### 3 焼却ごみ量の減量目標

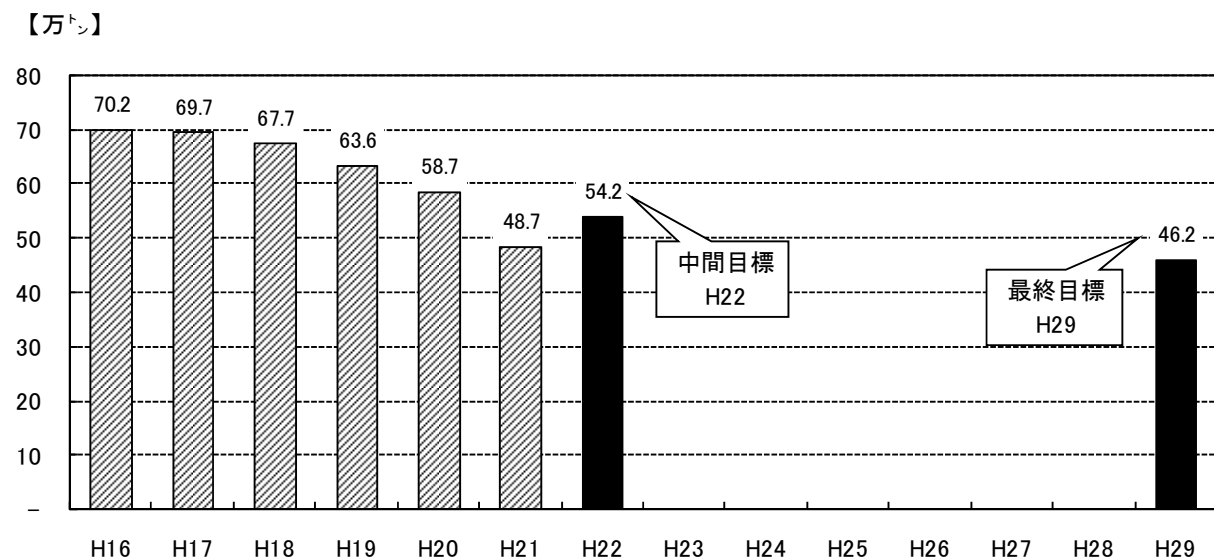
#### (1) 目標

焼却ごみ量	平成 16 年度実績に比べ、 (中間目標) 平成 22 年度までに <b>16 万トン以上減量</b> (最終目標) 平成 29 年度までに <b>24 万トン以上減量</b>
-------	--

#### (2) 平成 21 年度の結果

平成 21 年度の焼却ごみ量は 486,604 t となり、平成 16 年度の 701,614 t に比べ約 215,010 t 減少しました。

図3 焼却ごみ量の減量目標



#### (3) 評価

廃棄ごみ量の減少に合わせ、焼却ごみ量も目標に対して着実に減少しており、平成 21 年度は 486,604 t となり、前年度の 587,202 t に比べ、100,598 t 減少しました。さらに、平成 16 年度の 701,614 t に比べて約 215,010 t の減少となり、中間目標を達成し、最終目標に迫る減量となりました。

## 4 埋立処分量の減量目標

### (1) 目標

埋立処分量

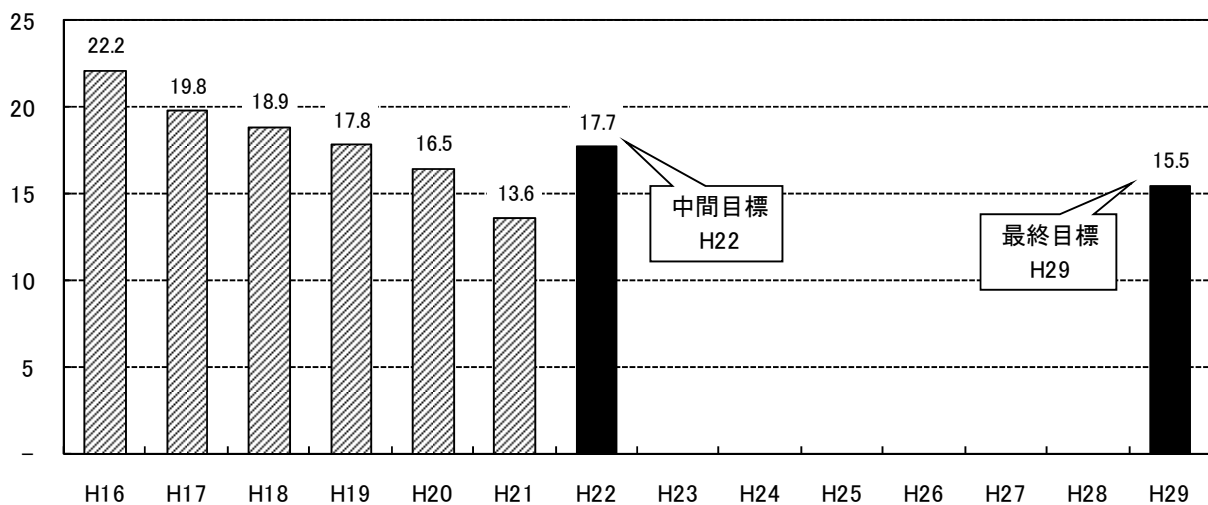
平成 16 年度実績に比べ、  
(中間目標) 平成 22 年度までに **20%以上減量**  
(最終目標) 平成 29 年度までに **30%以上減量**

### (2) 平成 21 年度の結果

平成 21 年度の埋立処分量は 136, 264 t となり、平成 16 年度の 221, 707t に比べ 85, 443 t 減少し、その削減率は約 38.5% となりました。

図4 埋立処分量の減量目標

【万t】



### (3) 評価

新ごみルール開始によって、家庭ごみのごみ減量・リサイクルが進むとともに、自己搬入ごみの検査体制の強化、埋立処理場での産業廃棄物の受入品目を制限したことなどにより埋立処分量は大幅に減少し、平成 29 年度の最終目標を前倒して達成しました。

しかしながら、既存埋立地の埋立可能残容量がひっ迫しているなどの課題が残されていることから、今後ごみ減量・リサイクルの取り組みを進め、さらなる埋立地の延命を図っていく必要があります。

5 ごみ量管理目標と達成状況一覧表

項目	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度 (中間目標)	29年度 (最終目標)
人口【人】	1,868,289	1,880,875	1,888,687	1,894,344	1,898,473	1,904,278	1,910,210	1,930,319
<b>廃棄ごみ量</b>								
ごみ全体								
廃棄ごみ量【ト】	823,600	800,626	774,439	729,781	676,575	563,358	658,800	576,500
対16年度比【%】	—	▲2.8	▲6.0	▲11.4	▲17.9	▲31.6	▲20.0	▲30.0
家庭ごみ								
廃棄ごみ量【ト】	440,016	441,662	433,989	427,312	416,845	341,358	348,600	281,800
対16年度比【%】	—	+0.4	▲1.4	▲2.9	▲5.3	▲22.4	▲20.8	▲36.0
(1人1日あたり)【g】	645	643	630	616	602	491	500	400
事業ごみ								
廃棄ごみ量【ト】	383,584	358,964	340,450	302,469	259,730	222,000	310,200	294,700
対16年度比【%】	—	▲6.4	▲11.2	▲21.1	▲32.3	▲42.1	▲19.1	▲23.2
<b>リサイクル率</b>								
リサイクル量【ト】	154,134	155,629	151,540	146,351	139,249	185,359	215,300	241,600
リサイクル率	16.0	16.5	16.6	16.9	17.3	25.1	25.0	30.0
<b>焼却ごみ量</b>								
焼却ごみ量【ト】	701,614	696,926	676,875	635,974	587,202	486,604	541,600	461,600
対16年度比【ト】	—	▲4,688	▲24,739	▲65,640	▲114,412	▲215,010	▲160,014	▲240,014
<b>埋立処分量</b>								
埋立処分量【ト】	221,707	197,807	188,948	178,447	164,995	136,264	177,300	155,100
対16年度比【%】	—	▲10.8	▲14.8	▲19.5	▲25.6	▲38.5	▲20.0	▲30.0

---

# 施策シート

---

## 1-1 ごみ発生・排出抑制のための行動の実践

### 【施策概要】

4R（リフューズ＝ごみを発生源で断つ・リデュース＝ごみを減らす・リユース＝繰り返し使う・リサイクル＝再生資源に戻す）を進めるため、ごみの発生・排出抑制の取り組みを実践している市民・事業者を支援します。

平成 21 年度までに実施したこと	平成 22 年度に実施すること
<h3>◆ 1 ごみ減量・リサイクル行動指針の策定と推進</h3>	
<p>〈平成 20 年度～〉</p> <p>■ 市民によるごみ減量・リサイクルの取り組みについて、再生品の利用や簡易包装など、環境に配慮した生活への転換を目指した行動指針策定に向けた検討を進めるとともに、ごみ減量・リサイクルのための啓発冊子である「さっぽろ GOMI マガジン」を新ごみルールの内容を反映させて改訂し、市民に配布しました。〈〈関連：推進 2-1◆1〉〉〈〈関連：推進 2-1◆3〉〉</p>	<p>■ 新ごみルールの定着等を確認しながら、ごみ減量・リサイクル行動指針の策定に向けた検討を行うとともに、「さっぽろ GOMI マガジン」を市民に配布します。〈〈関連：推進 2-1◆1〉〉〈〈関連：推進 2-1◆3〉〉</p>
<h3>◆ 2 「ごみ減量実践活動ネットワーク」への支援</h3>	
<p>〈平成 17 年度～〉</p> <p>■ ごみ減量につながる具体的な行動を展開することを目的に、市民・事業者・札幌市の協働で設立した「ごみ減量実践活動ネットワーク（通称：さっぽろスリムネット）」の一員として、ごみ減量に向けた市民・事業者の主体的かつ具体的な実践活動の促進を支援するため、次に掲げる 5 つのプロジェクトにおいて、さまざまな事業を展開するとともに、広く市民・事業者に参加を呼びかけ、ごみ減量実践者の輪の拡大に努めました。</p> <p>【札幌市負担金決算見込み額：1,745 万円】</p> <p>1. 生ごみ減量プロジェクト</p> <p>〈平成 17 年度～〉</p> <p>○ 生ごみ堆肥化セット（段ボール箱堆肥化セット・密閉式容器堆肥化セット）の購入助成を行いました。なお、段ボール箱堆肥化セットの 21 年度の当初予定提供数は、7 月で完売となったため、500 セットの追加提供を行いました。〈〈関連：重点 2-3◆1〉〉</p> <p>【段ボール箱（200 円）：3,030 セット、密閉式容器（500 円）：2,050 セット】</p> <p>○ 生ごみハンドブックを発行しました。〈〈関連：重点 2-3◆1〉〉</p> <p>【発行部数：4,000 部】</p>	<p>■ 引き続き、「さっぽろスリムネット」の一員として、ごみ減量に向けた市民・事業者の主体的かつ具体的な実践活動を促進するため、次に掲げる 5 つのプロジェクトを通して、広く市民・事業者に参加を呼びかけ、ごみ減量実践者の輪のさらなる拡大に努めます。</p> <p>【札幌市負担金予算額：1,236 万円】</p> <p>1. 生ごみ減量プロジェクト</p> <p>○ 引き続き、購入助成を行い、生ごみの減量・リサイクルの推進に向けて、同事業の普及に努めます。〈〈関連：重点 2-3◆1〉〉</p> <p>【密閉式容器（500 円）：2,050 セット】</p>

- 生ごみ堆肥化をテーマとする地域の学習会などへ講師の派遣を行いました。

【派遣回数：45回、参加者数：1,556人】

- 地域で生ごみの堆肥化と活用に取り組む団体に対し助成金を交付し、その活動の支援を行いました(助成金上限10万円)。

【支援対象：8団体、156世帯】

〈平成18年度〜〉

- コンポスターなどの購入助成を行いました(上限2,000円)。<<関連：重点2-3◆1>>

【助成台数：487台】

- 家庭から排出される使用済み食用油をバイオディーゼル燃料にリサイクルするため、レストランやスーパーなどを拠点として、廃食油資源化企業と協働で回収を行いました。<<関連：重点2-2◆1>><<関連：重点2-2◆3>>

・廃食油の回収実績

【回収拠点数：279カ所、回収町内会数：5カ所、回収量：97,809ℓ】

・回収拠点設置者支援助成金

【助成件数：店舗等12件】

・BDFの活用実績

【BDF燃料導入車両台数：ごみ収集車21台、サッポロさとらんどSLバス2台、百合が原公園リリートレイン1台】

〈平成19年度〜〉

- 家庭で取り組んで乾燥させた生ごみ堆肥を、清掃事務所と福祉関係施設などで受け入れ、回収後に二次処理を行いました。

また、二次処理後の堆肥は、みどりの推進部と連携し、花のまちづくり活動などに活用しました。

【受入数：54個】

## 2. 紙ごみ減量プロジェクト

〈平成18年度〜〉

- 地域住民管理型の資源回収ボックス「eco(エコ)ボックス」を地域(町内会など)に設置しました。<<関連：重点2-2◆1>>

【設置数：10基】

## 3. 容器包装減量プロジェクト

- 「さっぽろスリムネットオリジナルマイバッグ」をさまざまな機会をとらえて販売・活用し、マイバッグの持参及び容器包装の減量について、普及啓発を行いました。

- 「北海道容器包装の簡素化を進める連絡会」に参加し、関係機関と協働で一般市民、事業者、メーカー、行政へのアンケート調査の実施・検証を行うなど、容器包装簡素化への取り組みの方向性について検討しました。

- 引き続き、生ごみ堆肥化をテーマとする地域の学習会などへ講師の派遣を行います。

- 引き続き、コンポスターなどの購入助成を実施します(上限2,000円)。<<関連：重点2-3◆1>>

【助成台数：300台】

- 引き続き、廃食油資源化企業と協働して家庭用廃食油の回収を推進するため、事業の周知など地域が行う自主回収への支援に努めます。<<関連：重点2-2◆1>><<関連：重点2-2◆3>>

・BDFの活用予定

【BDF燃料導入車両台数：ごみ収集車等23台、サッポロさとらんどSLバス2台、百合が原公園リリートレイン1台】

- 引き続き、家庭で乾燥させた生ごみ堆肥を、清掃事務所などで受け入れ、二次処理を行います。

また、二次処理後の堆肥は、みどりの推進部と連携し、花のまちづくり活動などに活用します。

## 2. 紙ごみ減量プロジェクト

- 引き続き、住民管理型の資源回収拠点として資源回収ボックス「eco(エコ)ボックス」の設置拡大を図ります。<<関連：重点2-2◆1>>

【新規設置予定数：12基】

## 3. 容器包装減量プロジェクト

- 引き続き、「さっぽろスリムネットオリジナルマイバッグ」を活用し、マイバッグの持参及び容器包装の減量について、普及啓発を行います。

- 引き続き、「北海道容器包装の簡素化を進める連絡会」に参加し、容器包装の簡素化に取り組みます。

<p>4. リユース実践プロジェクト (平成 21 年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ リユースプラザの開設に伴い、リユースプラザで行われる各種教室・講座の周知を行うとともに、イベントに参加し、リユースやごみ減量の普及啓発を行いました。&lt;&lt;関連：重点 1-1◆3&gt;&gt;&lt;&lt;関連：推進 2-1◆1&gt;&gt;</li> <li>・「リユース夏祭り」【来場者数：576 人】</li> <li>・「まつりだ、環っ」【来場者数：489 人】</li> </ul> <p>5. 普及啓発プロジェクト (平成 17 年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ごみ減量・リサイクルに関する市民議論の活性化を図るため、「さっぽろスリムネットフォーラム」を開催し、「さっぽろスリムネット」の会員や市民・市民団体などのごみ減量実践活動の発表・紹介を行いました（21 年度は未開催）。</li> </ul> <p>(平成 18 年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の各種イベントなどに参加し、ごみ減量の普及啓発を行いました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境広場さっぽろ 2009</li> <li>・わくわくエコひろば</li> <li>・定山溪温泉ぐる～りエコ収穫祭</li> </ul> </li> <li>○ ホームページなどにより、ごみ発生・排出抑制のための情報提供を行いました。</li> <li>○ 子どもたちがゲームを楽しみながらごみの減量を学ぶ「買い物ゲーム」の出張講座を開催しました。&lt;&lt;関連：推進 2-2◆1&gt;&gt; 【実施回数：13 回、参加者数：382 人】</li> </ul> <p>(平成 20 年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもたちが楽しみながら「ものを大切に する心」を学ぶ機会を増やしていくため、子どもたちが使わなくなったおもちゃを持ち寄って交換する「おもちゃばくりっこ」事業を実施しました。&lt;&lt;関連：推進 2-2◆1&gt;&gt; 【実施回数：12 回、参加者数：1,198 人】</li> <li>○ 環境ひろばなどのイベントの機会に、家具の廃材を活用した「出前工作教室」を実施しました。&lt;&lt;関連：推進 2-1◆1&gt;&gt;&lt;&lt;関連：推進 2-2◆1&gt;&gt;</li> </ul> <p>(平成 20 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ リサイクルの普及啓発や市民活動を支援するため、アルミ缶などの売却益の一部を原資とする「リサイクル推進基金」の運用益を「さっぽろスリムネット」事業の支援費用として充当しました。 また、市の財政状況がひっ迫していることから、21 年度は同基金への造成（積み立て）を凍結しました。</li> </ul>	<p>4. リユース実践プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ リユースプラザが実施する事業の周知・PR や各種イベントと連携し、普及啓発に努めます。&lt;&lt;関連：重点 1-1◆3&gt;&gt;。&lt;&lt;関連：推進 2-1◆1&gt;&gt;</li> </ul> <p>5. 普及啓発プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「さっぽろスリムネットフォーラム」を開催し、講演や会員が取り組んだごみ減量実践活動を発表・紹介し、ごみ減量・リサイクルの普及啓発に努めます。</li> <li>○ 引き続き、各種イベントなどと連携し、ごみ減量・リサイクルの普及啓発に努めます。</li> <li>○ 引き続き、ホームページなどにより、ごみ発生・排出抑制のための情報提供を行います。</li> <li>○ 引き続き、「買い物ゲーム」の出張講座を実施します。&lt;&lt;関連：推進 2-2◆1&gt;&gt;</li> <li>○ 引き続き、「おもちゃばくりっこ」事業を実施します。&lt;&lt;関連：推進 2-2◆1&gt;&gt;</li> <li>○ 引き続き、家具の廃材を利用した「出前工作教室」の実施に努めます。&lt;&lt;関連：推進 2-1◆1&gt;&gt;&lt;&lt;関連：推進 2-2◆1&gt;&gt;</li> <li>■ 引き続き、同基金の運用益を「さっぽろスリムネット」事業の支援費用として充当します。 また、市の財政状況がひっ迫していることから、22 年度も同基金への造成（積み立て）を凍結します。</li> </ul>
--	--

◆3 「リユース広場」の充実	
<p>〈平成 16 年度～〉</p> <p>■ 16 年度から白石清掃事務所跡地を利用して「リユース広場」を開催してきましたが、21 年 12 月に厚別清掃工場跡地にリユースプラザを新築し、移転しました。</p> <p>■ 21 年 4 月 19 日からのリユースプラザの本格的な運用開始に伴い、同施設内にてリユース広場を通年開催し、市民に対し、リユース・リサイクルについての情報発信を行いました。〈〈関連：重点 1-1◆2〉〉〈〈関連：重点 2-2◆2〉〉〈〈関連：推進 2-1◆1〉〉</p> <p>① リユース品の展示提供</p> <p>② 廃材木工工作教室、古布活用を目的としたリフォーム教室、エコイベントの開催</p> <p>③ ごみ減量講座の開催</p> <p>④ ごみ減量資料展示室を設置し、パネルや生ごみ堆肥化セットなどを展示</p> <p>⑤ 省エネルギー機器の活用・PR リユースプラザでは、ペレットストーブ、太陽光及び風力発電による外灯などを設置しており、省エネルギー機器を活用しつつ、これらの機器の PR に努めました。</p> <p>⑥ 生ごみ堆肥化セットの販売 【段ボールセット：174 セット、EM セット：129 セット、来場者数：28,975 人、開催日数：291 日、提供個数：1,699 個】</p> <p>⑦ 資源回収拠点 リユースプラザ内に厚別地区リサイクルセンターが設置されており、各種資源物の回収を行っています。</p>	<p>■ 引き続き、リユース・リサイクルの普及啓発拠点として、リユース品の展示提供、ごみ減量講座などの開催及び各種イベントへの参加・開催などを通じ、市民に対し、リユース・リサイクルについての情報発信を行います。〈〈関連：重点 1-1◆2〉〉〈〈関連：重点 2-2◆2〉〉〈〈関連：推進 2-1◆1〉〉</p>
◆4 レジ袋削減に向けた取り組みの推進	
<p>〈平成 20 年度～〉</p> <p>■ 20 年 6 月から「レジ袋削減に向けた取組みに関する協定」を締結したスーパーなどでレジ袋の有料化を開始しました。</p> <p>〈平成 21 年度〉</p> <p>■ 21 年 10 月、レジ袋有料化の取組みが大きく拡大して 1 年を迎えたことから、「レジ袋削減に向けた取組みに関する協定」に基づく取組み効果の年次報告を行いました。また、取組み効果の二酸化炭素量への換算を導入しました。</p> <p>■ 21 年 11 月 18 日に、新たな業界として総合スポーツ店 1 社と三者協定を締結しました。 【参加者団体：13 事業者、7 市民団体】 【協定参加店舗数：174 店舗】</p>	<p>■ 引き続き、スーパー以外のレジ袋を使用する事業者に対しても同協定の参加を呼びかけるとともに、三者協定の取組みの効果について、清掃ホームページなどを活用して市民・事業者に対し、情報発信を行います。</p>
◆5 環境に配慮した店舗や事業者などの認定・表彰	
<p>〈平成 20 年度～〉</p> <p>■ 簡易包装、レジ袋やトレイの削減、ばら売り・量り売りなど家庭ごみの減量につながる取</p>	<p>■ 環境負荷低減に関する取組みを行っている事業者の登録制度である「さっぽろエコメン</p>

<p>り組みを実践する店舗や事業者の拡大を図るため、こうした取り組みを行っている店舗などを札幌市が認定する制度の創設に向けて、他都市の同種制度の基礎情報収集を行い、制度構築に向けた検討を行いました。</p> <p>〈平成 20 年度～〉</p> <p>■ 主に札幌市内で活動し、環境保全に貢献する優れた取り組みを行っている個人・企業・団体を、「地球温暖化対策部門」「循環型社会形成部門」「環境保全・創造部門」の各部門別に顕彰する「さっぽろ環境賞」を 21 年 2 月に創設しました。第 1 回（21 年度）は、合計 71 件の自薦・他薦の中から、選考委員会の選考を経て 13 件の受賞者を決定し、6 月に表彰式を行いました。〈〈関連：推進 2-1◆1〉〉</p>	<p>バー登録制度」の中で、「レジ袋の削減」「梱包資材の削減・再利用」などの取り組みが評価基準に含まれており、新たに「簡易包装」「レジ袋やトレイの削減」「ばら売り・量り売り」などの家庭ごみの減量につながる取り組みに特化した認定制度を創設した場合の効果やニーズなどについて、調査・検討を行います。</p> <p>■ 引き続き、環境保全に貢献する優れた取り組みを行っている事業者を顕彰し、その活動内容をホームページなどで広く紹介することにより、環境配慮活動のさらなる普及促進を図ります。〈〈関連：推進 2-1◆1〉〉</p>
<p><b>◆ 6 環境配慮型製品購入などの促進に向けた札幌市による率先行動</b></p>	
<p>〈平成 13 年度～〉</p> <p>■ 環境方針に「環境負荷の少ない製品やサービスの積極的利用」を掲げ、率先して環境配慮型の製品の購入（グリーン購入）を推進してきました。</p> <p>〈平成 14 年度～〉</p> <p>■ グリーン購入の対象となる品目とその判断基準（どのような物品などを優先的に調達するか）の基準）を定めた「札幌市グリーン購入ガイドライン」を発行し、毎年度、内容の見直しを行ってきました。</p> <p style="text-align: center;">【21 年度ガイドライン 18 分野、 215 品目指定】</p>	<p>■ 引き続き、環境マネジメントシステムの取り組みとして、環境負荷の少ない製品の使用や省エネルギー・省資源などの行動を徹底していきます。</p> <p>また、環境マネジメントシステムの外部波及の一環として、グリーン購入をはじめとする、事業者の環境配慮活動の推進に努めていきます。</p> <p>■ 「平成 22 年度札幌市グリーン購入ガイドライン」では、グリーン物品の品目追加、判断基準の一部見直しを行い、さらなるグリーン購入の推進に努めていきます。</p> <p style="text-align: right;">【22 年度ガイドライン 18 分野、 223 品目指定】</p>

**● 問い合わせ先**

- |                                 |   |                                       |
|---------------------------------|---|---------------------------------------|
| <p>◆ 1 2 3 4 5</p> <p>◆ 5 6</p> | <p>環境事業部 ごみ減量推進課</p> <p>環境都市推進部 環境管理担当課</p> | <p>電話 211-2928</p> <p>電話 211-2879</p> |
|---------------------------------|---|---------------------------------------|

## ● 備考

### ◆ 2 リサイクル推進基金造成額等年度別推移

	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
基金造成額	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000
運用益	0	1,504,107	2,921,808	4,185,855	1,435,954	6,535,948
一般会計繰入額	0	0	0	4,000,000	1,435,954	3,438,000
年度末残高	100,000,000	201,504,107	304,425,915	404,611,770	504,611,770	607,709,718
	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
基金造成額	100,000,000	100,000,000	0	0	10,000,000	0
運用益	7,662,000	10,126,749	12,029,099	12,568,210	12,982,177	12,645,000
一般会計繰入額	7,662,000	10,126,749	12,029,099	12,568,210	47,982,177	12,645,000
年度末残高	707,709,718	808,321,102	808,321,102	808,321,102	783,321,102	783,321,102

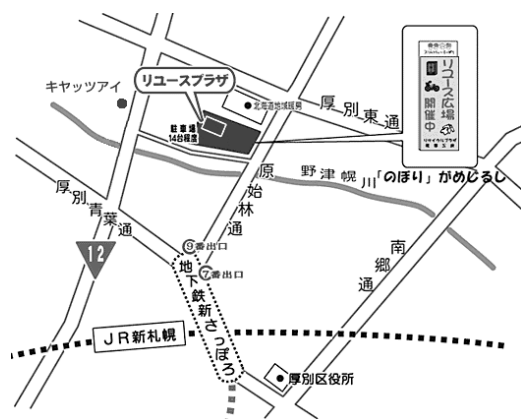
※ 「一般会計繰入額」は、ごみ減量・リサイクルを行う団体に対する助成金の一部として活用されており、平成 17 年度からは、「さっぽろスリムネット」への負担金の一部として活用しています。

### ◆ 3 リユースプラザ

リサイクル品の展示即売や資源回収などを行う普及啓発拠点として、厚別清掃工場跡地にリユースプラザを設置し、市民活動団体などとの協働により各種エコイベントなどを継続的に開催しています（21 年 1 月 14 日仮オープン、同年 4 月 19 日オープン）。

また、市民自らが資源物を持ち込むことが可能な「地区リサイクルセンター」の拠点回収事業も行っています。

- ・所在地：札幌市厚別区厚別東 3 条 1 丁目（厚別地区リサイクルセンター併設）
- ・家具の販売・資源物の受入時間：午前 10 時～午後 3 時
- ・受入日：火曜日～日曜日・祝日（年末年始、月曜日は休み。月曜日が祝日の場合はその翌平日）



### ◆ 4 「レジ袋削減に向けた取組みに関する協定」に基づく取り組みの効果について

札幌市内のレジ袋有料化店舗におけるマイバッグなどの持参率及びレジ袋削減量を推計した結果、札幌市内のレジ袋有料化実施店舗におけるマイバッグなどの持参率の平均は、22 年 3 月で 87% となっており、21 年 4 月から 22 年 3 月の 1 年間で削減されたと推計されるレジ袋は、レジ袋の有料化前 1 年間と比較して、LL サイズレジ袋に換算すると、約 1 億 1064 万 3400 枚分と推計されました。

## 1-2 国や産業界への働きかけ

### 【施策概要】

国や製造・販売業界に対して、生産・流通・販売段階における発生抑制のしくみをつくることを強く働きかけます。

平成 21 年度までに実施したこと	平成 22 年度に実施すること
<b>◆ 1 拡大生産者責任（EPR）の徹底</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 容器包装リサイクル法に基づく分別収集や選別にかかる費用は自治体が負担しており、また、小規模事業者は再商品化義務の適用除外となっています。このため、これらの費用を事業者負担とし、拡大生産者責任を推進するよう、大都市清掃事業協議会や(社)全国都市清掃会議を通じて国や関係機関に要望してきました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 拡大生産者責任に基づき、分別収集や選別にかかる費用を事業者負担とするよう、引き続き、他の自治体と共同して国や関係機関に要望します。</li> </ul>
<b>◆ 2 生産者等による回収ルート整備の働きかけ</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 家電リサイクル法では、リサイクル費用は排出時に消費者が支払っていますが、このことから、不法投棄の増加を招く一因となっていることから、不法投棄を未然に防止するため、リサイクル料金を購入時に支払うシステムとするよう、国や関係機関に要望してきました。</li> <li>■ 危険性などの点から市町村による処理が困難な一般廃棄物（適正処理困難指定廃棄物）について、生産者などの責任により回収・リサイクルが行われるよう、大都市清掃事業協議会や(社)全国都市清掃会議などを通じ、他の自治体と共同して国に要望してきました。 〈平成 18 年度～〉</li> <li>■ 処理困難物のうち、「廃消火器」について、業界による回収・リサイクルシステムが始まりました。 〈平成 19 年度～〉</li> <li>■ 処理困難物のうち、「廃FRP船（ガラス製繊維強化プラスチックを材料として使用しているモーターボート、ヨットなどの小型船舶）」について、業界による回収・リサイクルシステムが始まりました。 〈平成 21 年度～〉</li> <li>■ 21 年 4 月から家電リサイクル法の対象となる家電品目に「液晶テレビ・プラズマテレビ」「衣類乾燥機」が追加されたことに伴い、これらを排出禁止物として市の収集及び市の処理施設での受け入れを取りやめました。 また、家電リサイクルの指定引取場所は、メ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 引き続き、対象品目の拡大や生産者等による回収ルート整備の働きかけを行います。</li> <li>■ 収集の際に危険性のあるスプレー缶及びカセット式ボンベや処理が困難なスプリングマットレスなどについて、業界による回収・リサイクルシステムが構築されるよう、引き続き他の自治体と共同して国や業界団体に要望していきます。</li> </ul>

一カー別に 2 グループに分けられていましたが、21 年 10 月から共通化され、どの指定引取場所でも、全メーカーの家電が引き取り可能となりました。<<関連：推進 2-1◆2>>

## ● 問い合わせ先

◆ 1 2 環境事業部 企画課

電話 211-2912

## ● 備考

### ◆ 1 拡大生産者責任（EPR：Extended Producer Responsibility）とは？

拡大生産者責任とは、生産者が自ら生産する製品について、生産・使用段階だけでなく、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方のこと。

【拡大生産者責任（EPR）の範囲】

生産・流通段階	消費段階	廃棄物処理段階
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 労働者の安全性</li> <li>● 生産工程から環境への汚染排出の防止と管理</li> <li>● 産業廃棄物の十分な管理に対する資金的・法律的な責任</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 危険な製品に関する民事的な責任</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消費後の製品の管理に関する資金的・物理的責任</li> </ul>
← 従来の生産・流通業者の責任範囲 →		←従来の行政の責任範囲→
← 拡大された生産者責任（EPR）の範囲 →		

### ◆ 2 家電リサイクル法の一部改正について

これまで家電リサイクル法により、リサイクルの対象機器となる家電品目は、エアコン、ブラウン管式テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機とされていましたが、家電リサイクル法の一部改正に伴い、21 年 4 月から液晶テレビ、プラズマ式テレビ及び衣類乾燥機が新たな対象品目に追加されました。

## 2-1 集団資源回収の充実

### 【施策概要】

市民が身近に取り組めるリサイクルの方法として重要なしくみである集団資源回収を促進させます。

平成 21 年度までに実施したこと	平成 22 年度に実施すること
<p>◆ 1 集団資源回収の促進</p>	
<p>〈平成 3 年度～〉</p> <p>■ 集団資源回収の実施団体に奨励金を交付しました。</p> <p>〈平成 21 年度～〉</p> <p>■ 集団資源回収は、市民が身近に取り組めるリサイクルの方法として重要なしくみであることから、この取り組みの促進を図るため、7 月から実施団体への奨励金の単価を 2 円/kg から 3 円/kg に引き上げました。</p> <p style="text-align: right;">【回収量：58,509t、 奨励金交付団体数：3,761 団体 奨励金決算見込み額：1 億 9,891 万円】</p> <p>■ 回収業者と連携して、集団資源回収未実施地区の住民に対し、積極的に参加を呼びかけるなど、未実施地区の解消に向けた取り組みを推進しました。</p> <p>■ 集団資源回収の回収日時や回収場所について調査し、データの整理を行いました。</p>	<p>■ 回収業者への奨励金について、段ボール・布類の奨励金単価を 1 円/kg から 4 円/kg に増額し、集団資源回収への誘導を強化する一方、回収が定着している新聞紙の奨励金単価を 0 円/kg とします。なお、実施団体に対しては、引き続き 3 円/kg の奨励金を交付します。</p> <p style="text-align: right;">【回収見込量：74,747t、 奨励金予算額：2 億 9,281 万円】</p> <p>■ 集団資源回収が全く行われていない地区の解消が進んでいることから、今後は各地区でより充実した集団資源回収実施体制を構築する手法についても検討します。</p> <p>■ 21 年度に整理した、集団資源回収の回収日時や回収場所についての情報を清掃ホームページ上で検索できるシステムを構築し、導入します。</p>

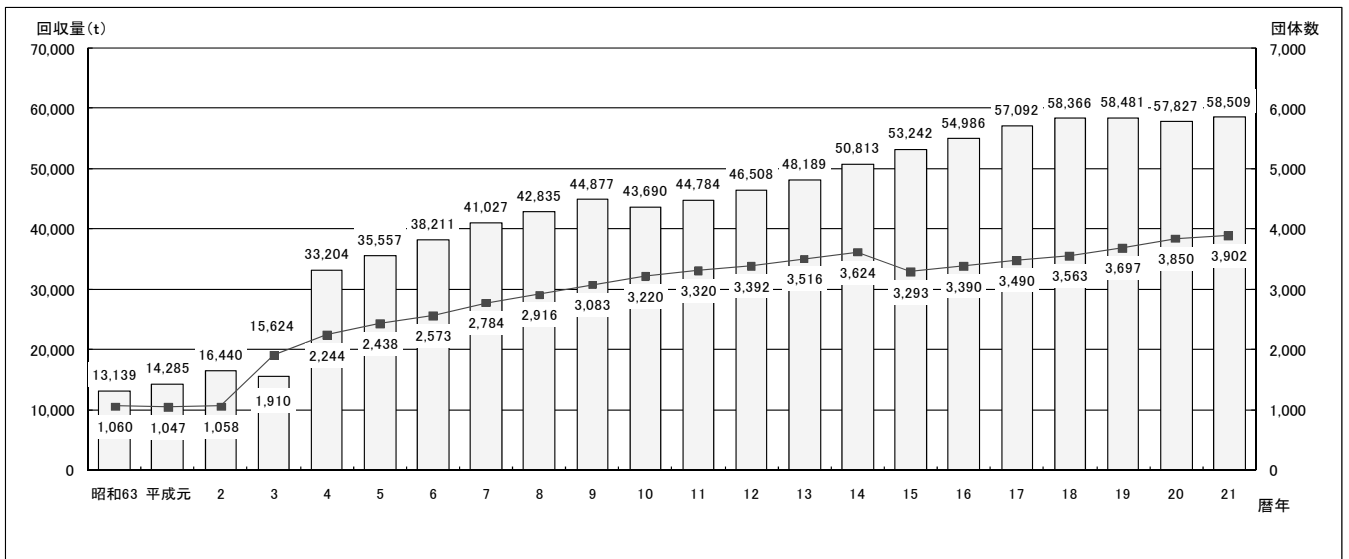
### ● 問い合わせ先

◆ 1 環境事業部 ごみ減量推進課

電話 211-2928

# ● 備考

## ◆ 1 集団資源回収量・登録団体数



年(暦年)	昭和63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
登録団体数	1,060	1,047	1,058	1,910	2,244	2,438	2,573	2,784	2,916	3,083	3,220	3,320	3,392	3,516	3,624	3,293	3,390	3,490	3,563	3,697	3,850	3,902	
回収量	紙	11,327	12,490	15,000	14,072	29,761	32,309	35,050	37,955	40,134	42,186	41,539	43,690	45,615	47,424	50,106	52,889	54,675	56,823	58,120	58,236	57,570	58,261
	びん	1,716	1,674	1,355	1,381	3,043	2,748	2,697	2,618	2,254	2,255	1,776	1,034	843	726	669	314	267	234	212	205	201	191
	金属	72	104	67	145	304	401	391	386	385	377	340	25	13	5	6	5	4	5	11	22	38	35
布	23	18	18	27	96	99	73	68	62	59	35	35	37	34	32	34	40	30	23	18	18	22	
(t) 計	13,139	14,285	16,440	15,624	33,204	35,557	38,211	41,027	42,835	44,877	43,690	44,784	46,508	48,189	50,813	53,242	54,986	57,092	58,366	58,481	57,827	58,509	

## 2-2 回収拠点の整備

### 【施策概要】

市民による自主的な資源化を促進するため、拠点回収などの利便性を高めます。

平成 21 年度までに実施したこと	平成 22 年度に実施すること
<b>◆ 1 回収拠点の利便性の向上</b>	
<p>〈平成 16 年度〜〉</p> <p>■ 16 年 10 月から家電量販店や小規模電器小売店の協力を得て、店頭での廃蛍光管の拠点回収を開始し、以降、蛍光管回収協力店の募集や資源物としての持ち込み可能品としての PR を行ってきました。</p> <p style="text-align: center;">【協力店 253 店舗、回収量：100t】</p> <p>〈平成 18 年度〜〉</p> <p>■ 古紙回収ボックスや古紙回収協力店、コンビニエンスストアなどで実施している拠点回収などの情報を、新ごみルールの説明会やホームページなどで市民に対し積極的に提供しました。</p> <p style="text-align: center;">【店舗数：305 店(市内全店)】</p> <p>■ 新ごみルールの説明会やホームページなどで「eco (エコ) ボックス」の設置について積極的に呼びかけました。〈〈関連：重点 1-1◆2〉〉</p> <p style="text-align: center;">【設置数：10 基】</p> <p>■ 家庭用廃食油を店舗や消防署などの拠点で回収し、バイオディーゼル燃料にリサイクルする事業を廃食油資源化企業と協働で実施しました。また、回収量の増加につなげるため、回収拠点の拡大を図るとともに、まちづくりセンターなどの市有施設の回収拠点を拡充しました。〈〈関連：重点 1-1◆2〉〉〈〈関連：重点 2-2◆3〉〉</p> <p style="text-align: center;">【設置数：279 カ所】</p>	<p>■ 引き続き、蛍光管回収協力店の募集や資源物としての持ち込み可能品としての PR を行います。</p> <p>■ 古紙回収ボックスや古紙回収協力店、コンビニエンスストアなどで実施している拠点回収などの情報を市民に対し積極的に提供し、回収量の増加につなげていきます。</p> <p>■ 家庭ごみ有料化に伴い、分別の意識が高まり、家庭から出される資源物の増加が予想されることから、住民団体などに対し「eco (エコ) ボックス」の設置について積極的に呼びかけます。〈〈関連：重点 1-1◆2〉〉</p> <p style="text-align: center;">【新規設置予定数：12 基】</p> <p>■ 収集頻度が限られる集団資源回収を補完し、古紙回収の推進を図るため、古紙回収拠点を各区 1 カ所 (計 10 カ所) に設置します</p> <p>■ 家庭用廃食油の回収量の増加を目指し、回収拠点の周知等を行っていきます。〈〈関連：重点 1-1◆2〉〉〈〈関連：重点 2-2◆3〉〉</p>
<b>◆ 2 「地区リサイクルセンター」の設置</b>	
<p>〈平成 20 年度〉</p> <p>■ 中央清掃事務所、リユースプラザに設置された「地区リサイクルセンター」の運営管理を行うとともに、21 年 7 月からの新ごみルールのスタートに合わせ、新たに「枝・葉・草」「リターナブルびん」を収集品目に追加しました。〈〈</p>	<p>■ 引き続き、「地区リサイクルセンター」の運営管理を行います。〈〈関連：重点 1-1◆3〉〉</p>

関連：重点 1-1◆3>>	【回収量：159 t】
<b>◆3 廃食油の回収と資源化</b>	
<p>〈平成 18 年度～〉</p> <p>■ 家庭から出される使用済み食用油をバイオディーゼルの燃料にリサイクルするため、レストランやスーパーなどを拠点として、廃食油資源化企業と協働で回収を行いました。&lt;&lt;関連：重点 1-1◆2&gt;&gt;&lt;&lt;関連：重点 2-2◆1&gt;&gt;</p> <p>【回収拠点数：279 カ所、回収量：97,809ℓ】</p> <p>■ まちづくりセンターなどの市有施設に回収ボックスを設置しました。&lt;&lt;関連：重点 2-2◆1&gt;&gt;【設置数 87 カ所】</p>	<p>■ 家庭から出される使用済み食用油をバイオディーゼルの燃料にリサイクルするため、家庭用廃食油の拠点回収を行い、これらの事業を廃食油資源化企業と協働で実施していきます。&lt;&lt;関連：重点 1-1◆2&gt;&gt;&lt;&lt;関連：重点 2-2◆1&gt;&gt;</p>

## ● 問い合わせ先

◆ 1 2 3 環境事業部 ごみ減量推進課

電話 211-2928

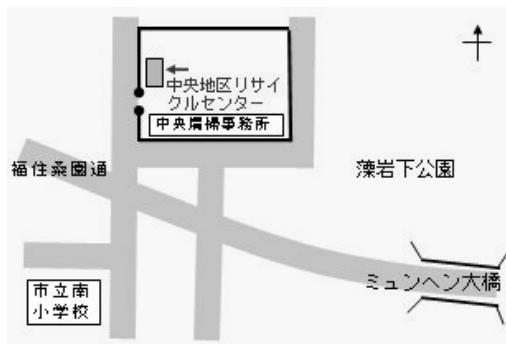
## ● 備考

### ◆2 地区リサイクルセンター

これまで資源物を持ち込むには、廃食油はレストラン、蛍光灯は電器店など、種類ごとに別々の回収拠点に持ち込まなければなりませんでした。地区リサイクルセンターでは、新聞や廃食油、蛍光灯などさまざまな資源物を一度にまとめて持ち込むことができ、また、土日も開設していますのでお休みの日に「まとめ出し」ができる便利な回収拠点となっています。

○ 中央地区リサイクルセンター

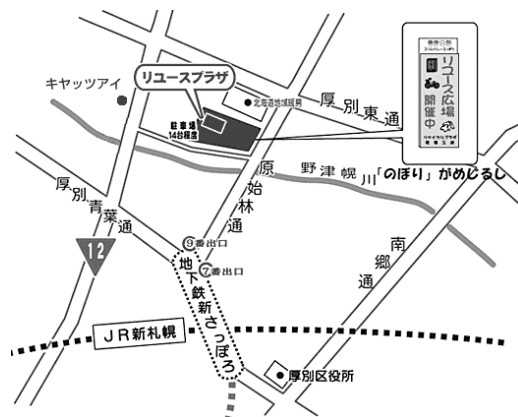
・所在地：札幌市南区南 30 条西 8 丁目（中央清掃事務所敷地内）



- ・受入時間：午前 10 時～午後 3 時
- ・受入日：年中無休（年末年始を除く）

○ 厚別地区リサイクルセンター

・所在地：札幌市厚別区厚別東 3 条 1 丁目（リユースプラザ内）



- ・受入時間：午前 10 時～午後 3 時
- ・受入日：火曜日～日曜日・祝日（年末年始、月曜日は休み。月曜日が祝日の場合はその翌平日）

## 2-3 生ごみ・草木類の減量・資源化の推進

### 【施策概要】

生ごみの堆肥化や草木類の資源化など、家庭内で実施するごみ減量・リサイクルの取り組みを支援します。

平成 21 年度までに実施したこと	平成 22 年度に実施すること
<b>◆ 1 生ごみ堆肥化器材などの購入支援</b>	
<p>〈平成 17 年度～〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 電動生ごみ処理機の購入助成を行いました。21 年度は補正予算分を合わせて、2,132 台分の助成を行いました。 （本体価格の 1/2 以内、限度額 2 万円） 【助成台数：2,132 台、 決算見込み額：4,241 万円】</li> <li>■ 「さっぽろスリムネット」事業の中で、生ごみ堆肥化セットの購入助成を行いました。〈〈関連：重点 1-1◆2〉〉 【段ボール箱提供台数：3,030 セット、 密閉式容器提供台数：2,050 セット】</li> <li>■ 「さっぽろスリムネット」事業の中で、コンポスターの購入助成を行いました。〈〈関連：重点 1-1◆2〉〉 【助成台数：487 台】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 引き続き、家庭用電動生ごみ処理機の購入助成を行うほか、22 年度は地域で利用できる大型電動生ごみ処理機の購入助成を行い、生ごみ減量のさらなる推進を図ります 【助成台数：200 台】</li> <li>■ 生ごみ堆肥化セットを市民に提供する購入助成を行います。〈〈関連：重点 1-1◆2〉〉。 【密閉式容器（500 円）：2,050 セット】</li> <li>■ コンポスターを購入する市民に対し、税抜購入価格の 2,000 円を上限として助成します。〈〈関連：重点 1-1◆2〉〉 【助成台数：300 台】</li> <li>■ 生ごみ堆肥化セミナーを開催し、参加者に堆肥化基材を配布します。 【セミナー40 回、堆肥化基材配布数 10,000 袋】</li> <li>■ 生ごみハンドブックを作成し、配布します。 【発行部数：10,000 部】</li> <li>■ 「生ごみ減量・水切り宣言」をしていただいた市民に対して生ごみ水切り器を配布します。 【生ごみ水切り器配布予定数：10,000 個】</li> </ul>
<b>◆ 2 「リサイクル・パートナーシップ制度」の創設</b>	
<p>〈平成 20 年度～〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「生ごみリサイクル・パートナーシップ事業」として、地域グループなどによって自主的に集められた生ごみを行政回収し、生ごみリサイクル施設で堆肥化しました。 【参加グループ・世帯数：10 団体、744 世帯、 回収量：60 トン】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 参加率の変動や生ごみ保管容器の劣化状況など生ごみ処理に係る課題を検証するため、21 年度と同等の事業規模で継続実施します。 【募集グループ・世帯数：10 団体、744 世帯】</li> </ul>

---

## ● 問い合わせ先

◆ 1 2 環境事業部 ごみ減量推進課

電話 211-2928

---

## ● 備考

### ◆ 2 リサイクル・パートナーシップ制度について

リサイクル・パートナーシップ制度とは、市民の皆さんと札幌市とが役割を分担し、協働して生ごみの資源化の促進に取り組む制度です。

具体的には、町内会などの住民団体が、各家庭から排出された生ごみの回収拠点となり、これらを自主的に回収し、保管します。

こうして地域で回収・保管された生ごみを、札幌市が収集して資源化施設へ運搬し、堆肥として再利用することで、ごみ減量・リサイクルの推進を図るというものです。

### ◆ 2 「枝・葉・草」収集の創設について

「スリムシティさっぽろ計画」では、草木類の資源化を促進するための手法として、「リサイクル・パートナーシップ制度」の導入について検討することとしていましたが、草木類のリサイクルを進めることは、焼却ごみを確実に減らすことに加え、また、家庭内における緑化の推進を支援するという観点からも重要な取り組みであると考えられたことから、「リサイクル・パートナーシップ制度」をさらに推し進め、より市民にとって利便性の高い「行政収集」を実施することとしました。

札幌市では、21年7月から新たな収集区分として「枝・葉・草」を設け、5月～11月（21年度は7月～11月）の間、4週間に1回、ごみステーションで無料収集を行い、堆肥として資源化することとしました。

収集期間については、地区によっては、11月上旬に収集が終了するところと、11月末に収集が終了するところがあり、また、収集回数が7回の地区と8回の地区があるなど、不均衡が生じていたことから、これらの不均衡を改善するため、22年度については「枝・葉・草」の収集期間を約2週間延長して、12月中旬までとすることとしました。

## 3-1 リサイクル活動の推進

### 【施策概要】

事業者に対して「処理実績報告・減量計画書」の提出とその実行を求めるとともに、清掃工場における資源化可能物の搬入制限や民間ルートによる資源化の促進などにより、事業ごみの減量・リサイクルに取り組みます。

平成 21 年度までに実施したこと	平成 22 年度に実施すること
◆ 1 民間のリサイクルルートの活用	
<p>〈平成 17 年度〜〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 古紙リサイクル、ビルオーナー、ビルメンテナンスなどの各団体の関係者で構成された「事業系古紙リサイクル促進検討会」における意見を踏まえ、18 年 3 月から回収協力店による拠点回収を行いました。</li> </ul> <p>〈平成 20 年度〜〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 清掃工場などでの搬入規制を踏まえた事業者向けの「ごみリサイクルガイド」により周知・指導を行いました。</li> <li>■ 事業ごみの剪定枝のリサイクルは、これまで(株)リサイクル公社がチップ化することにより行われてきましたが、20 年 9 月に同公社は解散し、20 年 10 月からは、(財)札幌市環境事業公社が同事業を担っています。</li> <li>■ 河川工事における伐採物などのリサイクルについて近郊市町村と協議を行い、市外民間事業者による資源化などを行いました。</li> </ul> <p>〈平成 21 年度〜〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例」に基づく大規模事業者の対象建築物の範囲が、延べ床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上から 1,000 m<sup>2</sup>以上の事業者に対象範囲が拡大したことに伴い、新たに「ごみ減量計画書」の提出義務が生じた約 3,800 件の所有者等に対して、文書やパンフレットを送付しました。送付後も必要に応じて、立入指導による制度の周知やリサイクルの啓発を図りました。</li> </ul> <p>また、従来からの大規模建築物所有者(約 900 件)に対しては、事業ごみ指導員による立入指導を行い、分別・リサイクルの促進に向けた普及啓発を行いました。〈〈関連：重点 3-1◆2〉〉〈〈関連：重点 3-2◆1〉〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 引き続き、事業系古紙の回収拠点を拡充するため、古紙関係業者等に対し協力を要請していくとともに、回収拠点の利用が促進されるよう普及啓発を行っていきます。</li> <li>■ 事業ごみ指導員による立入指導などにおいて、清掃工場などでの搬入規制の周知とさらなる分別・リサイクルに係る指導を強化します。</li> <li>■ 引き続き、事業ごみの剪定枝をチップ化するリサイクルの周知・誘導を行っていきます。</li> <li>■ 伐採物などの排出に係る関係者との協議を積極的に行い、引き続き、生ごみや木くずなどの市内外での民間施設を活用した適正な資源化を誘導していきます。</li> <li>■ 引き続き、事業者への立入指導などにより、ごみ減量・分別・リサイクル促進への普及啓発を行います。</li> </ul> <p>また、提出された計画書の内容を精査するなどして、業態に応じたより適切な指導を行います。〈〈関連：重点 3-1◆2〉〉〈〈関連：重点 3-2◆1〉〉</p>

<b>◆2 「処理実績報告・減量計画書」による自主的なごみ減量・リサイクルの促進</b>	
<p>〈平成 21 年度～〉</p> <p>■ 「ごみ減量計画書」の提出義務がある約 4,700 件の大規模建築物のうち、新たに対象となった約 3,800 件の所有者等に対して、文書及びパンフレットによる制度の周知やリサイクルの啓発を図りました。</p> <p>また、従来からの大規模建築物所有者(約 900 件)に対しては、事業ごみ指導員による立入指導を行い、分別・リサイクルの促進に向けた普及啓発を行いました。この結果、「ごみ減量計画書」の提出率は 90%を超え、制度周知の成果や、事業者の自主的な分別・リサイクルへの取り組みが見られるようになりました。&lt;&lt;関連：重点 3-1◆1&gt;&gt;&lt;&lt;関連：重点 3-2◆1&gt;&gt;</p>	<p>■ 「ごみ減量計画書」未提出者には、制度の趣旨を説明し提出指導を継続していきます。</p> <p>また、「ごみ減量計画書」を精査した結果、ごみ減量・分別・リサイクルへの取り組みが不十分と思われる事業者に対して立入指導などを行い、ごみ減量・分別・リサイクルの促進に向けた普及啓発を図ります。&lt;&lt;関連：重点 3-1◆1&gt;&gt;&lt;&lt;関連：重点 3-2◆1&gt;&gt;</p>
<b>◆3 小規模事業所における分別・リサイクルの推進</b>	
<p>〈平成 20 年度～〉</p> <p>■ 20 年度から小規模事業所から事業所用ブリペイド袋で出された「燃やせないごみ」と「資源ごみ」を分別して収集し、「資源ごみ」をリサイクルしています。</p>	<p>■ 引き続き、小規模事業所から排出される事業ごみの分別・リサイクルを推進します。</p>
<b>◆4 食品リサイクル法による生ごみリサイクルの推進</b>	
<p>〈平成 21 年度～〉</p> <p>■ 札幌薄野ビルディング協会は、19 年度のモデル事業をもとに、元祖ラーメン横丁にて生ごみリサイクル事業を開始しました。なお、当該事業の開始にあたり、(財)札幌市環境事業公社と連携のもと、事業者への説明や協会へのアドバイスなどの協力を行いました。</p>	<p>■ 引き続き、19 年度のモデル事業の活用や札幌薄野ビルディング協会の取り組みを参考にしながら、すすきの地区を含め、飲食店ビルなどにおける生ごみリサイクルの推進に努めます。</p>
<b>◆5 定山溪地区における地域内循環の取り組み促進</b>	
<p>〈平成 18 年度～〉</p> <p>■ 定山溪のホテルや旅館などの事業者が生ごみを分別排出し、それを堆肥化して再び農地で利用する取り組みを行いました。&lt;&lt;関連：重点 4-4◆1&gt;&gt;</p> <p>〈平成 19 年度～〉</p> <p>■ 堆肥化施設を定山溪地域に整備し地域内循環を確立するため、「札幌市定山溪地域バイオマスタウン構想」を策定するとともに、建設に対する「地域バイオマス利活用交付金」の申請手続きなどを行い、民設民営による同施設の整備の支援を行いました。</p> <p>また、バイオマスの排出者や再利用者などをメンバーとする「札幌市定山溪地域バイオマスタウン推進協議会」を設立し、「札幌市定山溪地域バイオマスタウン構想」の実現に向けた取り組みを行いました。</p>	<p>■ 引き続き、北海道立中央農業試験場における生ごみ堆肥の調査で得られた結果を、「札幌市定山溪地域バイオマスタウン推進協議会」において周知・検討するなど、生ごみ堆肥の利活用の推進を図ります。&lt;&lt;関連：重点 4-4◆1&gt;&gt;</p> <p>■ 引き続き、施設建設に対する「地域バイオマス利活用交付金」の交付など、民設民営による定山溪地域への堆肥化施設の整備支援を継続していきます。</p> <p style="text-align: right;">【予算額：2 億 5,495 万円（交付金）】</p>

---

## ● 問い合わせ先

◆ 1 2 3 4 環境事業部 事業廃棄物課

電話 211-2927

◆ 5 環境事業部 ごみ減量推進課

電話 211-2928

---

## ● 備考

### ◆ 3 事業所用プリペイド袋収集

- 事業所用プリペイド袋収集とは？

1日のごみ排出量が40リットル以下の小規模事業所から排出される事業ごみを、ごみ処理料金の振り込みなどの手間を省くため、袋代に処理手数料が含まれた事業所用プリペイド袋を用いて収集するというもので、財団法人札幌市環境事業公社が実施しています。

事業所用プリペイド袋には「燃やせるごみ」用の白色の袋と、「資源物・燃やせないごみ」用の黄色の袋と2種類があり、また、事業所用プリペイド袋により排出されたごみは個別に回収しますので、本制度の利用にあたっては、事前申し込みが必要となります（ごみステーションに排出することはできません。）。

- 黄色の事業所用プリペイド袋の分別について

黄色の事業所用プリペイド袋は一台の車両で収集し、リサイクルのため手選別施設に搬入しますが、手選別作業の負担軽減及び効率化を図るため、「資源物」と「燃やせないごみ」をそれぞれ別々の袋に分別して排出するようお願いしています。

さらに、「資源物」のうち「容器包装プラスチック」については、小さな袋などにまとめてから事業所用プリペイド袋に入れて排出するようお願いしています。

## 3-2 分別・適正排出指導の徹底

### 【施策概要】

事業所に対する適正な分別・資源化の指導を拡大・強化します。

平成 21 年度までに実施したこと	平成 22 年度に実施すること
<b>◆ 1 排出事業者への分別指導の実施</b>	
<p>〈平成 20 年度〜〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大規模事業所の対象範囲の拡大により新たに「ごみ減量計画書」の提出義務が生じた約 3,800 件の所有者等に対して、立入指導等により、制度周知やリサイクルの啓発を行いました。〈〈関連：重点 3-1◆1〉〉〈〈関連：重点 3-2◆1〉〉</li> <li>■ 小規模の事業者に対して、事業ごみ指導員とさっぽろごみパト隊等とが連携し、適正排出やごみ減量・分別・リサイクルの促進に向けた普及啓発を行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 引き続き、事業者への立入指導などにより、ごみの適正排出や分別・リサイクルへ自主的な取り組みが促進されるよう普及啓発を行います。〈〈関連：重点 3-1◆1〉〉〈〈関連：重点 3-1◆2〉〉</li> <li>■ 引き続き、小規模の事業者に対して、事業ごみ指導員とさっぽろごみパト隊等と連携して、適正排出・分別の指導を行います。</li> </ul>
<b>◆ 2 清掃工場搬入物の検査・指導体制の強化</b>	
<b>【再掲⇒重点 4-3◆1】</b>	

### ● 問い合わせ先

◆ 1 環境事業部 事業廃棄物課

電話 211-2927

# 資源循環型ごみ収集・処理体制の確立

## 4-1 新たな家庭ごみの分別収集と資源化の実施

### 【施策概要】

民間による自主的な資源回収が難しい「雑がみ」を新たに札幌市が分別収集し、資源化するなど、資源循環型のごみ収集・処理体制の確立を目指します。

平成 21 年度までに実施したこと	平成 22 年度に実施すること
<b>◆ 1 「雑がみ」の分別収集と資源化</b>	
<p>〈平成 21 年度〉</p> <p>これまで「燃やせるごみ」として清掃工場で焼却してきた紙箱や包装紙、ハガキなどの「雑がみ」を、21 年 7 月からの新ごみルールで、資源物として収集することを開始しました。収集後は、既設の民間古紙選別施設と中沼雑がみ選別センターの 2 系統で選別を行い、製紙原料や固形燃料としてリサイクルしました。</p> <p style="text-align: right;">【処理量：26,215 トン】</p> <p>〈平成 21 年度〉</p> <p>7 月から中沼雑がみ選別センターにおいて「雑がみ」の選別を開始しましたが、計画値を超える排出量と段ボールなどの主要古紙の混入に対応するため、運転時間の延長等を実施しました。</p>	<p>引き続き、収集した「雑がみ」を、既設の民間古紙選別施設と中沼雑がみ選別センターの 2 系統で選別を行い、製紙原料や固形燃料としてリサイクルします。</p> <p style="text-align: right;">【処理予定量：36,300 トン】</p> <p>22 年 3 月末をもって休止した篠路清掃工場の投入ステージの一部に、「雑がみ」選別処理ラインを整備し、「雑がみ」の選別能力を増強します。</p> <p>既設の選別センターのみの処理能力では、「雑がみ」の選別処理は困難な状況であることから、新たな選別センターの整備に向けた調査を開始します。</p>
<b>◆ 2 「リサイクル・パートナーシップ制度」の創設</b>	
<b>【再掲⇒重点 2-3 ◆ 2】</b>	

### ● 問い合わせ先

- ◆ 1 環境事業部 ごみ減量推進課
- ◆ 1 環境事業部 施設管理課

電話 211-2928  
電話 211-2922

## 4-2 家庭ごみのリサイクル体制の充実

### 【施策概要】

容器包装プラスチック選別施設などのリサイクル施設の整備や製品プラスチックの分別区分の変更など、家庭ごみのリサイクル体制を充実させます。

平成 21 年度までに実施したこと	平成 22 年度に実施すること
<b>◆ 1 第二プラスチック選別施設の整備</b>	
<p>〈平成 21 年度〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新ごみルールにより、「容器包装プラスチック」の排出量の増加に対応するため、7 月から中沼プラスチック選別センターの稼働時間を延長するとともに、土曜運転を行いました。</li> <li>■ 「容器包装プラスチック」の選別精度や選別能力の向上などを図るため、振動ふるい機、梱包機及びコンベア等の機械設備を整備しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新ごみルール以降、「容器包装プラスチック」の排出量は約 30%増加となっており、22 年度も同程度の排出量が見込まれることから、平日の時間延長運転及び土曜運転を継続します。</li> <li>■ 引き続き、「容器包装プラスチック」の選別精度や選別能力を向上させるための施設の整備を行います。</li> <li>■ 今後の「容器包装プラスチック」の収集量が増加する見通しであることや、中沼プラスチック選別センターの処理能力が不足している状況であることを受け、新たな選別施設の整備に向けた調査を行います。</li> </ul>
<b>◆ 2 旧発寒清掃工場（発寒第二清掃工場）の解体と大型ごみ保管庫の整備</b>	
<p>〈平成 20 年度～〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 発寒第二清掃工場の解体工事を完了しました（20 年度～21 年度）。 【決算見込み額：5 億 5,745 万円】</li> <li>■ 発寒第二清掃工場跡地に建設する、リサイクル用の大型ごみを一時保管するリサイクル保管庫の実施設計を行いました。 【決算見込み額：348 万円】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ リサイクル用の大型ごみを一時保管するリサイクル保管庫を建設します。 【予算額：9,480 万円】</li> </ul>
<b>◆ 3 製品プラスチックの分別区分の変更</b>	
<p>〈平成 21 年度～〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 7 月からの新ごみルールで、これまで「燃やせないごみ」として埋立処分していた「製品プラスチック」「皮革・ゴム類」を、ごみの減容化による埋立地の延命及び焼却時に発生する熱を回収して発電するサーマルリサイクルによる資源の有効活用を図るため、「燃やせるごみ」へ収集区分を変更することとしました。</li> </ul>	
<b>◆ 4 「燃やせないごみ」の埋立前処理の強化</b>	
<p>〈平成 13 年～〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 既存の破砕工場で「燃やせないごみ」の一部を破砕処理し、埋立処分するごみの減容化を行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 引き続き、既存の破砕工場で「燃やせないごみ」の一部を埋立前処理し、埋立地の延命化を図ります。</li> </ul>

## ● 問い合わせ先

- ◆ 1 2 4 環境事業部 施設管理課
- ◆ 3 環境事業部 企画課

電話 211-2922  
電話 211-2912

## ● 備考

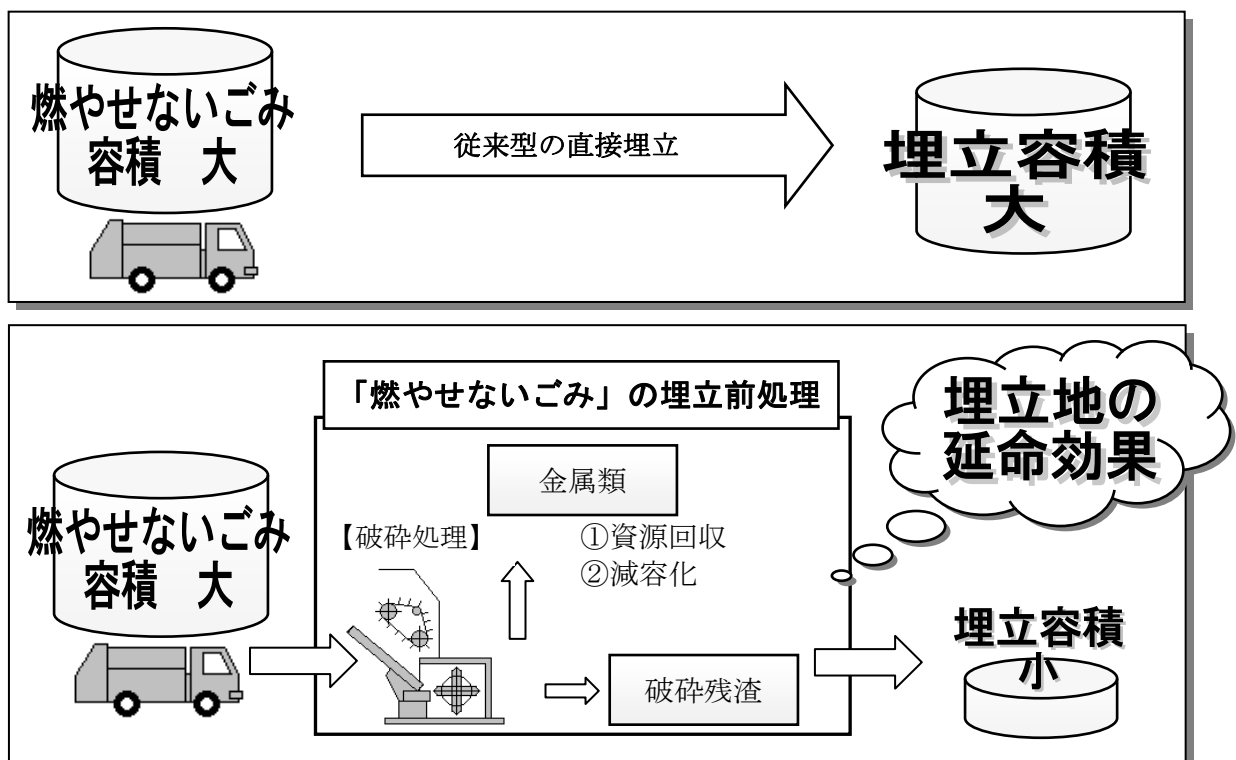
### ◆ 3 製品プラスチックを焼却する理由について

プラスチックは石油からできていることから発熱量が高く、焼却炉への負担が大きいため、これまで「燃やせないごみ」として埋め立てしてきましたが、今後、紙ごみのリサイクルが促進され、焼却時の負荷低減が見込まれることや、ダイオキシン類対策として排ガス高度処理設備が各工場に整備されたことなどから、プラスチックの適正な焼却体制が整うため、21年7月から「製品プラスチック」は「燃やせるごみ」として焼却処分することとしました。

※ 排ガス高度処理設備の整備状況

- ・ 白石清掃工場、駒岡清掃工場、篠路清掃工場：整備済み
- ・ 発寒清掃工場 2号炉：21年度整備完了
- ・ 発寒清掃工場 1号炉：22年度整備完了

### ◆ 4 「燃やせないごみ」の埋立前処理のイメージ図



## 4-3 事業ごみのリサイクルの推進

### 【施策概要】

老朽化したごみ資源化工場の設備の更新や清掃工場搬入物の検査・指導体制の強化など、事業ごみのリサイクルを推進します。

平成 21 年度までに実施したこと	平成 22 年度に実施すること
◆ 1 清掃工場搬入物の検査・指導体制の強化	
<p>〈平成 21 年度〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 4 月から、廃棄物の適正な処理を維持するため、ごみ自己搬入者にごみ搬入申込書の提出を求めるとともに、清掃工場、破砕工場にごみGメン（搬入指導員）を配置しました。</li> <li>■ ごみの展開検査装置を 21 年 9 月に全工場へ配置し、パッカー車に対する検査体制を強化しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新ごみルール以降の大幅なごみ減量の状況を考慮し、7 月から清掃工場の自己搬入受入時間を、午前 8 時～午後 5 時から午前 9 時～午後 4 時へと変更します。これにより、民間リサイクル施設への誘導を図り、さらなるごみ減量・リサイクルの促進を図ります。</li> </ul>
◆ 2 ごみ資源化工場の整備	
<p>〈平成 21 年度〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「雑がみ」の選別により発生する古紙再生に適さない紙等の一部を受け入れ、固形燃料（RDF）の原料に活用しました。</li> <li>■ 機械設備の定期的な改修を行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 篠路清掃工場の休止（22 年 4 月～）により、同工場の自家発電力の供給が停止となりましたが、事業系紙ごみ等のリサイクルのため運転を継続する必要があることから、契約電力を増強して運転を継続します。 また、引き続き、「雑がみ」の選別により発生する古紙再生に適さない紙等の一部を、固形燃料（RDF）の原料として受け入れ、有効活用を図ります。</li> </ul>
◆ 3 民間のリサイクルルートを活用	【再掲⇒重点 3-1◆1】
◆ 4 食品リサイクル法による生ごみリサイクルの推進	【再掲⇒重点 3-1◆4】
◆ 5 定山溪地区における地域内循環の取り組み促進	【再掲⇒重点 3-1◆5】

### ● 問い合わせ先

◆ 1 2 環境事業部 施設管理課

電話 211-2922

## 4-4 新たなリサイクルの調査研究

### 【施策概要】

生ごみと焼却灰に着目した新しいリサイクル手法について、札幌市のごみ処理体制への導入の可能性も含めて調査研究を行います。

平成 21 年度までに実施したこと	平成 22 年度に実施すること
<b>◆ 1 生ごみリサイクルの調査研究</b>	
<p>〈平成 20 年度～〉</p> <p>■ 生ごみ堆肥について、北海道立中央農業試験場での小松菜生育試験及び環境省の廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業における調査を通し、肥料効果が高いことが確認されました。また、残留農薬及び重金属含量の検査を行い、残留農薬 329 項目については、定量限界値未満であり、重金属含量は推奨基準値を大きく下回る結果が得られました。〈〈関連：重点 3-1◆5〉〉</p>	<p>■ 引き続き、北海道立中央農業試験場における生ごみ堆肥の調査を継続するとともに、得られた結果を、「札幌市定山溪地域バイオマスタウン推進協議会」において周知・検討するなど、生ごみ堆肥の利活用の推進を図ります。〈〈関連：重点 3-1◆5〉〉</p> <p style="text-align: right;">【予算額：200 万円】</p>
<b>◆ 2 焼却灰リサイクルの調査研究</b>	
<p>〈平成 20 年度～〉</p> <p>■ 20 年度の白石清掃工場の焼却灰リサイクルに関する試験に引き続き、21 年度は、駒岡清掃工場及び発寒清掃工場の焼却灰をセメント原料としてリサイクルする試験を実施しました。</p> <p style="text-align: center;">【焼却灰リサイクル量：102 t】</p>	<p>■ 引き続き、焼却灰のリサイクルに向けた検討を行います。</p>

### ● 問い合わせ先

◆ 1 環境事業部 ごみ減量推進課

電話 211-2928

◆ 2 環境事業部 施設管理課

電話 211-2922

## 5-1 収集体制の見直し

### 【施策概要】

ごみを適正に処理する体制を維持しつつ、環境負荷の軽減と効率性に配慮した収集体制を構築します。

平成 21 年度までに実施したこと	平成 22 年度に実施すること
◆ 1 「燃やせないごみ」の収集頻度の見直し	
<p>〈平成 21 年度〉</p> <p>■ 7 月から「燃やせないごみ」の収集頻度を 4 週に 1 回に変更しました。 また、このことについては、住民説明会やごみ分けガイド・収集日カレンダーの全世帯配布などにより周知徹底を図りました。</p>	
◆ 2 「びん・缶・ペットボトル」と「容器包装プラスチック」の別日収集の実施	
<p>〈平成 21 年度～〉</p> <p>■ 7 月から「びん・缶・ペットボトル」と「容器包装プラスチック」の別日収集を実施しました。 また、このことについては、住民説明会やごみ分けガイド・収集日カレンダーの全世帯配布などにより周知徹底を図りました。</p>	
◆ 3 「雑がみ」の分別収集と資源化	【再掲⇒重点 4-1◆1】
◆ 4 「製品プラスチック」の分別区分の変更	【再掲⇒重点 4-2◆3】
◆ 5 「燃やせるごみ」の早期収集の検討	【再掲⇒推進 1-1◆9】
◆ 6 「大型ごみ」の基準の見直し	【再掲⇒推進 1-2◆1】
◆ 7 空気輸送システムの見直し	
<p>〈平成 20 年度～〉</p> <p>■ 19 年 8 月に「廃棄物空気輸送施設の設置及び収集取扱要綱」を改正し、これまで空気輸送システムによる収集地域に事業者が新規参入する際の条件とされていた「自己負担によるエアボックスの設置」や「廃棄物空気輸送施設の利用義務」などを適用除外とし、新規参入による利用を凍結しました。</p> <p>〈平成 21 年度～〉</p> <p>■ 空気輸送システムの耐用年数について調査するため、定期整備業務において、施設の老朽度合いの審査を行いました。</p>	<p>■ 21 年度に実施した設備の老朽度合いの審査結果を基に、施設の耐用限界を見極めて、今後の事業見直しの判断材料とします。</p>
◆ 8 ごみ収集作業における環境負荷の低減	
<p>〈平成 12 年度～〉</p> <p>■ ごみ収集車に、低公害車である天然ガス車の導入を順次進めてきました。</p>	<p>■ 引き続き、ごみ収集車などによる排ガスをできる限り少なくし、環境負荷を低減するため、</p>

<p>また、ディーゼルエンジンを搭載したごみ収集車などの車両については、環境負荷の少ないバイオディーゼル燃料(BDF)の使用を進めてきました。</p> <p>※ 天然ガスごみ収集車：30台 (市有車 25 台、委託車 5 台)</p> <p>※ BDF 使用ごみ収集車：28 台 (市有車 21 台、委託車 7 台)</p>	<p>天然ガス車やバイオディーゼル燃料(BDF)を使用していきます。</p> <p>※ 天然ガスごみ収集車：30台 (市有車 25 台、委託車 5 台)</p> <p>※ BDF 使用ごみ収集車：25 台 (市有車 18 台、委託車 7 台)</p> <p>※ BDF 使用の美化パトロール車等：5 台 (市有車 5 台)</p> <p>■ 22 年度に導入を予定しているごみ収集車以外の車両のうち、美化パトロール車に LPG 燃料使用車両(6 台)を導入します。</p>
--	--

## ● 問い合わせ先

◆ 1 2 8

環境事業部 業務課

電話 211-2916

◆ 7

環境事業部 施設管理課

電話 211-2922

## ● 備考

### ◆ 1 「燃やせないごみの日」の収集頻度を変更する理由

これまで「燃やせないごみ」は週 1 回の収集としていましたが、「製品プラスチック」「皮革・ゴム類」の排出区分を「燃やせないごみ」から「燃やせるごみ」へと変更し、また、家庭ごみ有料化に伴い、市民の皆さんのごみ分別に対する意識が、これまで以上に向上することが期待されることから、家庭から出る「燃やせないごみ」の量は著しく減少することが予想されました。

これらのことから、21 年 7 月からの新ごみルールで、「燃やせないごみ」の収集頻度を週 1 回から 4 週に 1 回へと変更することとしました。

### ◆ 2 「びん・缶・ペットボトル」と「容器包装プラスチック」の別日収集について

これまで「びん・缶・ペットボトル」と「容器包装プラスチック」は、同じ日に別のごみ収集車で収集していましたが、これらの資源物はかさばるため、ごみステーションからあふれるケースが見られることや、1 日に 2 回に分けて収集が行われるため、収集がまだ終わっていないものと勘違いをして、ごみの後出しが行われるなどの問題が生じていました。

こうした問題を解消するため、21 年 7 月からの新ごみルールで、「びん・缶・ペットボトル」と「容器包装プラスチック」を別々の日に収集することとしました。

## 5-2 清掃工場等の整備

### 【施策概要】

ごみを適正に処理する体制を維持しつつ、環境低負荷型のごみ処理体制を確立するため、清掃工場やごみ資源化工場における必要な設備の更新を行います。

平成 21 年度までに実施したこと	平成 22 年度に実施すること										
<b>◆ 1 ダイオキシン類対策の実施</b>											
<p>〈平成 11 年度～〉</p> <p>■ ダイオキシン類対策特別措置法などに基づき、清掃工場の排ガス・焼却灰・排出水中のダイオキシン測定を行いました。</p> <p>また、その他にも大気汚染防止法や下水道法などの関係法令に基づき、定められた物質の測定を行っており、これらの測定結果について、環境白書や清掃ホームページなどで公表を行ってきました。</p> <p>〈平成 19 年度～〉</p> <p>■ 発寒清掃工場について、排ガス高度処理施設の整備を実施しています(19～22 年度の予定)。なお、2 炉のうち、1 炉については、21 年 4 月末に改修工事が完了しています。</p> <p>※ 発寒清掃工場の排ガス高度処理施設整備の事業費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">19 年度</td> <td style="padding: 2px;">1 億 4,700 万円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">20 年度</td> <td style="padding: 2px;">11 億 2,100 万円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">21 年度</td> <td style="padding: 2px;">13 億 7,300 万円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">22 年度</td> <td style="padding: 2px;">2 億 7,100 万円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">総事業費</td> <td style="padding: 2px;">29 億 1,200 万円</td> </tr> </table>	19 年度	1 億 4,700 万円	20 年度	11 億 2,100 万円	21 年度	13 億 7,300 万円	22 年度	2 億 7,100 万円	総事業費	29 億 1,200 万円	<p>■ 引き続き、ダイオキシンやその他各種測定を行っていきます。</p> <p>■ 発寒清掃工場の排ガス高度処理設備の整備については、22 年度で完了します。 【予算額：2 億 7,100 万円】</p> <p>■ 作業員のダイオキシン類ばく露防止対策を徹底しながら、施設の機能維持を図るための定期整備・改修を適切に行っていきます。</p>
19 年度	1 億 4,700 万円										
20 年度	11 億 2,100 万円										
21 年度	13 億 7,300 万円										
22 年度	2 億 7,100 万円										
総事業費	29 億 1,200 万円										
<b>◆ 2 篠路清掃工場、駒岡清掃工場の大規模整備</b>											
<p>〈平成 20 年度〉</p> <p>■ 駒岡清掃工場の延命化について、整備内容の検討を行いました。</p> <p>〈平成 21 年度〉</p> <p>■ 新ごみルール以降、焼却ごみが大幅に減量したことに伴い、篠路清掃工場以外の 3 つの工場で焼却処理が可能であると判断し、篠路清掃工場については 22 年 3 月末をもって運転を休止することとしました。 【決算見込み額：2 億 8,953 万円】</p>	<p>■ 22 年度からおおむね 6 年間で実施する計画としていた駒岡清掃工場の延命化事業（総事業費約 30 億円規模）については、当面着手を保留し、今後のごみ量等の推移や 22 年度中に行う篠路清掃工場の廃止判断と合わせ、以降の工場整備計画を策定します。</p> <p>■ その他の清掃工場においては、処理施設の機能を維持するため、通常定期整備などと合わせて、老朽化した機器類の更新など必要な整備を行っていきます。 【予算額：11 億 8431 万円】</p>										

◆ 3 ごみ資源化工場の整備

【再掲⇒重点 4-3◆2】

---

● 問い合わせ先

◆ 1 2 環境事業部 施設管理課

電話 211-2922

---

## 5-3 埋立地の整備

### 【施策概要】

長期的に安定したごみ処理体制を維持するため、埋立地の計画的造成や環境保全対策に努めます。また、最終処分地である埋立地の新たな用地の確保に向けて検討を進めます。

平成 21 年度までに実施したこと	平成 22 年度に実施すること
<b>◆ 1 既存埋立地の計画的な造成</b>	
<p>〈平成 21 年度～〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存埋立地の埋立可能残容量を確保するため、新規の造成に向けた基盤整備を行いました。 【決算見込み額：3 億 3,467 万円】</li> <li>埋立地については、ごみ埋立の進捗よくに合わせたえん堤のかさ上げや適正な維持管理を行うための排水処理施設の整備などを実施しました。 【決算見込み額：6,823 万円】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋立継続に必要なえん堤整備などのほか、排水処理施設の機能維持のための整備などを行っていきます。 【予算額：2 億 301 万円】</li> <li>計画的にごみ埋立可能容量を確保していくため、新たなごみ埋立地の造成を行います。 【予算額：12 億 6,160 万円】</li> </ul>
<b>◆ 2 埋立地における環境保全対策の充実</b>	
<p>〈平成 21 年度〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>埋立地からの浸出水管理を徹底するとともに、周縁地下水などの観測を行い、適正な維持管理を行ってきました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境負荷低減のため、適切な排水処理施設の維持管理及び整備を行っていきます。</li> </ul>
<b>◆ 3 埋立用地の確保</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>将来にわたり廃棄物の適正処理を維持していくため、埋立用地の確保に向けた検討を進めました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、計画的な最終処分場の確保に向けて検討を進めていきます。</li> </ul>

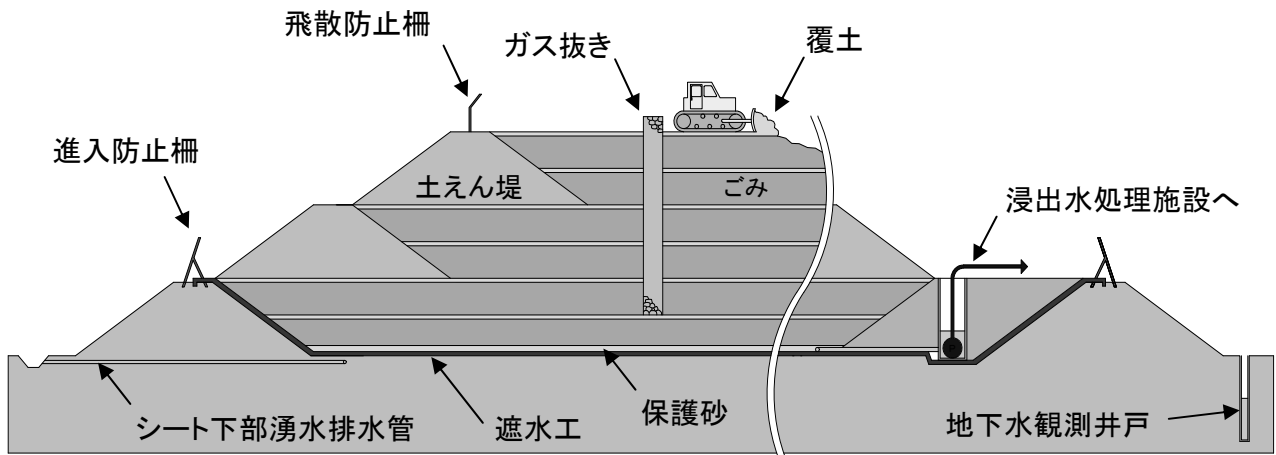
### ● 問い合わせ先

◆ 1 2 3 環境事業部 施設管理課

電話 211-2922

● 備考

◆ 1 2 札幌市のごみ埋立地の構造



## 5-4 産業廃棄物の民間処理への移行

### 【施策概要】

産業廃棄物の排出者処理責任の原則を徹底し、民間処理施設への誘導を図ります。

平成 21 年度までに実施したこと	平成 22 年度に実施すること
<b>◆ 1 産業廃棄物の受入品目の縮小</b>	
<p>〈平成 16 年度～〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>埋立地における搬入監視体制の強化による受入状況の変化や、民間処理の状況などを勘案し、受入品目の縮小を段階的に進めてきました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、埋立地における搬入監視体制の強化や民間処理の状況などを勘案し、受入品目の縮小を段階的に進めていきます。</li> </ul>
<b>◆ 2 産業廃棄物処理指導計画等の推進</b>	
<p>〈平成 11 年度～〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>11 年度から、清掃ホームページや産業廃棄物ガイドなどにより、産業廃棄物処理業者名簿や関係法令の改正、建設リサイクル関係の情報提供を行ってきました。</li> </ul> <p>〈平成 14 年度～〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>14 年 3 月に「札幌圏産業廃棄物処理管理計画」を改定し、これに基づき、札幌圏における諸問題の議論や合同パトロールなどを実施しました。</li> <li>建設リサイクル法の施行に伴い、解体現場などの対象工事への立入調査を実施するとともに、法の周知を図りました。</li> </ul> <p>〈平成 16 年度～〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理法違反による行政処分内容を清掃ホームページ上で公表しました。</li> </ul> <p>〈平成 17 年度～〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>17、18、19 年度の産業廃棄物の排出・処理状況を推計し、清掃ホームページで公表しました。</li> </ul> <p>〈平成 18 年度～〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>18 年 4 月に「札幌市産業廃棄物処理施設設置等ガイドライン」を策定し、周知用パンフレットを活用するなど、周知に努めました。 【本編：3,000 部、概要版 5,000 部】</li> </ul> <p>〈平成 18 年度～〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「第 2 次札幌市産業廃棄物処理指導計画」（18 年度～22 年度）を策定し、周知用パンフレットを許可取得業者や業界団体に配布するなど、周知に努めました。 【作成部数：本編 3,000 部・概要編 5,000 部】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、清掃ホームページや産業廃棄物ガイドなどにより、産業廃棄物処理業者名簿や関係法令の改正、建設リサイクル関係の情報提供を実施します。</li> <li>引き続き、札幌圏における諸問題の議論や合同パトロールなどを実施します。</li> <li>引き続き、建設廃棄物の適正処理に向けて、清掃ホームページによる情報提供や廃棄物処理施設、建設リサイクル法の対象工事の立入調査を行うなどの指導を行っていきます。</li> <li>引き続き、廃棄物処理法違反による行政処分内容を清掃ホームページ上で公表します。</li> <li>市内の産業廃棄物の排出量・処理状況を推計し、引き続き、産業廃棄物処理に関わる事業者による発生抑制・リサイクルの促進を図るため、その内容を事業者や市民に情報提供していきます。</li> <li>引き続き、「札幌市産業廃棄物処理施設設置等ガイドライン」に基づき、適切な産業廃棄物処理施設設置などの指導を行います。</li> <li>「第 2 次産業廃棄物処理指導計画」に基づく適正処理を推進するため、排出事業者が処理業者を選定する際の参考となるように、処理業者の優良性を判断する優良事業者制度を策定します。</li> </ul>

<p>■ 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書・報告書の提出について、清掃ホームページで情報提供しました。 〈平成 20 年度〉</p> <p>■ 廃棄物処理法の改正に伴い、産業廃棄物の区分の変更など、「産業廃棄物ガイド」を改定しました。 〈平成 20 年度～〉</p> <p>■ 20 年 4 月から産業廃棄物を排出する事業者は、事業現場ごとに毎年 6 月 30 日までに前年度のマニフェストの交付状況（産業廃棄物の種類及び排出量、管理票の交付枚数など）について、札幌市長まで報告書の提出が義務付けられました（電子マニフェストを除く）。</p> <p>■ 「札幌圏産業廃棄物処理管理計画」について、現状に合わせデータ更新などの見直しを行いました。</p> <p>■ 処理業者による適正な処理を徹底するため、廃棄物処理施設の立入指導を行いました。 【建設リサイクル工事立入数：70 件、 廃棄物処理施設の立入数：153 事業所】</p> <p>〈平成 21 年度〉</p> <p>■ 本市許可業者に対する指導基準「許可業者等の不適正処理事案への対応要領」の一部改定しました。</p> <p>■ 廃棄物の適正処理に関する講習会を開催し、委託契約やマニフェストの交付、廃棄物の区分などについての説明を行いました。 【参加者：120 名】</p>	<p>■ 引き続き、多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書・報告書の提出について、清掃ホームページで情報提供を行います。</p> <p>■ 引き続き、「産業廃棄物ガイド」による産業廃棄物の適正排出の普及に努めます。</p> <p>■ 廃棄物処理法の改正内容やマニフェスト制度、年間報告書の提出などの廃棄物処理に関する情報について、講習会や広報誌、ホームページなどを活用して情報提供をしていきます。</p> <p>■ 「札幌圏産業廃棄物処理管理計画」に基づいた産業廃棄物の適正処理を推進するため、北海道や近隣自治体と指導及び立入調査などを連携して行っていきます。</p> <p>■ 引き続き、処理業者による適正な処理を徹底するため、廃棄物処理施設の立入指導を行います。</p> <p>■ 引き続き、許可業者などの不適正処理事案への対応要領に基づき、産業廃棄物の適正処理の指導を行います。</p>
<p><b>◆ 3 PCB（ポリ塩化ビフェニル）の適正な保管・処理の推進</b></p>	
<p>〈平成 20 年度～〉</p> <p>■ 「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、22 年に処理される予定の札幌市内のポリ塩化ビフェニル廃棄物が適正に保管されていることを確認するため、高濃度 PCB 廃棄物保管事業者への立入調査を実施しました。 【21 年度立入調査件数：475 件】</p>	<p>■ 引き続き、22 年に処理される札幌市内のポリ塩化ビフェニル廃棄物が適正に保管されていることを確認するため、高濃度 PCB 廃棄物保管事業者への全件立入調査を実施します。</p>

**● 問い合わせ先**

**◆ 1 2 3 環境事業部 事業廃棄物課**

**電話 211-2927**

## 5-5 不法投棄対策の強化

### 【施策概要】

監視体制の強化や違反者に対する厳しい指導などにより、不法投棄の未然防止に努めます。

平成 21 年度までに実施したこと	平成 22 年度に実施すること
<b>◆ 1 監視体制の強化</b>	
<p>■ 北海道廃棄物不法処理対策戦略会議、石狩地域廃棄物不法処理対策戦略会議及び環境犯罪対策推進連絡会に参加し、北海道・警察・周辺自治体などの関係機関と連携を図りました。 〈平成 13 年度～〉</p> <p>■ 不法投棄多発地帯には、地元住民の了解を得て、進入道路の閉鎖地点を増やし、不法投棄の発生の抑制を図るとともに、監視カメラを活用して監視体制を強化し、不法投棄者の発見・指導について、重点的な取り組みを行いました。 【道路の一部閉鎖：20 地点、36 カ所】 〈平成 14 年度～〉</p> <p>■ 専任指導員による日常のパトロールに加え、警備会社に委託して休日も含めた夜間のパトロールを実施しました。 【21 年度不法投棄発見件数：1,049 件】 〈平成 17 年度～〉</p> <p>■ 市民との協働による不法投棄防止活動である「不法投棄ボランティア監視員制度」への参加者を、不法投棄多発地帯を中心に拡大してきました。 【21 年度末不法投棄ボランティア監視員：427 人】</p>	<p>■ 引き続き、各種会議への参加や関係機関と連携を図り、不法投棄対策に努めます。</p> <p>■ 引き続き、不法投棄多発地帯には、地元住民の了解を得て、進入道路の閉鎖や監視カメラによる監視体制の強化などにより、不法投棄者の発見・指導について、重点的に取り組んでいきます。</p> <p>■ 引き続き、専任指導員や警備会社などによるパトロールを実施し、不法投棄の早期発見に努めます。</p> <p>■ 引き続き、「不法投棄ボランティア監視員制度」への参加者拡大を図るとともに、不法投棄に関する環境意識の向上を図ります。</p>
<b>◆ 2 生産者等による回収ルート整備の働きかけ</b>	
<b>【再掲⇒重点 1-2◆2】</b>	
<b>◆ 3 「大型ごみ」の基準の見直し</b>	
<b>【再掲⇒推進 1-2◆1】</b>	

### ● 問い合わせ先

◆ 1 環境事業部 事業廃棄物課

電話 211-2927

## 1-1 ごみステーション問題の改善

### 【施策概要】

市民の関心が高く、身近な問題となっているごみステーションに関して、ごみステーションパトロールを実施するとともに、地域環境美化の推進を図ります。

平成 21 年度までに実施したこと	平成 22 年度に実施すること
<b>◆ 1 地域におけるごみステーションの位置づけ</b>	
<p>〈平成 20 年度〜〉</p> <p>■ 利用者全員でのごみステーション管理、管理器材の有効活用、自ら管理するステーションへのごみ排出などについて規定した「札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱」を 20 年 4 月から施行しました。</p> <p>施行後は、建築・設計・不動産関係の団体・企業に対する説明会を行うとともに、地域住民説明会で周知するなどにより、制度の普及・浸透を図りました。〈〈関連：推進 1-1◆7〉〉〈〈関連：推進 1-1◆8〉〉</p>	<p>■ ごみステーション利用などに係る規定が幅広く浸透し、より多くの市民が、ごみステーションの清潔保持に関わるよう、出前講座や地域懇談会などさまざまな機会をとらえて、要綱の普及啓発を行っていきます。〈〈関連：推進 1-1◆7〉〉〈〈関連：推進 1-1◆8〉〉</p>
<b>◆ 2 「さっぽろごみパト隊」によるごみステーションの管理支援</b>	
<p>〈平成 20 年度〉</p> <p>■ 20 年 10 月に先行配置されたさっぽろごみパト隊は、21 年 4 月から本格稼働となり、4 月に全市で 59 名、新ごみルールが開始した 7 月に全市で 110 名の体制とし、ごみステーション問題の改善に向けて、ごみステーションパトロール及び浄化、不適正ごみ排出者に対する個別指導などの業務を行いました。〈〈関連：推進 1-1◆3〉〉</p>	<p>■ さっぽろごみパト隊は、全市で 90 名の体制とし、引き続き、ごみステーション問題の改善に向けて、ごみステーションパトロール及び浄化、不適正ごみ排出者に対する個別指導などの業務を行います。〈〈関連：推進 1-1◆3〉〉</p>
<b>◆ 3 不適正排出への対応の強化</b>	
<p>〈平成 21 年度〜〉</p> <p>■ さっぽろごみパト隊を中心として、町内会やクリーンさっぽろ衛生推進協議会などの地域の皆さんと協力しながら、ごみステーションパトロールなどを行い、不適正排出については、個別指導を行うなど対応の強化を図りました。〈〈関連：推進 1-1◆2〉〉</p> <p>■ 不適正排出への対応として、既存の共同住宅のうち、地域と良好な関係を保持できない共同住宅については、ごみステーションを敷地内に設置するよう指導し、ごみステーションの分離を図りました。〈〈関連：推進 1-1◆7〉〉</p> <p>■ 収集方式の検討のため、他都市の視察調査を行いました。</p>	<p>■ 引き続き、さっぽろごみパト隊が中心となって、町内会やクリーンさっぽろ衛生推進協議会などの地域の皆さんと協力しながら、ごみステーションにおける不適正排出の防止を図っていきます。〈〈関連：推進 1-1◆2〉〉</p> <p>■ 引き続き、不適正排出への対応として、既存の共同住宅のうち、地域と良好な関係を保持できない共同住宅については、ごみステーションを敷地内に設置するよう指導します。〈〈関連：推進 1-1◆7〉〉</p> <p>■ 札幌市と財団法人地方自治研究機構が共同で現行のステーション方式、戸別収集方式、その中間的な小規模なステーション方式などに</p>

	について調査研究し、積雪寒冷地に適した収集方式のあり方を検討します。
<b>◆4 町内会などの地域環境美化の推進</b>	
<p>〈平成10年度〜〉</p> <p>■ クリーンさっぽろ衛生推進協議会に対し、自主的な活動を支援するため補助金を交付したほか、以下の事業を共催により実施しました。</p> <p>【推進員数：2,936人、補助金決算見込み額：636万円】</p> <p>○ ごみゼロの日キャンペーン クリーンさっぽろ衛生推進協議会との共催で、ごみゼロの日(5月30日)にポイ捨て防止・環境美化を呼びかける街頭啓発やごみ拾いを実施しました。</p> <p>○ 市長表彰 「クリーンさっぽろ」の実現に向けた地域活動の功績を称え、町内会や個人などの表彰を行いました。</p> <p>○ 「札幌市ポイ捨て等防止条例」「エコライフ市民運動」の普及啓発及び実践に向けた取り組みを行いました。</p> <p>〈平成20年度〜〉</p> <p>■ 単位町内会やマンション管理組合などを対象に環境美化用品(ほうき、ちりとりなど)の提供を行いました。</p> <p>【提供数：1,539団体】</p> <p>〈平成21年度〉</p> <p>■ 新ごみルール開始時の対策として、7月1日から10日までの間、市職員、町内会、クリーンさっぽろ衛生推進員による早朝啓発を実施しました。</p> <p>なお、早朝啓発は、共同住宅のオーナー、管理組合、管理会社にも協力を呼びかけました。</p> <p>&lt;&lt;関連：推進3-1◆6&gt;&gt;</p>	<p>■ 引き続き、地域に根ざした主体的な活動を促進するため、クリーンさっぽろ衛生推進協議会が行う環境美化・ごみ減量・リサイクル推進の活動を支援するとともに、市と同協議会の協働によるさまざまな事業を実施していきます。</p> <p>○ ごみゼロの日キャンペーン クリーンさっぽろ衛生推進協議会との共催で、ごみゼロの日(5月30日)にポイ捨て防止・環境美化を呼びかける街頭啓発などを実施します。</p> <p>○ 市長表彰 「クリーンさっぽろ」の実現に向けた地域活動の功績を称え、町内会や個人などの表彰を行います。</p> <p>○ 「札幌市ポイ捨て防止条例」「エコライフ市民運動」の普及啓発及び実践に向けた取り組みを行います。</p> <p>■ 引き続き、単位町内会を対象に環境美化用品の提供を行います。</p>
<b>◆5 ごみステーション管理器材の助成</b>	
<p>〈平成20年度〜〉</p> <p>■ カラス対策として、ネット及びカラスよけサークルを対象とした助成を実施しました。</p> <p>ネットについては購入価格の半額(上限5,000円)、カラスよけサークルは購入価格の半額(上限7,000円)を助成したほか、21年12月から敷地内に設置する箱型ごみステーションの設置費助成(設置費の半額、上限12,000円)を行いました。</p> <p>【ネット助成数：ネット4,179枚、カラスよけサークル助成数：4,527基、箱型ごみステーション設置費助成数：322基】</p>	<p>■ 引き続き、ネット及びカラスよけサークル、敷地内に設置する箱型ごみステーションの設置費助成を行います。</p> <p>【ネット助成予定数：5,916枚、カラスよけサークル助成予定数：4,368基、箱型ごみステーション設置費助成予定数：972基】</p>
<b>◆6 資源物抜き取り防止対策の実施</b>	
<p>〈平成20年度〜〉</p> <p>■ 「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例」及び同施行規則を改正し、①ごみステーションからアルミ缶などの持ち去りを禁止する</p>	<p>■ 引き続き、ごみステーションからのアルミ缶等の持ち去り禁止について、普及啓発、指導等に努めます。</p>

<p>こと、②市長は違反者に対して収集運搬禁止命令を行うことができること、③禁止命令に違反した者を 20 万円以下の罰金に処することなどの規定を設けました（持ち去り禁止と禁止命令については 21 年 4 月から、罰則規定については 7 月から施行）。</p> <p>また、条例改正の内容について、広報さっぽろ、ごみ分けガイド等を通じて市民に周知するとともに、ごみステーションパトロール中に違反者を発見した場合は、口頭又は文書により注意を行いました。</p>	
<b>◆7 共同住宅におけるごみステーション管理制度の整備</b>	
<p>〈平成 20 年度～〉</p> <p>■ 共同住宅のオーナーや管理会社などによる、居住者へのごみ排出マナーの周知やごみステーションの管理などを規定した「札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱」を 20 年 4 月から施行しました。</p> <p>施行後は、建築・設計・不動産関係の団体・企業に対する説明会や、地域住民説明会で周知するなど、制度の普及・浸透に努めました。〈〈関連：推進 1-1◆1〉〉〈〈関連：推進 1-1◆8〉〉</p> <p>■ 21 年 2 月に、札幌市と不動産関連団体や管理会社を構成メンバーとして「札幌市共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会」を設立し、制度変更時の早朝啓発やその後の「脱・ごみ箱化プロジェクト」の取り組みなど、ごみ排出マナー改善に向けた具体策を協議しました。</p> <p>■ 共同住宅のごみ排出マナー改善のため、共同住宅の排出指導台帳を作成し、さっぽろごみパト隊などが、共同住宅ごとの日常的な排出状況などの調査を行いました。</p>	<p>■ 共同住宅のごみ排出マナー改善のため、引き続き、不動産関係団体などを通じて、オーナー、管理組合、管理会社、斡旋・仲介会社に対する制度の普及・浸透に努めます。〈〈関連：推進 1-1◆1〉〉〈〈関連：推進 1-1◆8〉〉</p> <p>■ 引き続き、「札幌市共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会」において、共同住宅などのごみ排出マナー改善に向けた具体的な対策の協議を行っていきます。</p> <p>■ 引き続き、共同住宅の排出指導台帳を用いて、さっぽろごみパト隊などが、共同住宅ごとの日常的な排出状況などの調査を行います。</p>
<b>◆8 共同住宅のごみステーションにおける利用戸数の柔軟な対応</b>	
<p>〈平成 20 年度～〉</p> <p>■ 20 年 4 月に「札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱」を施行し、ごみステーションを敷地内に設置しなければならない共同住宅の対象を拡大しました。</p> <p>また、同要綱の施行後は、建築・設計・不動産関係の団体・企業に対する説明会や地域住民説明会などにより、制度の普及・浸透に努めました。〈〈関連：推進 1-1◆1〉〉〈〈関連：推進 1-1◆7〉〉</p>	<p>■ 共同住宅のごみ排出マナー改善のため、引き続き、不動産関係団体などを通じて、オーナー、管理組合、管理会社、斡旋・仲介会社に対する制度の普及・浸透に努めます。</p> <p>また、特にごみステーションを地域と共用している既存の共同住宅のうち、地域と良好な関係を保持できない共同住宅については、ごみステーションを敷地内に設置するよう指導していきます。〈〈関連：推進 1-1◆1〉〉〈〈関連：推進 1-1◆7〉〉</p>
<b>◆9 「燃やせるごみ」の早期収集の検討</b>	
<p>〈平成 21 年度〉</p> <p>■ 新ごみルール開始に伴い、「燃やせるごみ」は大幅な減量となっており、この状況を見極めつつ、収集方法について検討を行いました。</p>	<p>■ 引き続き、「燃やせるごみ」の収集量の推移やごみ収集方法等の調査などの動向を見極めながら、早期収集についての検討を進めます。</p>
<b>◆10 「びん・缶・ペットボトル」と「容器包装プラスチック」の別日収集の実施</b> <b>【再掲⇒重点 5-1◆2】</b>	

---

## ● 問い合わせ先

◆ 1 2 3 4 5 6 7 8 9

環境事業部 業務課 電話 211-2916

---

## ● 備考

### ◆ 1 「札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱」について

ごみステーションの利用や共同住宅におけるごみ保管場所の設置などを定めている規定の全面的な見直しを図り、20年4月から「札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱」を施行し、市民の皆さんや共同住宅の所有者などに次のことについて、ご協力いただくこととなりました。

#### 市民の皆さん

- ごみステーションの清潔保持
  - ・ ネットやカラスよけサークルなどの管理器材を有効活用して清潔を保持すること
  - ・ 管理器材の整理やごみステーションの清掃・除雪は、ごみステーションの利用者全員で行うこと
  - ・ ごみは自ら管理に携わるごみステーションに排出すること

#### 共同住宅の所有者など

- 共同住宅所有者などからの居住者に対するごみ排出ルールの周知徹底
  - ・ 共同住宅の所有者、管理組合、管理会社は、居住者に対し分別指導を行い、また、居住者とともにごみステーションの清潔保持に努めること
  - ・ 共同住宅の賃貸に関する斡旋・仲介業者は、入居時にごみの分別方法、排出日時などを周知すること
- 共同住宅のごみステーションの設置など
  - ・ 住戸を6戸以上有する新築の共同住宅は、敷地内にごみステーションを設置すること
  - ・ 既存の共同住宅であっても、ごみステーションの共用にあたり、近隣住民と良好な関係が保持できない場合は、敷地内にごみステーションを設置すること

### ◆ 2 さっぽろごみパト隊とは？

さっぽろごみパト隊とは、ごみステーションのパトロール、ごみ排出の立ち会い指導や不適正排出ごみを開封し、排出者が特定された場合に個別指導を行うなどの清掃指導を行う指導員のことです。

なお、さっぽろごみパト隊は、条例に基づき市長から任命され、公務員として個人情報などについての守秘義務を負います。

### ◆ 6 「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例」及び同施行規則の一部改正

ごみステーションからアルミ缶などを持ち去る行為については、市民の皆さんから多数の苦情

が寄せられていましたが、これまで持ち去り行為を禁止する明確な法的根拠がなかったため、有効な指導ができませんでした。

そこで、「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例」及び同施行規則の一部改正を行い、次の規制を設けました。今後は、効果的な持ち去り行為対策を実施していきます。

- ごみステーションからのアルミ缶、スチール缶、ペットボトルの持ち去り禁止（21年4月から）。
- 市長は違反者に対して収集運搬禁止命令を行うことができる（21年4月から）。
- 収集運搬禁止命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する（21年7月から）。

## 1-2 ごみ収集サービスの改善

### 【施策概要】

大型ごみの基準を簡素化し、市民にとって分かりやすい方法に見直すなど、ごみ収集サービスの改善について検討します。

平成 21 年度までに実施したこと	平成 22 年度に実施すること
◆ 1 「大型ごみ」の基準の見直し	
<p>〈平成 21 年度～〉</p> <p>■ 21 年 7 月からの新ごみルールにおいて、「大型ごみ」のうち指定袋に入るものは「燃やせるごみ」や「燃やせないごみ」として、ごみステーションに排出できるよう制度を改めました。</p> <p>また、制度の変更内容について、新ごみルールの説明会、広報さっぽろ、ごみ分けガイド等を通じて市民に周知しました。</p>	<p>■ 引き続き、制度の内容を市民に適切に案内します。</p>
◆ 2 許可業者による家庭ごみの戸別収集等の検討	
<p>〈平成 20 年度～〉</p> <p>■ さまざまな市民ニーズに対応するため、一般廃棄物収集許可業者と希望者との間で、家庭ごみの戸別収集運搬契約（有料）を結ぶことにより、戸別収集が可能となるしくみなどについて検討を開始しました。</p>	<p>■ 引き続き、一般廃棄物収集許可業者と希望者との間で、家庭ごみの戸別収集運搬契約（有料）を結ぶことにより、戸別収集が可能となるしくみについて検討します。</p>

### ● 問い合わせ先

- ◆ 1 環境事業部 業務課
- ◆ 2 環境事業部 企画課

電話 211-2916  
電話 211-2912

### ● 備考

#### ◆ 1 平成 21 年 7 月以降の大型ごみの排出について

これまで最大辺又は径が 30 センチを超えるものは「大型ごみ」として排出することとされていましたが、21 年 7 月以降、指定袋に入るもの（テレビやパソコンなどの排出禁止物は除く。）は「燃やせないごみ」又は「燃やせるごみ」として、ごみステーションに排出できるようになりました。

## 2-1 具体的な行動につなげる普及啓発の実施

### 【施策概要】

ごみ減量・リサイクル行動の実践を促すため、新聞や広報誌などのさまざまな媒体を活用するなど、ごみ減量・リサイクルに関する確実な情報提供に努めます。

平成 21 年度までに実施したこと	平成 22 年度に実施すること
◆ 1 ごみ減量・リサイクルに関する行動の喚起と促進	
<p>■ 市民からの申し込みに応じて、「出前講座・出前教室」を開催し、新ごみルールの説明やごみ減量・リサイクルについて、普及啓発を行いました。〈〈関連：推進 2-2◆1〉〉</p> <p>■ リサイクルプラザ宮の沢及びリユースプラザでのイベント、教室、講座などを通じて、ごみ減量・リサイクルの取り組みに関する普及啓発を行いました。〈〈関連：重点 1-1◆2〉〉〈〈関連：重点 1-1◆3〉〉〈〈関連：推進 2-2◆3〉〉</p> <p>■ 事業者の環境に配慮した取り組みを支援するため、環境配慮の取り組み事例を掲載したガイドブック「サッポロ ECO メニュー」の配布を行ったほか、環境の専門家を事業所に派遣する「EMS 等運用アドバイザー派遣制度」を実施しました。</p> <p>また、一定規模以上の事業者に対して環境負荷の低減を義務付ける「環境保全行動計画」等について、対象事業者の拡大を図ること等を目的に「札幌市生活環境の確保に関する条例」の改正を行いました。</p> <p>〈平成 3 年度〜〉</p> <p>■ ごみの問題を市民・事業者が自らの問題としてとらえ、ごみ減量・リサイクルに向けた具体的な行動を実践できるよう、「さっぽろ GOMI マガジン」などの啓発冊子やホームページなどの媒体を活用して、市民・事業者に対する呼びかけを行いました。</p> <p>また、21 年度は、新ごみルールの内容に合わせ、「さっぽろ GOMI マガジン」を改訂し、市民に配布しました。〈〈関連：重点 1-1◆1〉〉〈〈関連：推進 2-1◆3〉〉</p>	<p>■ 引き続き、「出前講座・出前教室」を開催し、ごみ減量・リサイクルについて普及啓発を行います。また、より分かりやすい内容とするため、配布資料の見直しやアンケートを随時行い、市民ニーズの把握に努めます。〈〈関連：推進 2-2◆1〉〉</p> <p>■ リサイクルプラザ宮の沢及びリユースプラザでのイベント、教室、講座などを通じて、ごみ減量・リサイクルの取り組みに関する普及啓発を行います。また、両施設で情報を共有し、連携を図ります。〈〈関連：重点 1-1◆2〉〉〈〈関連：重点 1-1◆3〉〉〈〈関連：推進 2-2◆3〉〉</p> <p>■ 引き続き、「サッポロ ECO メニュー」、「EMS 等運用アドバイザー派遣制度」により、事業者の自主的な環境配慮の取り組みに対する支援を行います。</p> <p>また、「環境保全行動計画」等の内容を公表し、事業者の環境配慮活動を広く公開することにより、環境に配慮した取り組みのさらなる普及・促進を図ります。</p> <p>■ 引き続き、啓発冊子やホームページなどの媒体を活用して、市民・事業者に対する呼びかけを行います。</p> <p>また、「さっぽろ GOMI マガジン」を市民に配布します。〈〈関連：推進 2-1◆3〉〉</p> <p>■ ごみ減量・リサイクルに関する市民議論の活性化を図るため、「さっぽろスリムネットフォーラム」を開催し、「さっぽろスリムネット」の会員や市民・市民団体などのごみ減量実践活</p>

<p>〈平成 20 年度〉</p> <p>■ 環境ひろばなどのイベントの機会に、家具の廃材を活用した「出前工作教室」を実施しました。〈〈関連：重点 1-1◆2〉〉</p> <p>〈平成 20 年度～〉</p> <p>■ 環境に配慮した取り組みを行っている事業者を「さっぽろエコメンバー」として登録し、その取り組みを公表する「さっぽろエコメンバー登録制度」により、事業者の自主的な環境配慮の取り組みを推進してきました。</p> <p>また、北海道グリーンビズ認定制度や札幌商工会議所の ECO 宣言行動と連携したほか、金融機関が低利融資の対象とする等、「さっぽろエコメンバー」登録の促進を図りました。</p> <p>【さっぽろエコメンバー登録事業所数：1, 225 件】</p> <p>〈平成 21 年度～〉</p> <p>■ 主に札幌市内で活動し、環境保全に貢献する優れた取り組みを行っている個人・企業・団体を、「地球温暖化対策部門」「循環型社会形成部門」「環境保全・創造部門」の各部門別に顕彰する「さっぽろ環境賞」を 21 年 2 月に創設しました。第 1 回（21 年度）は、合計 71 件の自薦・他薦の中から、選考委員会の選考を経て 13 件の受賞者を決定し、6 月に表彰式を行いました。〈〈関連：重点 1-1◆5〉〉</p>	<p>動の発表・紹介を行います。〈〈関連：重点 1-1◆2〉〉</p> <p>■ 引き続き、家具の廃材を利用した「出前工作教室」を実施します。〈〈関連：重点 1-1◆2〉〉</p> <p>■ 引き続き、市内事業者の登録促進を図るとともに、市民に対して、買い物などの際の「さっぽろエコメンバー」の利用を呼びかけていくことにより、環境に配慮した取り組みの輪をさらに広げていきます。</p> <p>■ 引き続き、環境保全に貢献する優れた取り組みを行っている事業者を顕彰し、その活動内容をホームページなどで広く紹介することにより、環境に配慮した活動のさらなる普及・促進を図ります。〈〈関連：重点 1-1◆5〉〉</p>
--	---

**◆ 2 ごみの排出ルールに関する普及啓発の徹底**

<p>〈平成 20 年度〉</p> <p>■ 新ごみルールの十分な周知を図るため、20 年 11 月から 21 年 6 月末まで、市内各地域で、地域住民や各種団体などを対象に新ごみルールの説明会を 2, 692 回開催しました。また、7 月以降は、出前講座を活用して市民への周知を図りました。〈〈関連：推進 3-2◆1〉〉</p> <p>【説明会参加人数：延べ 130, 260 人（20 年 11 月～）】</p> <p>【出前講座開催回数：54 回、参加人数：3, 302 人】</p> <p>〈平成 21 年度〉</p> <p>■ 家電リサイクルの制度変更について広報さっぽろや清掃ホームページなどを通じて情報提供を行いました。〈〈関連：重点 1-2◆2〉〉</p> <p>① 21 年 4 月から家電リサイクル法の対象となる家電品目に「液晶テレビ・プラズマテレビ」と「衣類乾燥機」が追加されたこと</p> <p>② 21 年 10 月から家電リサイクルの指定引取場所が全メーカーで共通化されたこと</p> <p>■ 22 年 4 月から 9 月までの「家庭ごみ収集日カレンダー」とともに、「資源とごみの分け方・出し方」を広報さっぽろ 3 月号に綴じ込み、市内全世帯へ配布しました。〈〈関連：推進 2-1◆3〉〉〈〈関連：推進 3-2◆1〉〉</p>	<p>■ 引き続き、出前講座や清掃ホームページなどを活用して、ごみ排出ルールの周知を図ります。</p> <p>■ 引き続き、事業者による回収・リサイクルを促進するため、家庭から出されるパソコンや家電リサイクル法対象家電など、排出禁止物とされている製品の排出方法について、継続的に情報提供を行っていきます。〈〈関連：重点 1-2◆2〉〉</p> <p>■ 22 年 10 月以降の「家庭ごみ収集日カレンダー」のデザインについては、市民から意見を募集し、その意見を反映したデザインを札幌市立大学デザイン学部提案してもらうなど、より見やすいカレンダーにするよう努めます。</p> <p>また、各世帯にお住まいの住所に該当する 1</p>
--	---

	枚もののカレンダーが確実に届くよう、配布方法についても検討します。<<関連：推進 2-1◆3>>
<b>◆3 ささまざまな方法による情報発信</b>	
<p>〈平成3年度～〉</p> <p>■ 札幌市のごみ問題やごみ減量・リサイクルの方法などの情報を提供するため、「さっぽろGOMI マガジン」を発行し、広く市民に配布するとともに、清掃ホームページへ掲載しました。</p> <p>また、21年度は、新ごみルールの内容に合わせて、「さっぽろGOMI マガジン」を改訂し、市民に配布しました。&lt;&lt;関連：重点 1-1◆1&gt;&gt;&lt;&lt;関連：推進 2-1◆1&gt;&gt;</p> <p style="text-align: center;">【発行部数：20,000部】</p> <p>〈平成11年度～〉</p> <p>■ 清掃ホームページを開設し、事業内容やイベント、計画の進ちょく状況、ごみ減量・リサイクルに関する情報など、本市の清掃事業に関する情報の提供に努めました。</p> <p>〈平成19年度～〉</p> <p>■ リサイクルの流れを分かりやすく紹介したリーフレットである「札幌市のリサイクル」を、出前講座や新ごみルール説明会などの機会を通じて市民に配布しました。</p> <p>また、21年度は、新ごみルールの内容に合わせて、「札幌市のリサイクル」の増刷を行い、清掃ホームページ上においても、リサイクルの流れについて情報提供を行いました。</p> <p style="text-align: center;">【発行部数：60,000部】</p> <p>〈平成21年度〉</p> <p>■ 新ごみルールの周知を図るため、5月下旬から6月中旬にかけて、「ごみ分けガイド」などを市内全世帯に配布しました。さらに、テレビ、ラジオ、新聞、公共交通機関広告、ポスター、広報誌などの各種媒体による集中的なPRを7月中旬まで行いました。&lt;&lt;関連：推進 2-1◆2&gt;&gt;&lt;&lt;関連：推進 3-2◆1&gt;&gt;</p>	<p>■ 引き続き、啓発冊子やホームページなどの媒体を活用して、市民・事業者に対する呼びかけを行います。</p> <p>また、「さっぽろGOMI マガジン」を市民に配布します。&lt;&lt;関連：重点 1-1◆1&gt;&gt;&lt;&lt;関連：推進 2-1◆1&gt;&gt;</p> <p>■ 清掃ホームページでは、市民・事業者が必要とされる清掃事業に関する情報やごみの減量に関する取り組みなどについて、わかりやすく情報提供を行っていきます。</p> <p>■ 引き続き、リーフレットや出前講座、清掃ホームページなどを通じて、リサイクルの流れについて情報提供を行っていきます。</p>
<b>◆4 区ごとのごみ量の公表</b>	
<p>〈平成20年度～〉</p> <p>■ 市民に身近なごみ減量・リサイクルの取り組み効果を実感してもらうことで、ごみ減量・リサイクルへの取り組み意欲の向上を図るため、清掃ホームページに「区ごとのごみ量」のページを開設し、月別の1人1日当たりの廃棄ごみ量を公表しました。</p>	<p>■ 引き続き、区ごとのごみ量を清掃ホームページに掲載し、自身の地域のごみ排出状況について情報提供することにより、ごみ減量・リサイクルに対する意欲の向上を図ります。</p>
<b>◆5 イベントにおけるごみ減量・リサイクルの推進</b>	
<p>〈平成15年度～〉</p> <p>■ リサイクルプラザ宮の沢と連携をとりながら、移動食器洗浄車「アラエール号」やリユース食器の貸し出しに関する情報をイベント主</p>	<p>■ 引き続き、リサイクルプラザ宮の沢と連携をとりながら、移動食器洗浄車「アラエール号」やリユース食器の貸し出しに関する情報をイ</p>

催団体へ積極的に提供し、リユース食器の利用促進を図りました。

【貸出件数：24件】

ベント主催団体へ積極的に提供し、リユース食器の利用促進を図っていきます。

---

## ● 問い合わせ先

- |         |                 |             |
|---------|-----------------|-------------|
| ◆ 1 3 5 | 環境事業部 ごみ減量推進課   | 電話 211-2928 |
| ◆ 1     | 環境都市推進部 環境管理担当課 | 電話 211-2879 |
| ◆ 2 3 4 | 環境事業部 企画課       | 電話 211-2912 |
| ◆ 2     | 環境事業部 業務課       | 電話 211-2916 |
-

## 2-2 ごみについて関心を高める環境教育の充実

### 【施策概要】

ごみ減量・リサイクルへの理解と関心を高め、積極的な参加を促すため、リサイクルプラザ・環境プラザ・清掃工場などの施設を活用した学習の場を増やすなど、あらゆる機会を通じた環境教育を効果的に進めます。

平成 21 年度までに実施したこと	平成 22 年度に実施すること
◆ 1 ごみに関する学習会などの充実	
<p>■ 環境プラザの事業として、学校の「総合的な学習の時間」の授業や市民グループが主催する学習会などに、「環境教育リーダー」や「環境保全アドバイザー」の派遣を行ったほか、環境プラザの展示物「ごみ分別ゲーム」を新ごみルールに合わせ更新しました。〈〈関連：推進 2-2◆3〉〉</p> <p>【環境保全アドバイザー派遣：26 件、2,024 人】 【環境教育リーダー派遣：44 件、2,311 人】</p> <p>■ 「さっぽろ GOMI マガジン」や「札幌市のリサイクル」などの冊子を活用した「出前講座・出前教室」の実施など、ごみの減量やリサイクルの取り組みに関する普及啓発を行いました。〈〈関連：推進 2-1◆1〉〉</p> <p>■ 「さっぽろスリムネット」事業として、子どもたちがゲームを楽しみながらごみの減量を学ぶ「買い物ゲーム」の出張講座を開催しました。〈〈関連：重点 1-1◆2〉〉</p> <p>■ 「さっぽろスリムネット」事業として、子どもたちが使わなくなったおもちゃを持ち寄って交換する「おもちゃぱくりっこ」やリサイクルプラザ発寒工房から出る家具の廃材を使った「出前工作教室」を実施しました。 〈〈関連：重点 1-1◆2〉〉</p> <p>〈平成 19 年度〜〉</p> <p>■ 「ごみ分けガイド」などの冊子を活用し、地域でのイベントや出前講座、小学生向け出前教室などを通じて、ごみの分別に関する普及啓発に努めました。 【出前講座開催回数：140 回、参加者：5,621 人 小学生向け出前教室開校数：9 校参加者：751 人】</p>	<p>■ 引き続き、「環境教育リーダー」や「環境保全アドバイザー」を派遣するほか、環境プラザにおける市民向け講座などにより、市民のごみに対する関心を高める工夫に努めます。〈〈関連：推進 2-2◆3〉〉</p> <p>■ 引き続き、「さっぽろ GOMI マガジン」や「札幌市のリサイクル」、「出前講座・出前教室」などを活用し、ごみの減量やリサイクルの取り組みに関する普及啓発を行っていきます。〈〈関連：推進 2-1◆1〉〉</p> <p>■ 引き続き、「さっぽろスリムネット」事業として、「買い物ゲーム」の出張講座を実施していきます。〈〈関連：重点 1-1◆2〉〉</p> <p>■ 引き続き、「さっぽろスリムネット」事業として、「おもちゃぱくりっこ」や「出前工作教室」を実施します。〈〈関連：重点 1-1◆2〉〉</p> <p>■ 引き続き、地域でのイベントや出前講座、小学生向け出前教室などでごみの分別に関する普及啓発に努めます。</p>
◆ 2 リサイクル施設・ごみ処理施設見学会の充実	
<p>〈平成 19 年度〜〉</p> <p>■ 小中学校を対象に、資源物の選別施設や清掃工場をはじめとする環境関連施設の見学や自</p>	<p>■ 学校において、より効果的な学習を行うことができるようにするため、校外学習のためのモ</p>

<p>然体験など、環境教育に関する校外学習を実施する際に、バスの貸出事業を行いました。</p> <p style="text-align: center;">【バス貸出数：69校】</p> <p>〈平成20年度〉</p> <p>■ リサイクルプラザ宮の沢の「ごみ減量リーダー養成講座」において施設見学を併せて行い、ごみ問題への普及啓発に努めました。</p> <p style="text-align: center;">【開催回数：3回】</p>	<p>デルコースを作成・活用し、バスの貸出事業を推進します。</p> <p>■ リサイクルプラザ宮の沢の事業として、清掃工場や資源物の選別施設などを見学する「ごみ処理施設見学会」を行います。</p> <p style="text-align: center;">【開催回数：5回】</p>
<p style="text-align: center;"><b>◆3 「リサイクルプラザ」・「環境プラザ」における情報の共有</b></p>	
<p>■ 環境プラザの事業として、学校の「総合的な学習の時間」などの授業や市民グループが主催する学習会などに、「環境教育リーダー」や「環境保全アドバイザー」などの人材派遣を行いました。また、21年度は環境プラザの展示物「ごみ分別ゲーム」を新しいごみ排出ルールに合わせ更新しました。〈〈関連：推進2-2◆1〉〉</p> <p style="text-align: center;">【環境保全アドバイザー派遣：26件、2,024人】</p> <p style="text-align: center;">【環境教育リーダー派遣：44件、2,311人】</p> <p>■ リサイクルプラザ宮の沢の事業として、次に掲げる事業を行い、市民の学習機会の拡大や自主的な活動及び交流の支援を行うとともに、ごみ減量・リサイクルに関する最新情報の積極的な提供を行いました。〈〈関連：推進2-1◆1〉〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種教室、講座の開催 <p style="text-align: center;">【教室・講座などの開催回数：268回、参加者数：10,013人】</p> </li> <li>○ 「リサイクル品の展示」や「生ごみ堆肥化の講習」などを行う市民交流広場事業の実施</li> <li>○ プラザ事業ニュース（毎月）、ごみニューケーションさっぽろ（季刊誌）などの冊子の発行やホームページへの掲載 <p style="text-align: center;">【情報誌発行部数：45,900部】</p> </li> <li>○ 来館者を対象とした新ごみルールに関するアンケートの実施及びそれを踏まえた情報発信</li> </ul>	<p>■ 引き続き、「環境教育リーダー」や「環境保全アドバイザー」を派遣するほか、環境プラザにおける市民向け講座などにより、市民のごみに対する関心を高める工夫に努めます。〈〈関連：推進2-2◆1〉〉</p> <p>■ 引き続き、リサイクルプラザ宮の沢の事業として、次に掲げる事業を行い、市民の学習機会の拡大、自主的な活動及び交流の支援を行うとともに、ごみ減量・リサイクルに関する最新情報の積極的な提供に努めます。〈〈関連：推進2-1◆1〉〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種教室、講座の開催</li> <li>○ 「リサイクル品の展示」や「生ごみ堆肥化の講習」などを行う市民交流広場事業の実施</li> <li>○ プラザ事業ニュース（毎月）、ごみニューケーションさっぽろ（年2回）などの冊子の発行やホームページへの掲載</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>◆4 学校における環境教育の取り組み</b></p>	
<p>〈平成19年度～〉</p> <p>■ 小中学生を対象に「エコライフレポート」を配布し、夏休みや冬休み中にエコ行動を実践し、また、レポートを提出してもらうことで、児童・生徒一人一人の環境に対する関心を高めるための啓発活動を行いました。</p> <p style="text-align: center;">【19年度からのレポート提出延べ枚数：約38万枚】</p> <p style="text-align: center;">【21年度に取り組んだ児童・生徒の割合：夏休み82%、冬休み87%】</p> <p>〈平成20年度〉</p> <p>■ 清掃・水・雪・環境の各部門を統合した小学生向け総合的環境副教材を、市立小学校の新1、3、5年生の全児童に配布しました。また、22年度の配布に向け、新ごみルールやエネルギー分野について改訂を行いました。</p>	<p>■ 引き続き、「エコライフレポート」を活用した環境教育を行い、より多くの児童・生徒が環境問題へ関心を持つよう呼びかけていきます。</p> <p>■ 新ごみルールやエネルギー分野について改訂を行った環境副教材を配布するほか、教員用手引書を作成し、より効果的な活用を図ります。</p>

<p>■ 教育委員会が主体として取り組みを進めている「学校給食フードリサイクル事業」については、一般廃棄物許可業者やリサイクル施設の関係者とも連携して円滑な事業の実施を支援していきます。なお、21年度の学校給食残渣回収校は275校（市内の小中学校の約90%）となっています。</p>	<p>■ リサイクル施設で受け入れている生ごみ受入量が処理可能量の上限に近くなっているため、リサイクル量について、リサイクル施設と調整を図りながら、円滑な事業運営の支援に努めます。</p>
---	--

## ● 問い合わせ先

◆ 1 2 3	環境事業部 ごみ減量推進課	電話 211-2928
◆ 1	環境事業部 業務課	電話 211-2916
◆ 1 2 3 4	環境都市推進部 環境計画課	電話 211-2877
◆ 4	環境事業部 事業廃棄物課	電話 211-2927

## ● 備考

### ◆ 2 3 リサイクルプラザ

○ リサイクルプラザ宮の沢：札幌市西区宮の沢1条1丁目（地下鉄東西線「宮の沢駅」直結地下通路で約5分）



○ 二十四軒サテライト：札幌市西区二十四軒4条1丁目



## 3-1 家庭ごみ有料化の実施

### 【施策概要】

より多くの市民の積極的な行動を喚起し、ごみ減量効果を最大限に高めるため、経済的な動機付けとしての家庭ごみ有料化を実施します。

平成 21 年度までに実施したこと	平成 22 年度に実施すること										
<b>◆ 1 家庭ごみ有料化の目的</b>											
<p>■ 家庭ごみ有料化の目的は次のとおりです。</p> <p>① ごみ量に応じた手数料を排出者が負担するしくみであることから、経済的動機付けが働き、家庭における廃棄ごみと資源物の分別意識の向上や集団資源回収・拠点回収の利用促進など、ごみ減量・リサイクルの手段をより積極的に選択する効果が期待されること</p> <p>② 家庭ごみの減量に積極的に取り組んでいる人とそうでない人との間で、家庭ごみの処理に対する金銭負担に差が生じることとなり、費用負担の公平性が確保されること</p> <p>③ ごみの減量・リサイクルのための新たな施策等の財源を確保すること</p>											
<b>◆ 2 手数料の料金水準</b>											
<p>■ 手数料の額は、市民にとって過度の負担とまらない範囲で、できる限りごみを減量する動機付けが働くこと、また、近隣市町村の料金水準との均衡を考慮し、1リットル当たり2円と設定しました。</p>											
<b>◆ 3 手数料の徴収方法</b>											
<p>■ 本市の家庭ごみ処理手数料の徴収方法は、「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則」に基づき、指定袋を用いた排出量単純比例方式を採用しており、次の4種類の指定袋を設けています。</p> <p>&lt;&lt;指定袋の種類と価格&gt;&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>袋の大きさ</th> <th>価格/組</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5リットル袋</td> <td>100円(10枚1組)</td> </tr> <tr> <td>10リットル袋</td> <td>200円(10枚1組)</td> </tr> <tr> <td>20リットル袋</td> <td>400円(10枚1組)</td> </tr> <tr> <td>40リットル袋</td> <td>400円(5枚1組)</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 指定袋の製造・保管配送及び手数料収納などを適切に行うための手数料徴収システムを整備するとともに、手数料の収納及び指定袋の交付を円滑に行うため、スーパーマーケットなどの小売店と手数料収納事務委託契約を締結し、21年6月から指定袋の販売を開始しました。</p> <p>【22年3月末日現在：1,960店舗】</p>	袋の大きさ	価格/組	5リットル袋	100円(10枚1組)	10リットル袋	200円(10枚1組)	20リットル袋	400円(10枚1組)	40リットル袋	400円(5枚1組)	<p>■ 引き続き、指定袋取扱店の募集を実施します。</p>
袋の大きさ	価格/組										
5リットル袋	100円(10枚1組)										
10リットル袋	200円(10枚1組)										
20リットル袋	400円(10枚1組)										
40リットル袋	400円(5枚1組)										
<b>◆ 4 減免制度</b>											
<p>〈平成 21 年度〉</p> <p>■ 家庭ごみ有料化は、全ての市民がごみ排出量に応じた手数料を負担することを原則としていますが、例外的措置として、子育て支援や介護支援などの観点から、次の世帯に対して一定</p>	<p>■ 引き続き、次の世帯に対して、指定袋の無償交付を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「札幌市在宅高齢者等・重度障がい者（児）紙おむつサービス事業」の受給者</li> </ul>										

<p>枚数の指定袋を無償交付しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「札幌市在宅高齢者等・重度障がい者（児）紙おむつサービス事業」の受給者</li> <li>・2歳未満の乳幼児がいる世帯</li> <li>・生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付世帯（21年度限り）</li> </ul> <p>〈平成 21 年度〉</p> <p>■ 道路や公園など公共の場所を、市民が自発的に清掃して出るごみについて、無料でごみステーションに排出するための専用のごみ袋（ボランティア袋）を清掃事務所や区役所、土木センター、まちづくりセンターなど 115 カ所の窓口で配布しました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2歳未満の乳幼児がいる世帯</li> </ul> <p>■ 引き続き、ボランティア袋を配布します。</p>
<b>◆ 5 手数料収入の用途</b>	
<p>〈平成 21 年度〉</p> <p>■ 21 年度の手数料収入は、以下の事業に充当しました。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「雑がみ」「枝・葉・草」の分別収集・資源化など、新たな収集・処理体制を構築するための経費</li> <li>② 集団資源回収奨励金や電動生ごみ処理機の購入助成、生ごみリサイクル・パートナーシップ収集など、家庭ごみの発生・排出抑制や資源化促進のための経費</li> <li>③ 家庭ごみの分別が進むことにより増加する「容器包装プラスチック」や「びん・缶・ペットボトル」の収集・選別のための経費</li> <li>④ 「さっぽろごみパト隊」の配置など、ごみステーション問題の改善や市民サービス向上のための経費</li> <li>⑤ 「ごみ分けガイド」及び「収集日カレンダー」の全世帯配布、ごみ減量・リサイクルに関する副教材作成など、普及啓発・環境教育のための経費</li> <li>⑥ 指定袋の製造や手数料の収納管理事務など、家庭ごみ有料化を実施するための経費</li> </ol>	<p>■ 22 年度の手数料収入は、以下の事業に充当します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「雑がみ」「枝・葉・草」の分別収集・資源化など、新たな収集・処理体制を構築するための経費</li> <li>② 集団資源回収奨励金や電動生ごみ処理機の購入助成、生ごみ減量水切り宣言の実施など、家庭ごみの発生・排出抑制や資源化促進のための経費</li> <li>③ 家庭ごみの分別が進むことにより増加する「容器包装プラスチック」や「びん・缶・ペットボトル」の収集・選別のための経費</li> <li>④ 「さっぽろごみパト隊」によるごみステーションの監視パトロール、排出指導など、ごみステーション問題の改善や市民サービス向上のための経費</li> <li>⑤ 「家庭ごみ収集日カレンダー」の作成・配布や啓発冊子の配布、啓発イベントの実施など、普及啓発・環境教育のための経費</li> <li>⑥ 指定袋の製造や手数料の収納管理事務など、家庭ごみ有料化を実施するための経費</li> </ol>
<b>◆ 6 家庭ごみ有料化開始時における不適正排出・不法投棄対策の強化</b>	
<p>〈平成 21 年度〉</p> <p>■ 新ごみルール開始時の対策として、7 月 1 日から 10 日までの間、市職員、町内会、クリーンさっぽろ衛生推進員による早朝啓発を実施しました。</p> <p>なお、早朝啓発は、共同住宅のオーナー、管理組合、管理会社にも協力を呼びかけました。〈〈関連：推進 1-1◆4〉〉</p>	

## ● 問い合わせ先

◆ 1 2 3 4 5 環境事業部 企画課

電話 211-2912

◆ 6 環境事業部 業務課

電話 211-2916

## ● 備考

### ◆ 4 ごみ処理手数料減免制度の概要

- 「札幌市在宅高齢者等・重度障がい者（児）紙おむつサービス事業」の受給者  
1カ月間に使用する紙おむつの平均数量に相当する容量のごみ袋として、20リットル用指定袋1組（10枚）を、1カ月に1回、おむつサービス事業により紙おむつを配達する際にあわせて配達します。
- 2歳未満の乳幼児がいる世帯  
乳幼児の月齢に応じて、2歳になるまでの間に使用する紙おむつの平均数量に相当する枚数の20リットル用指定袋を組単位で無償交付します。

乳幼児の月齢	交付枚数
生後0カ月～3カ月未満	100枚
生後3カ月～6カ月未満	90枚
生後6カ月～9カ月未満	80枚
生後9カ月～1歳未満	70枚
生後1歳0カ月～1歳3カ月未満	50枚
生後1歳3カ月～1歳6カ月未満	40枚
生後1歳6カ月～1歳9カ月未満	30枚
生後1歳9カ月～2歳未満	20枚

### ◆ 4 ボランティア袋

- 種類  
10リットル用と40リットル用の2種類（燃やせるごみ・燃やせないごみ共用）
- 対象となるごみ
  - ・屋外の公共の用に供する場所及び空き地（管理者などが明らかなものを除く。）をまち美化を目的としてボランティアで清掃した際に出るごみ
  - ・ごみステーションの散乱ごみ
  - ・公園や道路の街路樹から私有地に飛散した落葉など
  - ・町内会など街区公園管理業務委託で収集したごみ
  - ・その他市長が認めるもの
- 交付対象  
清掃ボランティア活動を行う個人、町内会など団体及び事業者で、札幌市内に住所がある者
- 交付枚数  
1回の申し込みで交付するボランティア袋の枚数は、10リットル用と40リットル用を合わせて、原則として、個人20枚まで、団体200枚まで

◆5 平成21年度決算（見込み） 有料化手数料 約29億円の使いみち

約17億円	<p>● <b>新たな分別の開始と市民の取り組みの支援</b></p> <p>（うち約12億円）新たな収集・処理体制を構築するための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「雑がみ」の分別収集と資源化</li> <li>・ 「枝・葉・草」の分別収集と資源化</li> <li>・ 旧発寒第二清掃工場跡地にリサイクル保管庫を整備</li> <li>・ 生ごみ堆肥の使用方法や利用先などの調査・研究</li> <li>・ 製品プラスチックの焼却に伴うダイオキシン類対策の実施 など</li> </ul> <p>（うち約3億円）家庭ごみの発生・排出抑制や資源化促進のための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集団資源回収奨励金の増額</li> <li>・ 生ごみリサイクル・パートナーシップ収集の実施</li> <li>・ 電動生ごみ処理機などの購入費助成</li> <li>・ 厚別リユースプラザの運営管理</li> <li>・ 地区リサイクルセンターの運営管理</li> <li>・ 家庭用 廃食油の拠点回収支援 など</li> </ul> <p>（うち約2億円）家庭ごみの分別が進むことにより増加する収集・選別のための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「容器包装プラスチック」の収集と資源化</li> <li>・ 「びん・缶・ペットボトル」の収集と資源化 など</li> </ul>
約1億円	<p>● <b>ごみステーション問題の改善や市民サービス向上のための経費</b></p> <p>さっぽろごみパト隊による監視パトロール、排出指導の実施</p> <p>ごみステーション数の増加に伴う収集経費の増加 など</p>
約2億円	<p>● <b>普及啓発・環境教育のための経費</b></p> <p>収集日カレンダー及びごみ分けガイドの全世帯配布</p> <p>各種啓発冊子の配布、啓発イベントの開催</p> <p>リサイクルプラザ宮の沢の運営管理</p> <p>ごみ減量・リサイクルに関する副教材の作成 など</p>
約9億円	<p>● <b>家庭ごみ有料化を実施するための経費</b></p> <p>指定袋の製造、収納管理経費など</p>

◆3 平成21年度指定袋取扱店への納品枚数

指定袋容量	納品枚数
5リットル	20,062,500枚
10リットル	30,856,000枚
20リットル	28,519,000枚
40リットル	11,335,410枚

◆5 平成22年度予算 有料化手数料 約37億円の使いみち

<p>約25億円</p>	<p>● <b>新たな分別の開始と市民の取り組みの支援</b></p> <p>(うち約15億円) 新たな収集・処理体制を構築するための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「雑がみ」の分別収集と資源化</li> <li>・ 「枝・葉・草」の分別収集と資源化</li> <li>・ 旧発寒第二清掃工場跡地にリサイクル保管庫を建設</li> <li>・ 生ごみ堆肥の使用方法や利用先などの調査・研究</li> <li>・ 製品プラスチックの焼却に伴うダイオキシン類対策の実施 など</li> </ul> <p>(うち約4億円) 家庭ごみの発生・排出抑制や資源化促進のための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集団資源回収奨励金の増額</li> <li>・ 古紙回収ボックスの増設</li> <li>・ 生ごみリサイクル・パートナーシップ収集の実施</li> <li>・ 生ごみ減量水切り宣言の実施</li> <li>・ 電動生ごみ処理機などの購入費助成</li> <li>・ 厚別リユースプラザの運営管理</li> <li>・ 地区リサイクルセンターの運営管理 など</li> </ul> <p>(うち約6億円) 家庭ごみの分別が進むことにより増加する収集・選別のための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「容器包装プラスチック」の収集と資源化</li> <li>・ 「びん・缶・ペットボトル」の収集と資源化 など</li> </ul>
<p>約2億円</p>	<p>● <b>ごみステーション問題の改善や市民サービス向上のための経費</b></p> <p>さっぽろごみパト隊による監視パトロール、排出指導の実施</p> <p>家庭ごみの収集方法の調査の実施</p> <p>ごみステーション数の増加に伴う収集経費の増加 など</p>
<p>約1億円</p>	<p>● <b>普及啓発・環境教育のための経費</b></p> <p>家庭ごみ収集日カレンダーの作成・配布</p> <p>各種啓発冊子の配布、啓発イベントの開催</p> <p>リサイクルプラザ宮の沢の運営管理 など</p>
<p>約9億円</p>	<p>● <b>家庭ごみ有料化を実施するための経費</b></p> <p>指定袋の製造、収納管理経費など</p>

# 家庭ごみ有料化の実施

## 3-2 家庭ごみ有料化の実施に向けた情報の共有

### 【施策概要】

家庭ごみ有料化の実施にあたり、制度内容やごみ減量・リサイクルの方法、実施時期などの情報を市民に広く周知します。

平成 21 年度までに実施したこと	平成 22 年度に実施すること
<b>◆ 1 家庭ごみ有料化の実施に向けた情報の共有</b>	
<p>〈平成 20 年度〜〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>20 年 11 月から 21 年 6 月末まで、市内各地域で、地域住民や各種団体などを対象に説明会を 2,692 回開催しました。〈〈関連：推進 2-1◆2〉〉</li> </ul> <p>〈平成 21 年度〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広報さっぽろをはじめ、テレビ、ラジオ、新聞、公共交通機関広告、ポスターなどの各種媒体による集中的な PR を 7 月中旬まで行いました。〈〈関連：推進 2-1◆3〉〉</li> <li>「ごみ分けガイド」「収集日カレンダー」「お試し袋」の 3 点セットを市内全世帯に配布し、新ごみルール of 周知を図りました。〈〈関連：推進 2-1◆2〉〉〈〈関連：推進 2-1◆3〉〉</li> </ul>	
<b>◆ 2 清掃事業に関する情報の提供</b>	
<p>〈平成 13 年度〜〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業会計的手法によりごみ処理コストを算出するとともに、ごみの種類ごとに処理原価を計算し、その結果を公開してきました。</li> <li>環境省が「一般廃棄物会計基準」の中で原価の算出方法を示しており、これに基づく原価計算の導入について、他都市の状況などを見極めながら、検討を進めました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、企業会計的手法によりごみ処理コストを算出するとともに、ごみの種類ごとに処理原価を計算し、その結果を公開していきます。</li> <li>引き続き、環境省が示す「一般廃棄物会計基準」に基づく原価計算の導入について、他都市の状況などを見極めながら、検討を進めます。</li> </ul>

### ● 問い合わせ先

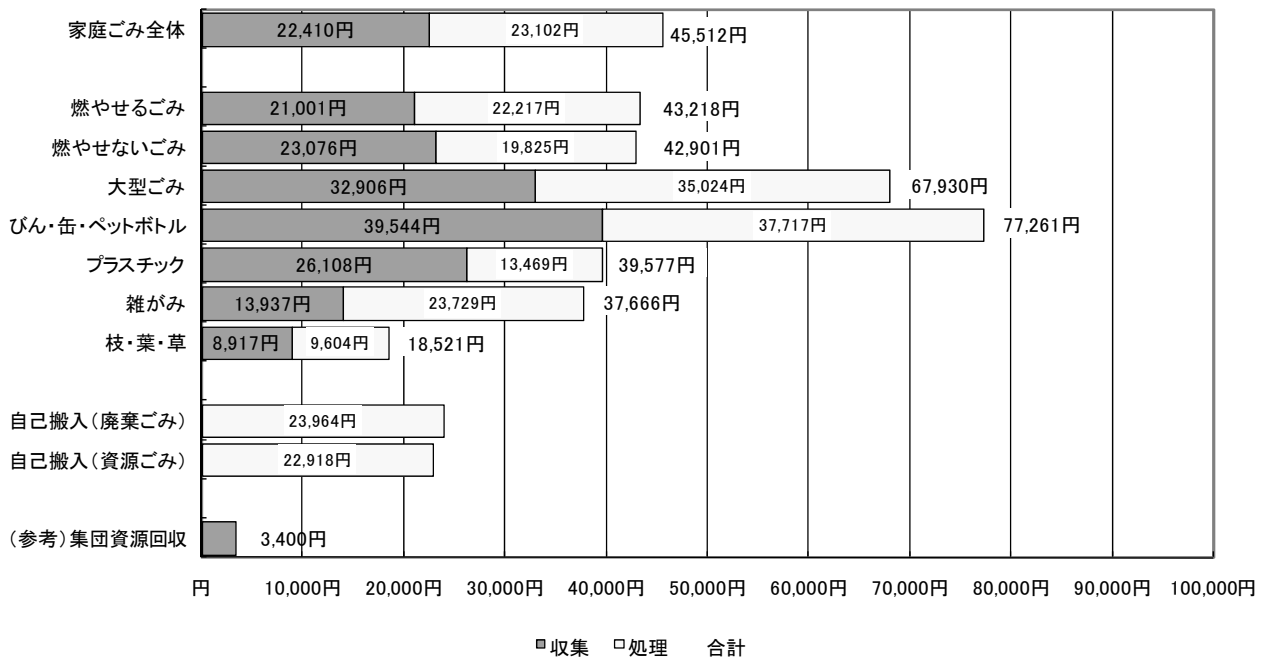
- ◆ 1 環境事業部 企画課
- ◆ 1 環境事業部 業務課
- ◆ 2 環境事業部 総務課

電話 211-2912  
電話 211-2916  
電話 211-2906

## ● 備考

### ◆ 2 原価計算方法による算定

平成 21 年度ごみ種別の 1 トンあたりの収集・処理原価(決算見込)



- ※ 燃やせるごみには、地域清掃ごみ及び管路ごみのうちの可燃物を含んでいます。  
 燃やせないごみには、地域清掃ごみ及び管路ごみのうちの不燃物を含んでいます。  
 大型ごみには、リサイクル品として収集して修理・再生したものは含んでいません。

## 家庭ごみ有料化の実施

### 3-3 ごみ減量のための総合的施策の実施

#### 【施策概要】

ごみ減量効果を最大限に高めるため、家庭ごみの有料化と合わせて、ごみ減量・リサイクルに取り組める具体的な手段をさらに拡充していきます。

平成 21 年度までに実施したこと

平成 22 年度に実施すること

◆1：ごみ減量のための総合的施策の実施

【再掲⇒重点施策 1～5、推進施策 1・2・4】

#### ● 備考

◆1 家庭ごみ有料化と併せて実施する総合的施策

##### (1) ごみ減量・リサイクルの推進

- ① 発生・排出抑制のしくみづくり(重点施策1)
  - ◆ごみ発生・排出抑制のための行動の実践(重点施策1-1) など
- ② 市民による自主的な資源化の促進(重点施策2)
  - ◆集団資源回収の充実、回収拠点の整備(重点施策2-1、2-2)
  - ◆生ごみ・草木類の減量・資源化の支援(重点施策2-3) など
- ③ 新たな分別収集と資源化の実施(重点施策4-1)
  - ◆「雑がみ」の分別収集と資源化 など
- ④ 普及啓発と環境教育の充実(推進施策2)
  - ◆具体的な行動につながる普及啓発の実施(推進施策2-1)

##### (2) 収集サービスの向上

- ① ごみステーション問題の改善(推進施策1-1)
  - ◆ごみステーション管理器材の助成
- ② ごみ収集サービスの改善(推進施策1-2)
  - ◆「びん・缶・ペットボトル」と「容器包装プラスチック」の別日収集の実施
  - ◆「大型ごみ」の基準の見直し
  - ◆「燃やせるごみ」の早期収集の検討 など

##### (3) 不適正排出、不法投棄の防止に向けた施策

- ① ごみステーション問題の改善(推進施策1-1)
  - ◆「さっぽろごみパト隊」の配置によるごみステーションの管理支援
  - ◆共同住宅におけるごみステーション管理制度の整備 など
- ② 不法投棄対策の強化(重点施策5-5)
  - ◆監視体制の強化 など

# 清掃事業の効率化の推進

## 4-1 収集・処理業務の効率化

### 【施策概要】

収集業務や清掃工場・埋立地などの処理業務の民間委託拡大などにより、効率化を進めていきます。

平成 21 年度までに実施したこと	平成 22 年度に実施すること
<b>◆ 1 収集業務の効率化</b>	
<p>〈平成 21 年度〜〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまで約 5 割だったごみ収集業務の委託率を段階的に引き上げ、新ごみルールを開始した 21 年 7 月から約 7 割に引き上げました。</li> <li>中央区内において、狭隘路や急な坂道など、冬期間に収集が困難な地域の実地調査を行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、ごみの排出状況等を考慮しながら、効率的な人員配置を検討します。</li> <li>実地調査の結果を踏まえ、市内全域における収集困難地域の収集方法を構築します。</li> </ul>
<b>◆ 2 清掃工場・埋立地などの処理業務の効率化</b>	
<p>〈平成 21 年度〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>4 月から篠路清掃工場の運転管理業務の委託化を実施しました。</li> <li>新ごみルール以降、焼却ごみが大幅に減量したことに伴い、篠路清掃工場以外の 3 つの工場で焼却処理が可能と判断し、篠路清掃工場については 22 年 3 月末をもって運転を休止しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>篠路清掃工場の運転休止に伴い、職員数の削減を行います。</li> <li>また、22 年度中に篠路清掃工場の廃止の可否について検討します。</li> </ul>
<b>◆ 3 P F I ・長期維持管理委託等の検討</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>篠路清掃工場の運転管理業務の長期委託は、焼却ごみの大幅な減少による同工場の運転休止に伴い、業務の大幅な縮小により対応しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新ごみルール以降のごみ量の動向を見極めながら、施設の長期維持管理委託や P F I など民間の能力を活用した事業手法の導入について、引き続き検討を行います。</li> </ul>

### ● 問い合わせ先

◆ 1 2 環境事業部 総務課	電話 211-2906
◆ 1 環境事業部 業務課	電話 211-2916
◆ 3 環境事業部 施設管理課	電話 211-2922

## 4-2 事業ごみの処理費用負担の適正化

### 【施策概要】

排出事業者処理責任の原則に基づく適正な負担とするため、ごみ処理手数料を原価相当額まで段階的に引き上げます。

平成 21 年度までに実施したこと	平成 22 年度に実施すること
◆ 1 ごみ処理手数料の適正化	
<p>■ ごみ種ごとの原価や景気の動向などを踏まえながら、適正な処理手数料のあり方についての検討を行いました。</p>	<p>■ 引き続き、ごみ種ごとの原価や景気の動向などを踏まえながら、適正な処理手数料のあり方についての検討を行います。</p>

### ● 問い合わせ先

◆ 1 環境事業部 総務課

電話 211-2906

### ● 備考

#### ◆ 1 ごみ処理手数料の主な内容

種 類	処理手数料
事業系一般廃棄物を収集し、運搬し、及び処分するとき。	20 リットルにつき 120 円。ただし、これによることが著しく実情にそぐわないもので規則で定めるものは、1 キログラムにつき 28 円
清掃工場に搬入された一般廃棄物を処分するとき。	10 キログラムにつき 170 円
ごみ資源化工場に搬入された一般廃棄物を処分するとき。	10 キログラムにつき 110 円
埋立処理場に搬入された一般廃棄物を処分するとき。	10 キログラムにつき 170 円

## ● 「スリムシティさっぽろ計画」の計画外事業

平成 21 年度までに実施したこと	平成 22 年度に実施すること
<b>◆ 要介護者等に対するごみ収集支援の実施（さわやか収集）</b>	
<p>〈平成 21 年度〉</p> <p>■ 一定の要件に該当する要介護者や障がい者に対し、「玄関先からのごみの収集」や「大型ごみの家屋内からの運び出し」を支援する「さわやか収集」を地域福祉活動と連携を図りながら行いました。</p> <p>【3 月末で玄関先からの収集 207 世帯、大型ごみの家屋内からの運び出し 21 世帯 43 品目】</p>	<p>■ 「さわやか収集」について、関係団体や市民へのさらなる周知に努めます。</p>

## ● 問い合わせ先

◆ 環境事業部 業務課

電話 211-2916

## ● 備考

### ◆ さわやか収集

- 支援内容
  - ・ごみステーションまで運ぶことが難しいごみを、週 1 回玄関先から収集
  - ・屋外に運ぶことが困難な大型ごみの運び出し
- 対象
  - 自分でごみを運ぶことが困難で、以下のすべてにあてはまる方
  - ・介護保険の要介護 2 以上か障害福祉サービスの障害程度区分 3 以上
  - ・親族やボランティアなどの協力を得られない
  - ・同居者がいる場合、同居者も介護保険の要介護 2 以上か障がい福祉サービスの障害程度区分 3 以上に該当

---

# 取組指標

---

## ○ 発生・排出抑制

項 目	単位	H17	H18	H19	H20	H21	
さっぽろスリムネット 参加者数	人	6,672	9,367	9,889	11,343	12,978	
スリムネットフォーラム 参加者数	人	150	105	103	65	—	
リユースイベント 来場者数	人	—	974	900	1,205	1,065	
リユースプラザ（H20 までリユース広場）来場者数	人	3,684	3,268	4,393	18,172	28,975	
リサイクル家具 提供数	点	1,672	1,688	1,934	2,997	2,472	
レジ袋削減に向けた取り組み	協定締結事業者数	団体	—	—	—	12	13
	店舗数	店舗	—	—	—	172	174
	協定締結市民団体数	団体	—	—	—	7	7
	マイバッグ等持参率	%	—	—	—	87	87
	レジ袋削減量（枚数）	万枚	—	—	—	4,963	11,064
	CO2 削減量	トン	—	—	—	—	5,150
アラエール号（リユース食器のみ貸出を含む）貸出回数	回	31	45	36	41	24	

## ○ 集団資源回収・拠点回収

項 目	単位	H17	H18	H19	H20	H21
集団資源回収 参加団体数	団体	3,302	3,391	3,508	3,621	3,761
	回収量	トン	57,092	58,366	58,481	57,827
エコボックス 設置数	カ所	—	2	2	9	10
	回収量	トン	—	6	14	34
地区リサイクルセンター 設置数	カ所	—	—	—	2	2
	回収量	トン	—	—	—	—
蛍光管拠点回収 拠点数	カ所	224	257	256	253	253
	回収量	トン	65	73	85	78
家庭用廃食油拠点回収 拠点数	カ所	—	42	71	192	279
	回収量	リットル	—	5,054	21,395	41,312
古紙回収ボックス 設置数	カ所	10	10	10	10	10
	回収量	トン	152	194	233	230
古紙回収協力店（家庭系） 店舗数	カ所	64	70	72	67	75
古紙回収協力店（事業系） 店舗数	カ所	38	38	47	49	48

## ○ 生ごみ減量

項 目	単位	H17	H18	H19	H20	H21
段ボール堆肥化セット 助成数	セット	1,000	1,000	1,470	2,530	3,030
密閉式堆肥化セット 助成数	セット	840	1,015	1,697	2,050	2,050
コンポスター 助成数	台	—	266	200	242	487
電動生ごみ処理機 助成数	台	200	201	201	201	2,132
生ごみ堆肥化取り組み支援 支援団体数	団体	10	12	15	15	8
	支援世帯数	309	165	199	252	156
リサイクル・パートナーシップ収集 参加団体数	団体	—	—	—	3	10
	参加世帯数	—	—	—	348	744
	収集量	ト	—	—	—	14
生ごみ堆肥化講師派遣 派遣回数	回	34	26	35	48	45
	参加者数	人	948	1,050	819	1,237
生ごみリーダー認定者数	人	—	13	11	10	—

## ○ 事業ごみ対策

項 目	単位	H17	H18	H19	H20	H21
減量計画書・処理実績報告 提出事業所数	カ所	793	749	805	777	4,087
生ごみリサイクル（民間処理） 処理量	ト	20,457	21,657	21,845	21,963	24,879
剪定枝リサイクル（民間処理） 処理量	ト	4,262	3,659	4,130	3,637	5,254
マニフェスト報告件数	件	—	—	—	4,486	5,861
事業所立入指導 指導件数	件	125	125	111	182	2,835
清掃工場搬入指導 指導件数	件	—	—	—	—	6,482
不法投棄 発見件数	件	1,160	1,855	1,590	1,109	1,049
不法焼却 発見件数	件	97	98	62	55	76
ボランティア監視員 参加人数	人	116	186	313	383	427
高濃度 PCB 廃棄物保有業者への立入調査	件	235	289	316	396	475

## ○ ごみの分別・収集

項 目	単位	H17	H18	H19	H20	H21
分別協力率 びん	%	68	70	76	73	95
缶	%	65	69	80	78	97
ペットボトル	%	78	81	87	84	98
容器包装プラスチック	%	34	38	44	46	71
雑がみ	%	—	—	—	—	76
枝・葉・草	%	—	—	—	—	90
天然ガス使用ごみ収集車 導入台数	台	3	1	0	1	0
BDF使用ごみ収集車 導入台数	台	—	—	7	21	13
BDF使用その他車両等 導入台数	台	—	—	0	0	8
収集車火災 発生件数	件	78	107	83	81	148
クリーンさっぽろ衛生推進協議会 推進員数	人	2,933	2,905	2,914	2,969	2,936
ごみステーション管理器材 助成数（ネット）	枚	—	—	—	7,346	4,179
助成数（サークル）	基	—	—	—	3,235	4,527
ごみステーション清掃用具 提供数	団体	—	—	—	1,336	1,539
箱型ごみステーション敷地内設置費助成数	基	—	—	—	—	322
ごみステーション指導 件数	件	310	317	311	1,413	29,511
寄せられた苦情 件数（清掃事務所）	件	16,599	16,510	17,105	12,991	28,290

## ○ 普及啓発・環境教育

項 目	単位	H17	H18	H19	H20	H21
ホームページ アクセス件数	件	117,652	128,614	151,546	160,868	292,043
地域懇談会 開催回数	回	123	108	291	778	1,962
参加者数	人	9,243	8,324	10,997	53,640	90,693
買い物ゲーム出張講座 開催回数	回	—	18	23	14	13
参加者数	人	—	655	698	447	382
おもちゃばくりっこ事業 開催回数	回	—	—	—	10	12
参加者数	人	—	—	—	778	1,198
リサイクルプラザ 教室・講座等開催回数	回	302	215	225	261	268
教室・講座等参加者数	人	7,386	9,737	10,502	13,692	10,013
来場者数（宮の沢）	人	45,190	42,996	43,157	45,252	40,184
来場者数（二十四軒サテライト）	人	1,019	1,146	2,157	1,334	1,122
来場者数（合計）	人	46,299	44,142	45,314	46,586	41,306
施設見学者数 リサイクル団地	人	4,003	4,226	5,055	3,693	4,799
清掃工場	人	10,436	9,240	10,725	12,293	10,839
ごみ資源化工場	人	192	77	44	70	69
プラスチック選別センター	人	2,310	2,682	3,249	2,973	1,768
資源選別センター	人	3,794	3,232	4,981	4,379	4,897
雑がみ選別センター	人	—	—	—	—	240
環境プラザ 利用者数	人	33,961	35,234	44,067	47,092	45,515
小中学校環境関連施設見学用バス貸出回数	回	—	—	43	54	69
小中学生エコライフレポート提出件数延べ枚数	枚	—	—	27,789	123,349	251,182
環境教育リーダー 派遣回数	回	24	18	24	19	44
参加者数	人	1,560	1,273	1,523	1,220	2,311
環境保全アドバイザー 派遣回数	回	38	42	38	39	26
参加者数	人	2,453	2,426	2,604	2,780	2,024
フードリサイクル 参加校数	校	—	128	182	229	275

---

札幌市一般廃棄物処理基本計画

---

○スリムシティさっぽろ計画○

●年次報告書（平成 21 年度版）●

平成 22 年(2010 年)8 月

編集・発行：札幌市環境局環境事業部企画課  
〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目  
電 話：(011)211-2912  
ファクス：(011)218-5108

市政等資料番号：01-J00-10-487

広報印刷物番号：22-1-31

関係部局保存期間：1 年

印刷：有限会社 遠藤青写真工業所

【年次報告書はホームページでもご覧いただけます】  
清掃ホームページ [www.city.sapporo.jp/seiso/](http://www.city.sapporo.jp/seiso/)

表紙・本文ともに、再生紙を使用しています。  
本文は、白色度 100%の用紙を使用しています。



さっぽろ市  
01-J00-10-487  
22-1-31